

之曰葦原中國皆已平竟。時天照大神勅曰：若然者，方當降吾
 兒。矣。且將降。問皇孫已生。號曰天津彥彥火瓊
 瓊杵尊。時有奏曰：欲以此皇孫代降。故天照大神
 乃賜天津彥彥火瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劍、三種
 寶物。又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上
 祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五
 部神使配侍焉。因勅皇孫曰：葦原千五百秋之瑞穗國是吾
 子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆當
 與天壤無窮者矣。已而且降之。問先驅者還
 曰：有一神居天八達之衢。其鼻長七咫、背長七尺。餘當言
 七尋。且口尻明耀、眼如八咫鏡而絕然似赤酸醬也。即遣
 從神往問。時有八十萬神皆不得目勝相問。故特
 勅天鈿女曰：汝是目勝於人者。宜往問之。天鈿女乃露
 其胸。乳抑裳帶於臍下而笑。嚙向立。是時衢神問
 曰：天鈿女。汝爲之何故耶。對曰：天照大神之子行
 幸道路。有如此居之者誰也。敢問之。衢神對曰：聞天照大神之子
 今當降。行故奉迎相待。吾名是猿田彥大神。時天鈿女復問
 曰：汝將先我行乎。將抑我。先汝行乎。對曰：吾
 曰：汝將先我行乎。將抑我。先汝行乎。對曰：吾

白。有一神居天八達之衢。其鼻長七咫、背長七尺。餘當言
 七尋。且口尻明耀、眼如八咫鏡而絕然似赤酸醬也。即遣
 從神往問。時有八十萬神皆不得目勝相問。故特
 勅天鈿女曰：汝是目勝於人者。宜往問之。天鈿女乃露
 其胸。乳抑裳帶於臍下而笑。嚙向立。是時衢神問
 曰：天鈿女。汝爲之何故耶。對曰：天照大神之子行
 幸道路。有如此居之者誰也。敢問之。衢神對曰：聞天照大神之子
 今當降。行故奉迎相待。吾名是猿田彥大神。時天鈿女復問
 曰：汝將先我行乎。將抑我。先汝行乎。對曰：吾
 曰：汝將先我行乎。將抑我。先汝行乎。對曰：吾

先啓行天鈿女復問曰汝何處到耶皇孫何處
 先啓行天鈿女復問曰汝何處到耶皇孫何處
 到耶對曰天神之子則當到筑紫日向高千穂穗觸之峯吾則應
 到伊勢之狹長田五十鈴川上因曰發顯我者汝也故汝可以
 送我而到之矣天鈿女還詣報狀皇孫於是脫離天磐座
 排分天八重雲稜威道別道別而天降之也果如先期皇孫則到
 筑紫日向高千穂穗觸之峯其猿田彥神者則到伊勢之狹長田五十鈴
 川上即天鈿女命隨猿田彥神所乞遂以侍送焉時
 皇孫勅天鈿女命汝宜以所顯神名爲姓氏
 焉因賜猿女君之號故猿女君等男女皆呼爲君此其緣也高胸此云多歌
 武郷安歌。頗傾也。此云歌矛志。

一書曰天神遣經津主神武甕槌神使平定葦原
 中國時二神曰天有惡神名曰天津甕星亦名天香香背男請先誅
 此神然後下撥葦原中此時齋主神號齋之大人國此神今在手東國織取之地也
 既而二神降到出雲五十田狹之小汀而問大己貴神曰汝將
 以此國奉天神耶以不對曰疑汝二神非是吾
 處來者故不須許也於是經津主神(武甕槌神)則還昇
 報告時高皇產靈尊乃還遣二神勅大己貴神
 曰今者聞汝所言深有其理故更條條而勅之夫汝所治
 日本紀訓考卷二 一九五

且天兒屋命主神事之宗源者也故傳以太古之卜事而奉仕焉

高皇產靈尊 因勅
たかみむすびのみこと。のり給

曰 吾則起樹天津神籬(於)及天津磐境 當爲吾孫奉齋矣 汝天兒屋
はく。あれはあまつひもろぎなあまつひはさかになて。あがみまのみためにいはひまつらむ。いましあまのこやれの

命 太玉命 宜持天津神籬(降)於葦原中國 亦爲吾孫奉
みこと。ふとたまのみこと。あまつひもろぎなあしはらのなかつくにたて。またあがみまのみためにいはひまつれ

齋 焉 乃使二神陪從天忍穗耳尊 以降之 是時天
とのり給ひて。すなはちふたばしらのかみなあまのおしほにのみことにそへて。あまくだしまつりき。このときにあま

照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊而祝之曰 吾兒視此
てらすおほみかみみてにかやみをもたして。あまのおしほにのみことにさづけてほぎ給はく。あがみこ。このかやみを

寶鏡 當猶視吾 可與同床共殿 以爲齋鏡(祝詞) 復勅天兒屋命太
みまさむこと。あなみるなして。みあらかをもにして。いはひのかやみとなし給へ。○脱文 復勅天兒屋命太

玉命 惟爾二神亦同侍殿内善爲防護 又勅曰 以吾高天原所御齋庭之
玉命。惟爾二神亦同侍殿内善爲防護 又勅曰 以吾高天原所御齋庭之

穗亦當御於吾兒 則以高皇產靈尊之女號萬幡姬 配天忍穗耳
もあがみこさこしめせとのり給ひて。たかみむすびのみことのみむすめよろづはたひめな。あまのおしほにのみことの

尊爲妃降之 故時居於虛天而生兒 號天津彥火瓊瓊杵尊 因
みめとしてくだしまつりき。ときにおほそらにいましてみこあれませり。あまつひこほのにさぎのみこととまなす。より

(あめにいすとき)

欲以此皇孫代親而 降故以天兒屋命太玉命及

諸部神等悉皆相授 且服御之物一依前授 然後天

忍穗耳尊復還於天 故天津彥火瓊瓊杵尊 降到於日向穗日高

千穗之峯而齋穴胸副國 自頓丘覓國行去 立於浮渚在平地 乃

召國主事勝國勝長狹而訪之 對曰 是有國也 取

捨隨勅時皇孫因立宮殿是焉遊息後遊幸海

濱 見一美人 皇孫問曰 汝是誰之子耶 對曰 妾是高山祇神之子 名神 吾

田鹿葦津姬(亦名木花 開耶姬) 因白亦吾姉磐磐長姬 在皇孫曰 吾欲以汝爲

妻 如之何 對曰 妾父大山祇神在 請以垂問 皇孫

日本紀調考卷二

因謂大山祇神曰吾見汝之女子欲以爲妻於
 是大山祇神乃使二女持百机飲食奉進時皇孫謂
 姊爲醜不御而罷妹有國色引而幸之則一夜有身故磐長
 姬大慙而詛之曰假使天孫不斥妾而御者生兒永
 壽有如磐石之常存今既不然唯弟獨見御故其生子
 必如木華之移一云磐長姫耻恨而唾泣之曰顯見此世人短折之緣
 也是後神吾田鹿葦津姫見皇孫曰妾孕天孫之子不可私以生
 也皇孫曰雖復天神之子如何一夜使人娠乎抑非
 吾之兒歟木華開耶姫甚以慙恨乃作無戶室而誓之
 曰吾所娠是若他神之子者必不幸矣是實天孫之子者必
 當全生則入其室中以火焚室于時燔初起時共
 生兒號火酸芹命次火盛時生兒號火明命
 次生兒號彥火火出見尊亦號火折尊。齊主。此云伊幡毗。一。顯
 一書曰初火燄明時生兒火明命次火炎盛時
 生兒火進命又曰火酸芹命次避火炎時生兒火折彥火火
 出見尊凡此三子火不能害及母亦無所小損時以竹
 刀截其兒臍其所棄竹刀終成竹林故號其地曰竹屋
 時神吾田鹿葦津姫以卜定田號曰狹名田以其田稻釀天甜酒
 ときにかむあたがあしつひめ。うらへさだせるたを。さなだといふ。そのたのいれをもて。あまのうまさけをかみて

曰吾所娠是若他神之子者必不幸矣是實天孫之子者必
 當全生則入其室中以火焚室于時燔初起時共
 生兒號火酸芹命次火盛時生兒號火明命
 次生兒號彥火火出見尊亦號火折尊。齊主。此云伊幡毗。一。顯
 一書曰初火燄明時生兒火明命次火炎盛時
 生兒火進命又曰火酸芹命次避火炎時生兒火折彥火火
 出見尊凡此三子火不能害及母亦無所小損時以竹
 刀截其兒臍其所棄竹刀終成竹林故號其地曰竹屋
 時神吾田鹿葦津姫以卜定田號曰狹名田以其田稻釀天甜酒
 ときにかむあたがあしつひめ。うらへさだせるたを。さなだといふ。そのたのいれをもて。あまのうまさけをかみて

嘗之 又用淳浪田稻 爲飯嘗之
にへし。またのなだのいねをもちて。いひにかしきてにへせり。

一 書 曰 高皇產靈尊 以真床覆衾 褰天津彦國光彦火瓊
あるふみにいへらく。たかみむすびのみこと。まどこおほのふすまをもちて。あまつひこくにてるひこほのにぎのみこ
瓊杵尊 則引開天磐戶 排分天八重雲 以奉降之 于時大伴
とをおほひて。あまのいはとみひきひらき。あめのやへくもをおしわけて。あまくだしまつりき。ときにおほともものむ
連遠祖天忍日命 帥來目部遠祖天穗津大來目 背負天磐靱 臂
らじのおやあまのおしびのみこと。くめべのおやあめくしつおほくめをぬて。そびらにあまのいはゆきをおひ。たゞむ
著稜威高輛 手提天梶弓天羽羽矢 及副持八目鳴鏑 又帶頭
きにいつのたかどもをつけ。てにあまのはじゆみあまのはばやなとりしり。やつめかぶらなそへもち。またかぶづち
槌 劍 而立天孫之前 遊行降來 到於日向襲之高千穗穗日二
のつるぎをばきて。あめみまのみさきにたち。いゆきくだりぬ。しむかのそのたかちほのくしびのふたがみのたけのあ
上峯天浮橋而 立於浮渚在之平地 蕪穴空國 自頓丘 覓國行去
まのうきはしにゐたりまして。うきじまりたひらにたゞして。そしよのからくにを。ひたをから。くにまぎとほりて。
到於吾田長屋笠狹之御碕 時彼處有一神 名曰事勝國勝長狹 故天孫問
あたのながやのかささのみさきにいたりましき。そこなるかみな。ことかつくにかつながさといへり。かれあめみま
其神曰 國 在 耶 對曰在也 因 曰 隨 勅 奉 矣 故天孫留
そのかみに。くにありやとはせ給へば。くにあり。みことのまにたてまつらむとまをしき。かれあめみまそこ

住 彼 處 其事勝國勝神者 是伊弉諾尊之子也 亦名、伊弉諾尊子
にとゞまり給ふ。そのことかつくにかつのかみは。いざなぎのみことのみこなり。

一 書 曰 天孫 幸大山祇神之女子吾田鹿葦津姬 則一夜有身
あるふみにいへらく。あめみま。おほやまつみのかみのむすめあたかあしつひめをめしつ。すなはちひとよにはらみて。
遂 生 四 子 故吾田鹿葦津姬 抱子而來進曰 天神之子 寧可
つひによはしらのみこをうみませり。かれあたかあしつひめ。みこをいだきまゐきて。あまつかみのみこな。なぞもわ
以 私 養 乎 故 告 狀 知 聞 是時天孫 見 其 子 等
たくしにひたしまつらむ。かれあかさまなきこえまつりぬとまを給ふ。こゝにあめみま。そのみこたちをみそははして。
嘲之曰 妍哉吾皇子者 聞 喜 而 生 之 歟 故吾田鹿葦津姬乃慍之曰
あざわらひて。あなにゑやあがみこたち。きよくもあれませるかもの給はず。かれあたかあしつひめいきどほりて。
何 爲 嘲 嗚 乎 天孫曰 心之疑矣 故嘲之 何 則 雖
なにすとか。あれをあざげりますやとまをせば。あめみま。うらうたがはしきからにあざげりぬ。なぞといはゞ。あま
復 天神之子 豈能一夜之間使人有身者哉 固 非 吾 子 矣 是 以
つかみのみこといふとも。ひとよのからにひとをはらませむや。まことにあがみこにあらじとのり給ひき。こゝをもち
吾田鹿葦津姬 益 恨 作 無 戶 室 入 居 其 内 誓 之 曰 妾 所 娠 若
あたかあしつひめ。まじうらみて。うつむるをつくりて。そのうちにこもりて。うけひいへらく。あがはらめる。もし
非 天神之胤者 必 亡 是若天神之胤者 無 所
あまつかみのみこにあらずは。かならずほろびなも。もしあまつかみのみこならば。そこなはるゝことなからむとつけ

害 則放火焚室 其火初明時 躡誥出兒 自言 吾是天神
 ひて。ひをつけてむろなやく。そのひはじめてあかるときに。ふみたけびていづるみこ。みづからあれはあまつかみの
 之子名火明命 吾父何處坐耶 次火(炎)盛時 躡誥出兒亦
 みこなほあかりのみこと。あがちゝいづこにますやとの給ひ。つきにひのさかりなるときに。ふみたけびていづるみ
 言 吾是天神之子 名火進命 吾父及兄 何處在耶 次火
 こも。あれはあまつかみのみこ。なほはすゝみのみこと。あがちゝといふせたち。いづこにますやとの給ひ。つきには
 炎(炎一本) 躡誥出兒亦言 吾是天神之子 名火折尊 吾父及兄
 のほとほめるときに。ふみたけびていづるみこも。あれはあまつかみのみこ。なほはささきのみこと。あがちゝといふせ
 等 何處在耶 次避火熱時 躡誥出兒亦言 吾是天神之子
 たち。いづこにますやとのり給ひ。つきにはとをりなるときに。ふみたけびていづるみこも。あれはあまつかみのみこ。
 名彦火火出見尊 吾父及兄等 何處在耶 然後母吾田鹿葦
 なはひこほほでみのみこと。あがちゝといふせたち。いづこにますやとのり給ひ。しかしてのちにみはゝあたかあし
 津姫 自火爐中出來就而稱之 曰 妾所生兒及妾身自當 火難
 つひめ。もくくひのなかりいでまゐきて。ことあげし給はく。あがうめるみことあがみも。ひのわざはひにあたれども。
 無所少損 天孫豈見之乎 報曰 我知本是吾兒
 そこなはるゝことなし。あめみまみそなほしつやとまなしき。こたへ給はく。あれもとよりあがみこなりとしろしめすな。
 但一夜而有身 虛有疑者 欲使衆人皆知是吾兒 并亦天神
 たゝひとよのからにはらめるか。うたがふものありなるとおもひ。もろびとにこれあがみこなり。またあまつかみよく

能令一夜有娠 亦欲明汝有靈異之威 子等復有超倫之氣
 ひとよにひとをばらますとしらせまくほりし。またいましがくしきいつあり。みこたちもすぐれたるみけあることを。

故有前日之嘲辭也 桐。此云波坪。音之移反。頭種。此云箇歩豆智。老翁此云鳥賦。
 あかさまくほりして。かれさきのおさけりありとのり給ひき。

一書曰 天忍穗根尊 娶高皇產靈尊女子 栲幡千千(婦) 萬幡
 あるふみにいへらく。あまのおしほれのみこと。たかみむすびのみことのみむすめ。たくはたちぢ(はた)よろづはたひ
 姫 命 而 亦云。高皇產靈尊ノミカミ 生 兒 天 火 明 命 次 生 天 津 彦
 めのみことにみあひまして。火之戸幡姫兒千千姫命 あれますみこ。あまのほあかりのみこと。つきにあれますみこあまつ

根火瓊杵根尊 其天 火明命 兒 天香山(命)(官本) 是尾張連等
 ひこれほのにぎれのみこと。そのあまのはあかりのみことのみこ。あまのかこやまの(みこと)。なほりのむらじら
 遠祖也 及至奉降皇孫火瓊杵尊於葦原中國也 高皇產靈尊
 がおやなり。しすめみまほのにぎのみことなあしはらのなかつくににあまくだしまつるときに。たかみむすびのみこと。

勅 八 十 諸 神 曰 葦原中國者 磐根木株 草葉猶能言語 夜
 やそよろづのかみたちにもことのり給はく。あしはらのなかつくには。いはれこのたち。くさのかさばもこととひ。よろ
 者若燂火而喧響之 晝者如五月蠅而沸騰之 云云 時高皇產靈尊 勅 曰 昔
 はほへのもころおとなひ。ひるはさばへなすわきあがる。シカシカ。ときにたかみむすびのみこと。のり給はく。さき

遣 天 稚 彦 於 葦 原 中 國 至 今 所 以 久 不 來 者 蓋 是 國 神 有 強
 にあめわかひこあしはらのなかつくにつかはしき。いままてかへりこぬゆゑは。けだしくにつかみ。いむかふものあ

(官本小字)

一云。勝速日命^{ツルギ}見。天大耳尊。此神娶^{ツルギ}丹島姫。生兒火瓊瓊杵尊。

(官本小字)

一云。神高皇產靈尊之女。栲幡千幡姫。生兒火瓊瓊杵尊。

(官本小字)

一云。天杵瀨命^{ツルギ}娶^{ツルギ}吾田津姫。生兒火明命。次火夜織命。次彦火火出見尊。

一書曰。正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。娶高皇產靈尊之女。天萬あるふみにいへらく。まさやあかつからはやびあまのおしほにのみこと。たかみむすびのみことのみむすめ。あめよろづたくはたはたひめをみめとして。あれますみこのみなは。あまてるくにてるひこほあかりのみこと。これはなはり連等遠祖也。次天饒石國饒石天津彦火瓊瓊杵尊。此神娶大山祇神のむらじらがおやなり。つきにあめにぎしくにぎしあまつひこほのにもぎのみこと。このかみおほやまつみのかみの女。木花開耶姫命爲妃而生兒。號火酢芹命。次彦火火出見むすめ。このはなさくやびめのみことをみめとして。あれますみこのみなは。ほすせりのみこと。つきにひこほはでみ尊のみこと。

兄火闌降命自有海幸^{幸。此云。弟彦火出見尊自有山}弟彦火出見尊自有山
いろせほのすそりのみことは。おのづからうみのさちあり^{左知。}みいろとひこほはでみのみことは。おのづからやまのさち

幸 始兄弟二人相謂曰。試欲易幸。遂相易之。各不得其
まします。はじめせおとふたばしら。さちがへしてこころみまほしといひ給ひて。つひにあひかへ給ふ。おのおのまかやあ
利 兄 悔 之 乃 還 弟 弓 箭 而 乞 己 釣 鈎 弟 時 既 失
らす。いろせのみことくいて。すなはちいろとのみことのゆみやをかへしておのがちをこふ。いろとのみことはやくいろせ
兄 鈎 無 由 訪 竟 故 別 作 新 鈎 與 兄 兄 不 肯 受 而 責 其
のちをうしなひて。まぎとむるにせむすべなし。かれことにひちをつくりてあたへ給へども。いろせうけすて。そのもの
故 鈎 弟 患 之 即 以 其 横 刀 鍛 作 新 鈎 盛 一 箕 而 與 之 兄 忿 之 曰 非 我
ちをはたる。いろとうれひまして。たちをもてにひちをつくらし。ひとみにもりてあたへ給ふ。いろせいかりて。あがもとの
故 鈎 雖 多 不 取 益 復 急 責 故 彦 火 火 出 見 尊 憂 苦 甚 深 行 吟
ちにあらすはさはなりともらじといひて。ましてせめはたる。かれひこほはでみのみこといたくうれひまして。うみべにゆ
海 畔 時 逢 鹽 土 老 翁 老 翁 問 曰 何 故 在 此 愁 乎 對 以 事
きさまよひますとき。しほつつのをぢあひて。なにぞのゆゑにこにおはしてうれひ給へるやとよひまをせば。ことのあるさ
之 本 末 老 翁 曰 勿 復 憂 吾 當 爲 汝 計 之 乃 作 無
まをこたへ給ひぬ。なぢいへらく。またなうれひ給ひそ。あれいましみことのみためにたばかりなもといひて。まなしかたま
目 籠 内 彦 火 火 出 見 尊 於 籠 中 沉 之 于 海 即 日 然 有 可 怜 小 汀
をつくりて。ひこほはでみのみことをかたまのちにいれまつりて。うみにしづければ。やがておのづからうましなばまあり。
可 怜 此 云 于 摩 師 於 是 棄 籠 遊 行 忽 至 海 神 之 宮 其 宮 也 雉
打。此云。波麻。こまにかたまをすて。いゆきませば。たちまちにわたづみのみやにいたりましぬ。そのみやは。たかが

璉 整 頓 臺 宇 玲 瓏 門前有一井 井上有一湯津杜樹 枝葉
 きひめがきつくりまけ。たかどのやかすてりかゝやきぬ。かどのまへにあり。あのほとりにゆつかつらのきありて。えだは
 扶 疏 時彦火火出見尊 就其樹下徒倚 彷徨 良久有一美人 排 闥 而
 しげれり。ひこほほでみのみこと。そのこのもとにつきてたゞすみ給ふ。やゝひさにしてかみなあり。まびらなひらきてい
 出 遂以玉鏡來當汲水 因舉目視之 乃驚而還入 自其父母曰 有一希客者
 でて。たまもひなもてみづをくみなもて。あふきみ。おどろきてかへりいりて。そのちよははに。まればとおはして。
 在 門 前 樹 下 海神於是 鋪設八重席薦 以延內之 坐 定 因
 かとのまへのこのもとにますとまをせり。こゝにわたづみ。やへのたゞみをしき。あていれまつり。しばらくありて。そのい
 問 其 來 意 時彦火火出見尊 對以情之委曲 海神乃集 大
 でませるゆゑなとひまつる。ときにひこほほでみのみこと。ありさまをつばらかにのり給へり。わたづみやがてとほしらくさ
 小之魚逼問之 僉曰不識 唯赤女 赤女 魚名也 比有口疾 而不來 固
 きうなどもをつどへてせめとふに。みなしらすとまをす。たゞあかめ (後注也削) このころくちのやまひありてまゐらす。しひ
 召之探其口者 果 得 失 鈎 已而彦火火出見尊 因娶海神女
 てめしてそのくちをさぐれば。はたしてうせたるちかえたり。すでにしてひこほほでみのみこと。わたづみのむすめとよたま
 豐玉姬 仍留住海宮 已經三年 彼處雖復安樂 猶有憶鄉之情
 ひめなめして。わたづみのみやにすみませることみとせになりぬ。そこもたぬしかれど。なほくにしぬびのみこゝろありて。
 故時復太息 豐玉姬聞之 謂其父曰 天孫 悽 然 歎 歎 蓋 懷
 をりなりなげき給ふ。とよたまひめきよて。そのちよにかたらく。あめみまうらぶれてしばしばなげき給へり。けだしくに

土之憂乎海神乃延彦火火出見尊 從容語曰天孫若欲還鄉者 吾
 しぬびならむかとまかす。わたづみすなはちひこほほでみのみことをひきまつりて。あめみましくにしぬびまさは。あれお
 當 奉 送 便 授 所 得 鈎 鈎 因 誨 之 曰 以 此 鈎
 くりまつりなもとおもふるにかたらしひまをして。すなはちえたりしちかたてまつりて。かしへまかさく。このちかいましみに
 與 汝 兄 時 則 陰 呼 此 鈎 曰 貧 鈎 然 後 與 之 復 授 潮 滿 瓊 及 潮 澗
 とのいろせにあたへ給はむとに。ひそかにこのちかまちごととなへて。さてあたへ給へ。またしほみつにとしほひるになた
 瓊 而 誨 之 曰 漬 潮 滿 瓊 者 則 潮 忽 滿 以 此 沒 溺 汝 兄
 てまつりて。かしへまかさく。しほみつにかしづけば。しほちまちにみたむ。これをもていましみにこのいろせをおぼらせ。
 若 兄 悔 而 祈 者 還 漬 潮 澗 瓊 則 潮 自 澗 以 此 救 之 如
 もしいろせくいて、このみ給はむ。またしほひるにかしづけ給はむ。しほおのづからひなも。これをもてすくひ給へ。かくな
 此 逼 惱 則 汝 兄 自 伏 及 將 歸 去 豐 玉 姬 謂 天 孫 曰 妾 已
 やまし給はむ。いろせしたがひなもとまをしき。かへりまさむとせすとき。とよたまひめあめみまにまかさく。あれすでは
 娠 矣 當 產 不 久 妾 必 以 風 濤 急 峻 之 日 出 到 海 濱 請 爲 我
 らめり。みこみなむときひきたらじ。かぜなみはやからむひにあれかならずみべたにいでまぬりなも。あがためにうぶや
 作 產 室 相 待 矣 彦 火 火 出 見 尊 已 還 宮 一 遵 海 神 之
 をつくりてまら給へとまなす。ひこほほでみのみこと。すでにもとのみやにかへりまして。もはらわたづみのかしへのまに
 教 時 見 火 闌 降 命 既 被 危 困 乃 自 伏 罪 曰 從 今 以 後 吾 將
 し給ふ。ときにいろせはのすそりのみこと。すでになやまされて。したがひまつりてまかさく。いまよりゆくさき。あれま

爲汝俳優之民請施恩活於此隨其所乞遂赦之其火
 にいましみことのわざみきのたみたらむ。れがはくはいけ給へとまかす。こゝにそのれぎのまにまにゆるし給へり。そのほの
 關降命即吾田君小橋等之本祖也後豐玉姬果如前期將其女弟玉
 依姫直冒風波來到海邊逮臨產時請曰妾產時幸
 めをゐて。たゞにかぜなみをわけて。うみべたにきいたりぬ。みこうみなもととしてこひまをさく。みこうまむときに。あなな
 勿以看之天孫猶不能忍竊往覘之豐玉姬方產
 化爲龍而甚慙之曰如有不辱我者則使海陸相通永
 無隔絕今既辱之將何以結親昵之情乎乃以草嬰兒棄之海
 邊閉海途而徑去矣故因以名兒曰彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊後久
 つり。うなぢをとどてまかりき。かれみこをなづけまつりて。ひこなきさたけうがやふきあへすのみこととまかす。のちひさ
 之彥火火出見尊崩葬日向高屋山上陵
 一書曰兄火酢芹命能得海幸弟彥火火出見尊能得山幸
 あるふみにいへらく。いろせほのすそりのみことは。うみさちをえ。いろどひこほほでみのみことは。やまさちをえ給ふ。

時兄弟欲互易其幸故兄持弟之幸弓入山覓獸
 ときにせおと。かたみにそのさちかへまくおぼして。いろせほいろどのさちゆみをもちて。やまにいらしむをまぐに。
 終不見獸之乾迹弟持兄之幸鉤入海釣魚殊無所獲遂
 つひにしゝのからとだもみず。いろどほいろせのさちぢをもち給ひて。うみにいりなつらすに。ことにえ給はず。つひ
 失其鉤是時兄還弟弓矢而責己鉤弟患之乃以所帶
 にそのちをうしなひましき。こゝにいろせ。ゆみやをかへして。あがちをばたる。いろとうれひ給ひて。はかせるたち
 横刀作鉤盛一箕與兄兄不受曰猶欲得吾之幸鉤於是彥火火出見
 なちにつくり。ひとみにもりてあたへ給へども。いろせうけずて。なほあがさちぢをほしめり。こゝにひこほほでみの
 尊不知所求但有憂吟乃行至海邊彷徨嗟嘆時有一長老
 みこと。せむすべしらに。たううれひさまよひて。うみべたにゆきいたりて。たうすみなげさますときに。なちたちまら
 忽然而至自稱鹽土老翁乃問之曰君是誰者何故患於此處乎
 にきたりて。みづからしほつゝのかちとなのり。きみはこれたれぞ。なにのゆゑにこゝにうれひますやとふ。
 彥火火出見尊具言其事老翁即取囊中玄櫛投地
 ひこほほでみのみこと。つぶさにそのありさまを給ふ。なちやがてふくろのうちのくろぐしなとりてつちになげしかば。
 則化成五百箇竹林因取其竹作大目鹿籠内火火出見尊於籠
 中投之于海
 りて。うみにいれまつれり。

一。以無目堅間爲浮木。以細繩繫著火火出見尊而沉之。所謂堅間是今之竹籠也。

于時海底自有可伶小汀。乃尋汀而進。忽到海神豐玉彥之宮。其宮也城闕崇華。樓臺壯麗。門外有井。井傍有杜樹。乃

就樹下立之。良久。有一美人容貌絕世。侍者群從。自内而出。のもとによりて。たりますことひまきにして。かとのかほすくれたるが。まかだちおほくしたがひ。うちよりいで。

將以玉壺汲水。仰見火火出見尊。便以驚還而白其父神曰。門

前井邊樹下有一貴客。骨法非常。若從天降者。當有天垢

從地來者。當有地垢。實是妙美之虛空彥者。一云。豐玉姬之侍者。以玉瓶汲水。終不能滿。曾觀井中。

於此豐玉彥遣人問曰。客是誰者。何

以至此。此火火出見尊。對曰。吾是天神之孫也。乃遂言來

意。時海神迎拜。延入殿。勲奉慰。因以女豐玉姬

妻之。故留住海宮。已經三載。是後火火出見尊數有歎

息。豐玉姬問曰。天孫豈欲還故鄉歟。對曰。然。豐

玉姬即白父神曰。在此貴客。意望欲還。上國海神於

是惣集海魚。竟問其鈎。有一魚對曰。赤女久有口疾。或曰。疑是

有赤女下。故即召赤女見其口者。鈎猶在口。便得之。乃以授彥。火火出見尊

因教之曰。以鈎與汝兒。時則可詛言貧窮之本。飢饉之始。困苦之

根。而後與之。又汝兒涉海。時吾必起

迅風。洪濤令其波瀾辛苦矣。於是乘火火出見尊於大鰐。以送

やちたかなみをおこして。おぼらしたしなめなもとまなす。こまにはほでみのみことをわににせまつりて。もとつく

日本紀調考卷二

於此豐玉彥遣人問曰。客是誰者。何

以至此。此火火出見尊。對曰。吾是天神之孫也。乃遂言來

意。時海神迎拜。延入殿。勲奉慰。因以女豐玉姬

妻之。故留住海宮。已經三載。是後火火出見尊數有歎

息。豐玉姬問曰。天孫豈欲還故鄉歟。對曰。然。豐

玉姬即白父神曰。在此貴客。意望欲還。上國海神於

是惣集海魚。竟問其鈎。有一魚對曰。赤女久有口疾。或曰。疑是

有赤女下。故即召赤女見其口者。鈎猶在口。便得之。乃以授彥。火火出見尊

因教之曰。以鈎與汝兒。時則可詛言貧窮之本。飢饉之始。困苦之

根。而後與之。又汝兒涉海。時吾必起

迅風。洪濤令其波瀾辛苦矣。於是乘火火出見尊於大鰐。以送

やちたかなみをおこして。おぼらしたしなめなもとまなす。こまにはほでみのみことをわににせまつりて。もとつく

日本紀調考卷二

致本郷先是且別時豐玉姬從容語曰妾已有身
 におくりまつる。これよりさきにわかれむとし給ふときに。とよたまひめおもふるにかりまをさく。あれすではら
 矣當以風濤壯日出到海邊請爲我造產屋以待之
 り。まさになみかぜはやからむひに。うみべたにいであぬりなも。あがためにうぶやをつくりてまち給へたまをす。
 是後豐玉姬果如其言來至謂火火出見尊曰妾今夜當產
 こののちにとよたまひめ。はたしてそのことなすきいたりて。ほほでみのみことにまなさく。あれこよひみこうみなも。
 請勿臨之火火出見尊不聽猶以櫛燃火視之時豐玉姬化
 あななみましそたまをす。ほほでみのみこときこしめさすて。くしをもてひなともしてみそなはずれば。とよたまひめ
 爲八尋大熊罴(遠イ)匍匐透地遂以見辱爲恨則徑歸海郷留其
 やひろわになりて。はひもこよふ。つひにはづかしめをうらめしとおもひて。たゞにわたのくにかへりまし。そのい
 女弟玉依姫持養兒焉所以兒名稱彥波瀲武鸕鷀草薺
 るどたまよりひめをとめて。みこをひたしまつらす。みこのみなをひこなきさたけうがやふきあへずのみこととた
 不合尊者以彼海濱產屋全用鸕鷀羽爲草薺之而薨未合時兒即生焉故因
 へまをすゆふは。かのうみべたのうぶやに。うのはかかやとしてふくに。いらかもふきあへぬときにあれます。かれな
 以名焉上國。此云。羽播豆矩備。づけまつりき。
 一書曰門前有一好井井上有百枝杜樹故彥火火出見尊跳
 あるふみにいへらく。かどのまへによきあり。あのはとりにもえかつらのきあり。かれひこほほでみのみこと。その

昇其樹而立之 于時海神之女豐玉姬 手持玉鏡來 將汲水正
 きにのぼりたせり。ときにわたつみのむすめとよたまひめ。たまもひをたづさへきて。みづをくまむとするに。あ
 見人影在於井中 乃仰視之驚而墜鏡 鏡既破碎 不顧而還
 なかにひとかげのうつろひぬれば。あふきみておどろきて。もひをおとしわれくだけぬれども。かへりみすて。かへり
 入謂父母曰 妾見一人在於井邊樹上 顔色甚美 容貌且閑 殆非常
 いりてちまはまをさく。あのかたはらのきのうへにひといます。かほいとよく。かたらかつみやびて。たゞびとな
 之人者也 時父神聞而奇之 乃設八重席 迎入坐定 因問
 らずとまをす。ときにちまはまをさく。あやしみて。やへだまをまけ。むかへいれまつり。しばらくありて。いでませるゆふ
 來 意對以情之委曲 時海神便起憐心 盡召鱗廣鱗 狹而
 をとびまつるに。ありさまをつばらかにのり給ふ。わたづみいたはしとおもひて。はたのひろものさものなつどへてと
 問之 皆曰不知 但亦女有口疾 不來亦云口女。 即急召至
 はするに。みなしらすとまをす。たゞあかめくちのやまひありてまをす。すなはちすみやかにまありこさせて。
 探其口者 所失之針(一本无)(官本) 釣釣立得 於是海神制曰 備口女 從今以往不
 そのくちをさぐれば。うしなひ給へるちをえつ。こまにわたづみさだめいへらく。おれくちめ。いまよりのちつりの
 得吞餌 又不得預天孫之饌 即以口女魚 所以不進御者 此其
 吞をはまされ。またすみまのみけつものにあへされといへり。くちめのな。おものにたてまつらぬゆふは。このよ
 緣也 及至彥火火出見尊將歸之時 海神自言 今者天神之孫 辱
 しなり。ひこほほでみのみことかへりまさむとせすときに。わたづみまをさく。いまはあまつかみのみま。かたじけな

弟則雖逢風雨其幸不惑時兄謂弟曰吾試欲與
 汝換幸弟許諾因易之時兄取弟弓矢入山獵
 獸弟取兄釣鈎入海鈎魚俱不得利空手來歸兄
 即還弟弓矢而責己釣鈎時弟已失鈎於海中無
 因訪獲故別作新鈎數千與之兄怒不受急責故鈎
 云云是時弟往海濱俎侗愁吟時有川鴈嬰
 蜀困厄即起憐心解而放去須臾有鹽土老翁來乃作
 無目堅間小船載火火出見尊推放海中則自然沉去忽
 有可伶御路故尋路而往自至海神之宮是時海神自
 迎延入乃鋪設海驢皮八重使坐其上兼設饌百机
 以盡主人之禮因從容問曰天神之孫何辱臨
 乎（廿二字官本小字）彦火火出見尊具申事之本末因留息
 焉（廿二字官本小字）海神則以其子豐玉姬妻之遂纏綿篤愛已
 經三年及至將歸海神乃召鯛女探其口者即得鈎焉
 於是進此鈎于彦火火出見尊因奉教之曰以此與汝兄
 時乃可稱曰大鈎踉蹌鈎貧鈎癡駿鈎（按一書）
 賜已而召集鰐魚問之曰天神之孫今當還去爾等幾日之內
 將作以奉致時諸鰐魚各隨其長短定其日數中有

いんどはあめかぜにあへどもそのさちたがはず。ときにいろせ。いろとにいへらく。あれこゝろみにいましとさちがへ
 せまほしとまなし給へば。いろとうめなひてかへ給ひき。ときにいろせはいろとのゆみやをと。やまにいりてしよを
 かり。いろとはいろせのちをと。うみにむかひてうをうつらす。ともにさちなくて。むなしでのみしてかへらす。いろ
 せずなはいろとのゆみやをかへして。おのがちをはたるときに。いろとははやくちをわたのちにうしなひて。まきと
 むるによしなし。かれことにあまたのにひちをつくりてあたへ給ふに。いろせいかりてうけず。もとのちをせめはたる。
 シカシカ。このときにいろとうみべたにゆきて。うなだれもとほりつうれびさままよひませり。ときにかはがり。わなみ
 にかゝりてたしなむを。かなしとおぼして。ときてはなち給へり。しばらくありて。しほつゝのをちきて。すなはちま
 なしかたまのをぶれをつくりて。ほほでみのみことなのせまつり。わたのちにおしはなてば。おのづからしづけり。たち
 まちにうましみちあり。かれみちのまにまにゆきまして。わたづみのみやにいたり給ふ。このときにわたづみみづから
 むかへてひきいれまつり。みちのかはやへをしき。そのうへにすままつり。かれてもゝとりのつくふものをまうけて。
 あるじしむべり。よりておもふるにとひまをさく。あまつかみのみま。なにのゆふにかたじけなくいでましたつると
 居（廿二字官本小字）海濱（廿二字官本小字）未レ毒ニ虚實ニ蓋有之乎。彦火火出見尊具申事之本末因留息
 まなせげ。ひこほほでみのみこと。つぶさにありさまなのべ給ふ。よりてとゞめいこは
 海神則以其子豐玉姬妻之遂纏綿篤愛已
 せまつりぬ。わたづみすなはちそのむすめとよたまひめをあはせまつり。つひにむつまかにうつくしみ給ひて。すでに
 經三年及至將歸海神乃召鯛女探其口者即得鈎焉
 みとせになりぬ。かへりたまはむとし給ふに。わたづみあかめをめして。そのくちをさぐりしかば。すなはちちをえたり。
 於是進此鈎于彦火火出見尊因奉教之曰以此與汝兄
 こゝにこのちをひこほほでみのみことにてまつりて。をしへまつれるは。これをもていましきことのいろせにたまは
 時乃可稱曰大鈎踉蹌鈎貧鈎癡駿鈎（按一書）
 むとときに。おほちすゝのみちまぢうるげちと。ことあげし給ひ。みことをへて。すなはちしりへでにさづけた
 賜已而召集鰐魚問之曰天神之孫今當還去爾等幾日之內
 まへとまなし。わにをめしつどへてとはく。あまつかみのみま。いまかへりまさむとす。おれらいくひのうちにいたし
 將作以奉致時諸鰐魚各隨其長短定其日數中有

一尋鰐自言一日之内則當政焉。故即遣一尋鰐魚以奉送焉。復進潮滿瓊

潮洞瓊。二種寶物。仍教用瓊之法。又教曰。兄作高田者。ほひるに。ふたくさのたからものをたてまつりて。にをもちひるさまをなしへまつる。またいりせあげたなつくらば。

汝可作滂田。兄作滂田者。汝可作高田。海神盡誠。いましはくぼたをつくらせ。いろせくぼたをつくらば。いましはあげたなつくらせとをしへまなして。わたづみたすけ

奉助如此矣。時彦火火出見尊。既歸來。一遵神教。依而行。まつることかくまめなり。ひこほほでみのみこと。すでにかへりいでまして。もはらわたづみのをしへのまにまになし

之。其後火酢芹命。日以檻樓而憂之曰。吾已貧矣。乃歸伏於弟。弟時出潮滿瓊。即給ふ。

兄舉手溺困。還出潮洞瓊。則休而平復。圖中四十五字文亂。弟時出潮滿瓊。いろとときにしほみつにをいだせば。

即兄舉手溺困。還出潮洞瓊。則休而平復。其後火酢芹命。いろせてをあげておぼれくるしめり。またしほひるにをいだせば。やみてたひらぎぬ。そののちにほのすそりのみこと。

日以檻樓而憂之曰。吾已貧矣。乃歸伏於弟。弟時出潮滿瓊。ひびにやつれゆきて。あれまづしとうれひひて。すなはちいろとにしたがひぬ。如此。

先是。豐玉姬。謂天孫曰。妾已有娠也。天孫之胤。豈可產於海中。これよりさきにとよたまひぬ。あめみまにかたらひ給はく。あれはらめり。あめみまのみこなぞわたのちにうみな

乎。故當產時。必就君處。如爲我造屋於海邊。以相もや。かれみこうまむときは。きみがみもとにまゐりなも。もしあがためにうなべたにうぶやをつくりて。あひまた

待者。是所望也。故彦火火出見尊。已還鄉。即以鷓鴣之羽。爲產屋。屋せ給はく。これをこひおもふとまなしき。かれひこほほでみのみことかへりまして。うのはなもてうぶやをふくに。やの

薨。未及合。豐玉姬自馭大龜。將女弟玉依姬。光海來。到うへいまだふさあへぬほどに。とよたまひぬかめにのり。いろとたまよりひぬをぬて。うなばらをてらしてまゐきつ。

時。孕月已滿。產期方急。由此。不待菅合徑入居焉。已ときにつきすでにみちて。うまむことみさかりにせまりぬ。これによりて。ふきもあへぬにたいにいりあたり。すでに

而從容謂天孫曰。妾方產。請勿臨之。天孫心怪。してあめみまにまをさく。まさみこうまむときに。なみましそと。おもふるにかたらひつ。あめみまそのことなうら

其言。竊覘之。則化爲八尋大鰐。而知天孫視其私屏。深懷慙恨。もとなみ。うかゞひ給へば。やひろわにとなりぬ。しかしてあめみまのかさまみし給ふことを。ふかくはちうらめり。

既。兒生之後。天孫就而問曰。兒名何稱者。當可乎。對。すでにみこあれましてのちに。すめみまいでまして。みこのみなないかにたへまをさばよけむととひ給へば。ひこな

曰。宜號彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。言訖。乃涉海徑去。于。きさたけうがやふさあへずのみこととなづけまつらむとまなし。のたまひをへて。やがてうみをわたたりてまかりぬ。とき

時。彦火火出見尊。乃歌之曰。飲企都鄧利。柯茂豆句志磨爾。和我謂彌志。伊茂播和。にひこほほでみのみこと。みうたよみし給はく。おきつとり。かもつくしまに。わがいにし。いもはわ

素還珥 魯能據鄧馭鄧母 亦云。彦火火出見尊。取婦人。成乳母。湯母及飯嚼湯坐。凡諸部備行以奉養焉。 于時權用他(一本无) 姬婦 以乳

養皇子焉 此世取乳母養兒之緣也 是後豐玉姬 聞 其 兒 ひたしまつり給ふ。これよにちおもをとりてこをひたすよしなり。こののちにとよたまひめ。そのみこのうつくしきこ

端 正 心 甚 憐 重 欲 復 歸 養 於 義 不 可 故 遣 女 とをききて。こゝろにいとかなしとおもひて。かへりきてひたしまつらまほしかれど。ことわりよからず。かれいろと

弟玉依姬以來養者也 于時豐玉姬 命寄玉依姬而 奉報歌曰 阿軻娜 たまよりひめをまたしてひたしまつりぬ。ときにとよたまひめ。たまよりひめによせて。こたへまつるうた。あかだ

磨迺 比訶利播阿利登 比鄧播伊佩耐 企珥我譽贈比志 多輔妬句阿利計利 凡此贈答二 まの。ひかりはありと。ひとはいへど。きみがよそひし。たふとくありけり。すべてこのふたう

首號曰舉歌 海鹽。此云美知。踰踰之。此云。須須能美賦。寢駿鈎。此云于樓該賦。 たをあげうたといふ。

一 書 曰 兄 火 酢 芹 命 得 山 幸 利 弟 火 折 尊 得 海 幸 利 あるふみにいへらく。いろせほのすそりのみことは。やまさちをえ。いろとほさきのみことは。うみさちをえ給へり。

云 弟 愁 吟 在 海 濱 時 遇 鹽 筒 老 翁 老 翁 問 曰 何 故 シカシカ。いろとさまよひてうみべたにますときに。しほつゝのなちあひ給へり。をぢなれのゆゑにかかくうれひますや

愁若此乎 火 折 尊 對 曰 云云 老翁曰勿復憂 吾 將 計 之 ととひまをせば。ほさきのみことこたへますこと。シカシカ。をぢまたなうれひましそ。あれたばかりなもとまなして。

計曰海神所乘駿馬者 八尋鰐也 是豎其鰭背而 在橘之小門 吾 當 わたづみのすぐれたるのりものは。やひろわになり。これそのはたなたて。たちばなのなごにをれり。あれまきにか

與 彼 者 共 策 乃 將 火 折 尊 共 往 而 見 之 是 時 鰐 魚 策 之 曰 吾 者 八 日 れとはからむとはかりいひて。ほさきのみことをなまつりゆきてみるとき。わにたばかりていへらく。あれはやびにし

以後方致天孫於海宮 唯 我 王 駿 馬 一 尋 鰐 魚 是 當 てすめまをわたづみのみやにいたしまつらむ。たゞあきみのすぐれたるのりものは。ひとひろわになり。これまきに

一日之内 必 奉 致 焉 故 今 我 歸 而 使 彼 出 來 宜 乘 彼 入 海 ひとひのうちにかならすいたらしまつりなも。かれいまあれゆきてかれなまありこさせむ。うべかれにのらしていり給へ。

入海之時 海 中 自 有 可 怜 小 汀 隨 其 汀 而 進 者 必 至 我 入り給はむときに。わたのなかにおのづからうましなばまあらむ。そのはまのまにまにいでまさは。かならずあきみの

王 之 宮 宮 門 井 上 當 有 湯 津 杜 樹 宜 就 其 樹 上 而 居 之 言 みやにいたりましなも。みかどのぬのほとりにゆつかつらのきあらむ。うべそのきのうへによりてあませと。まなしを

訖 即 入 海 去 矣 故 天 孫 隨 鰐 所 言 留 居 相 待 已 八 日 矣 久 之 へて。うみにいりてゆきぬ。かれあめみま。わにのいへるまゝにとままりあまして。すてにやひまでました。ひさゝに

方 有 一 尋 鰐 來 因 乘 而 入 海 每 導 先 鰐 之 教 時 有 豐 玉 姬 してひとひろわにきたりぬ。のりてうみにいりまし。ことごとにさきのわにのをしへのまゝにす。ときにとよたまひめ

侍 者 持 玉 鏡 當 汲 井 水 見 人 影 在 水 底 酌 取 之 不 得 因 以 仰 見 天 のまかだち。たまもひなもてるのみづをくむに。みなそこにひとかけのあるをみ。えくみあへず。すめまをあふき

日本紀調考卷二

二二五

孫即入告其王曰吾謂我王獨能絕麗今有
みてすなはちいりてそのきみにまなさく。あはあきみひとりよにうるはしききほみとおもひまつりしに。いままれば
一客彌復遠勝海神聞之曰試以察之乃設三床請
とこそことはえてまされるおほしぬとまなす。わたづみきよて。こゝろみにみむといひて。みつのゆかをまけて。こひ

入於是天孫於邊床則拭其兩足於中床則據其兩手於内床則
いらせませり。こゝにあめみま。ほとりのゆかにはみあしなのこひ。なかのゆかにはみてをおし。うちのゆかのまどこ

寛坐於真床覆衾之上海神見之乃知是天神孫益加
おほのふすまのうへに。うちあぐみ給へり。わたづみみて。これあまつかみのみまにおはすをしりて。ましてあがま

崇敬云云海神召赤女口女問之時口女自口出鈎以奉焉
へまつりき。シカシカ。わたづみあかめくちめをめてとふとまに。くらめくちよりちをいだしてたてまつる。
赤女即赤鯛也。口女即鯉魚也。

時海神授鈎彥火火出見尊因教之曰還兄鈎時天孫則當
ときにわたづみ。ひこほほでみのみことちをさづけまつりてまなさく。いろせのちをかへさむとまに。のり給はむこ

言汝生子八十連屬之裏貧鈎狹狹貧鈎言訖三下唾與之又
とは。いましがうみのこのやそつゞきのうち。まぢぢまぢぢと。の給ひをへて。みたひつはきてあたへ給へ。また

兄入海鈎時天孫宜在海邊以作風招風招即如風招即此則吾起
いろせわたなかにつりせむとまに。あめみまうみべたにましてかざなきし給へ。
かくし給はむ。あれおきつかぜ

瀛風邊風以奔波溺惱火折尊歸來具遵
へつかぜをおこして。はやなみをもておぼらしなやましなもとまなしき。ほささのみことかへりきまして。つぶさにわ

○海

神教至乃兄鈎之日弟居濱而嘯之時迅風忽起
たづみのをしへにしたがひ。いろせのつりするひに。うなべたにましてかざなきせず。ときにはやちたちまぢにおこりぬ。

兄則溺苦無由可生便遙請弟曰汝久居海
いろせおぼれたしなみていかむすべなし。はるかにいろとのみことこひまをさく。いましきことひさしくうなばらに

原必有善術願以救之若活我者吾生兒八十連屬不離
まして。かならずよきすべありなも。すくひ給へ。もしあれをいけ給はむ。あがうみのこのやそつゞき。いましきこと

汝之垣邊當為俳優之民也於是弟嘯已停而風亦還息
のみかきのもとをはなれずして。わざなきのたみたらむとまなす。こゝになきこととよめ給へば。かぜもまたやみつ。

故兄知弟德欲自伏辜而弟有慍色不與共言
かれいろとのいづあることをしりて。みづからしたがはまほしくおもへども。いろとおもはでりて。みこととひ給はず。

於是兄著幘鼻以赭塗掌塗面告其弟曰吾汚身
こゝにいろせたふさぎして。そほにわたなそこにつけおもにぬりて。いろとのみことまなさく。あれみながすこと

如此永為汝俳優優者乃舉足踏行學其溺
しかなり。ながくいましのわざなきびととならむとまなして。すなはちあしなあげてなどるは。そのおぼれたしなめる

苦之狀初潮漬足時則為足占至膝時則舉足至
ありさまをならふなり。はじめしほあしにつくときは。あなうらななし。ひざにいたるときは。あしなあげ。もゝにい

股時則走廻至腰時則捫腰至腋時則置手於胸至頸
たるときは。はせもとほり。こしにいたるときは。こしをもぢふ。わきにいたるときは。てをむねにおき。くびにいた

時 則舉手飄掌 自爾及今曾無廢絶 先是豐玉姬出來當

るときは。てをあげてたびるかす。しかりしよりいまにやむことなし。これよりさきにとよたまひめまぬりきて。みこ

産 時 請 皇 孫 曰 云云 皇孫不從 豐玉姬大恨之曰

うみなもとせすとき。すめみまにこひまをさく。シカシカ。すめみまきと給はず。とよたまひめいたくうらみまつりて。

不用 吾言 令我屈辱 故自今以往 妾奴婢至君處者 勿

あがことをきまますて。あれにはちみせつ。かれいまよりゆくさき。あがつかひびときみのみもとにいたらば。また

復放還 君奴婢至妾處者 亦勿復還 遂以真床覆衾及草

なかへしましそ。さみのつかひびとあがもにいたらむもかへさじとまをして。つひにまど、おほのふすまとかやをもて。

襲 其 兒 置之波瀲 即入海去矣 此海陸不相通之縁也

そのみこをつみ。なぎさにおきまつりて。うみにいりてまかりぬ。これうみくがあひかよはぬよしなり。

一云。置兒於波瀲者非也。豐玉姬命自抱而去 久之曰。天孫之胤。不宜置此海中。乃

使玉依姬持之送出焉。初豐玉姬別去時。恨言既切。故火折尊知其不可復會。乃有贈歌。

已見上。八十連屬。此云野素豆企。飄掌。此云陀毗盧須。也。 (也字官本无)

彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊 以其姨玉依姬爲妃 生彦五瀬命

ひこなぎさたけうがやふさあへすのみこと。そのみなばたまよりひめなみめとし給ひて。あれませるみこひこいつせのみこと。

次稻飯命 次三毛入野命 次神日本磐余彦尊 凡生四

つきにいなひのみこと。つきにみけいりぬのみこと。つきにかむやまといはれひこのみこと。すべてよはしらのひこみこあれ

男 久之彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊 崩於西州之宮 因葬日

ましき。ひさしにしてひこなぎさたけうがやふさあへすのみこと。にしのかにのみやにかみあがりましぬ。ひむかのあひらの

向 吾 平 山 上 陵

やまのへのみささきにはふりまつる。

一 書 曰 先生彦五瀬命 次稻飯命 次三毛入野命

あるふみにいへらく。まづあれませるはひこいつせのみこと。つきにいなひのみこと。つきにみけいりぬのみこと。

次狹野尊 亦號神日本磐余 是年少時之號也。後

はれびこのみこと。 亦號神日本磐余 是年少時之號也。後

一 書 曰 先生五瀬命 次稻飯命 次神日本磐余彦火火

あるふみにいへらく。まづあれませるはいつせのみこと。つきにいなひのみこと。つきにかむやまといはれびこは

出見尊 次稚三毛野命

でみのみこと。つきにわかみけぬのみこと。

一 書 曰 先生五瀬命 次磐余彦火火出見尊 次彦稻飯

あるふみにいへらく。まづあれませるはいつせのみこと。つきにいなひのみこと。つきにひこいなひの

日本紀調考卷二

二二九

命 次三毛入野命

みこと。つきにみけいりのみこと。

日本書紀卷第二

右卷二古訓考。明和六己丑年正月廿七日終賀茂真淵七十三齡

文化五戊辰年八月二十六日補寫終。藤原真龍六十九齡

御本云

日本書紀歷代之古史也。元正天皇養老年中。一品舍人親王。太朝臣安麻呂。奉勅撰之。吾朝撰書迄。奏覽。以是爲權輿者耶。君臣共以莫不窮此書矣。按。應神天皇以還。至。繼體天皇御宇。異域典經多以雖來朝。不解其義。徒經三百有餘歲矣。推古天皇御宇。聖德太子察三才之源。達三國之起。故始以漢字附神代之文字。傍。於于爰吾邦人。浸得識量典經之旨。非至聖誰敢成此粹哉。蓋神道者爲萬法之根柢。儒教者爲枝葉。佛教者爲花實。彼二教者皆是神道之末葉也。雅以枝葉顯其本原。然則異曲同工者歟。頃學儒佛者夥而知神書者鮮矣。物有本末事有終始。何棄本取末焉。於神國爭䟽神書乎。萬機之政尙以神事爲最第一。但神代事理既幽微。非理不通。欽惟陛下寬惠叡智之餘。後世惜其流布之不廣。遂命鳩工。於是始壽諸梓矣。舊本頗純駁不一。求數本考正之。去其駁而錄其純。用之國而及之天下。則以成熙皞之治。以紹神尊之統。保瑞穗之地。千五百秋將必有賴於斯焉。

慶長己亥姑洗吉辰

四年ニ當ル

正四位下行少納言兼侍從臣清原朝臣國賢敬識

以 勅本板行

神武紀考訓

文化五戊辰年四月十一日記 眞多都

日本書紀卷第三

神日本磐余彦天皇 神武天皇

かむやまといはれびこのすめらみこと

神日本磐余彦天皇 諱彦火火出見 彦波瀲武鸕鷀草薹不合尊第四
 かむやまといはれびこのすめらみこと。たゞのみなはひこほほでみ、ひこなきさたけうがやふきあへすのみことのよはしらの
 子也 母曰玉依姫海童之小女也 天皇生而明達意確如
 みこなり。みはまをたまよりびめとまなす。わたづみのをむすめなり。すめらみことあれましながらさかしくみこもつよく
 也 年十五立爲太子長 而娶日向國吾田邑吾平津媛
 ます。みとしをまりいつ。ひつぎのみことなりたまひ。ひととなりたまひて。ひむかのくにあたのむらのあひらつひめを
 爲妃生手研耳命及年四十五歳 謂諸兄及子等曰昔我天
 みめとして。たぎしみよのみこととれます。みとしよそまりいつとしに。いろねとみこたちにかたり給はく。むかしあがあま
 神 高皇產靈尊 大日靈尊 舉此豐葦原瑞穗國而授我天祖彦
 つかみ。たかみむすびのみこと。おほひるめのみこと。このとよあしはらのみづほのくにを。あがあまつみおやひこほのに
 火瓊瓊杵尊 於是火瓊瓊杵尊 關天 關披雲路 駟仙蹕
 きのみことにさづけたまへり。こゝにほのににぎのみこと。あまのいはくらをひらき。くもぢをおしわけ。みさきはらひして

以戻止 是時運屬鴻荒 時鍾草昧 故蒙以養正治 此
 いたりましき。このとき。よあらしにあひ。ときくらきにあたれり。かれくらけれどもたゞしきみちをもて。このにしのほこり
 西邊 皇祖皇考乃皇乃神 積慶重暉 多歷年所 自天祖降
 をしらしめ。みおやのかむたちひじりにて。よろこびをつみひかりをかされて。さはにとしをへたり。あまつみおやのあまく
 跡以逮于今 一百七十九萬二千四百七十餘歲 而遼遠之國
 だりましてよりこのかた。ひともしもなそまりこゝのよろづ。ふたちとせよもなそまりのとしなり。しかるをとほきくに
 猶未霑於王澤 遂使邑有君村有長 各自分疆用相凌轢
 いまだうつくしみうるほはず。むらにきみふれにひとこのかみありて。おのもおのまさかひをわかもあひしのぎきしるふ。
 抑又聞於鹽土老翁 曰東有美地青山四周 其中亦
 はたまた。しほつゝのなぢにきしく。いひしく。ひむがしによきくにあり。あをやまよにもぐれり。そのうちにあまのい
 有乘天磐船飛降者 余謂彼地 必當足以恢弘天業 光
 はふれにのりて。とびくだりしかみありといへり。あれおもふに。そのくには。かならずあまつひつぎをひろめて。あめのし
 宅 天下蓋六合之中心乎 厥飛降者 謂是饒速日歟 何不成就
 たにみちなるにたりなむ。けだしくにもなかならむ。そのとびくだるかみは。にぎはやびをいふか。なぞゆきてみやこづく
 而都之乎 諸皇子對曰 理實灼然 我亦恒以爲念 宜早
 らざらんやとのり給へり。みこたちこたへ申さく。ことはりいやちこなり。あれもつねにおもひなしつ。うべすみやかにいで
 行 之

是年也 大歲甲寅 其年冬十月丁巳朔辛酉 天皇親帥諸皇子舟
 このとしや。おほとしきのえとら。そのとしのかむなづきいつかのひ。すめらみことみづからみこたちをゑて。ふない
 師 東 征 至 速 吸 之 門 時 有一漁人乘艇而至 天皇 招 之
 くさひむがしにいでます。はやすびのみなとにいたるときに。あまびとをぶねにのりていたりき。すめらみことめしよせて。豊後埴ト伊豫佐太崎ト相向所
 因 問 曰 汝 誰 也 對曰臣是國神名曰珍彥 釣魚於曲浦 聞 天 神 子
 いましはたれぞとひたまへば。やつこはくにつかみなはうづひこ。わたのはらになつらすは。あまつかみこいでますと
 來 故 即 奉 迎 又問之曰 汝 能 爲 我 導 耶 對 曰
 き。かれむかへまつるとこたへ申しき。またとひ給はく。いましはあれをみちびきせんやとのり給へば。みちびきつかへま
 導 之 矣 天 皇 勅 授漁人椎檣末令執而牽納於皇舟 以爲海
 つらんとこたへ申しき。すめらみことのりたまひて。あまびとしひさなののはしをとらせてみふねにひきいれて。わたのみ
 導 者 乃 時 賜 名 爲 椎 根 津 彥 推此云 此 即 倭 直 部 始 祖 也 行 至 筑 紫 國 菟 狹
 びきとし。ことになを給ひてしひれつひことまなしき。辭此 此はやまとのあたひらがおやなり。つくしのくにのうさにい
 菟狹者地名 時 有 菟狹國造祖 号曰菟狹津彥菟狹津媛 乃於菟狹川上 造 一 柱 騰 宮
 也此云字佐 たりますとよきに。うさのくにづこのおや。うさつひこうさつひめ。うさのかはかみに。あしひとつあがりのみやをつく
 而 奉 饗 焉 一柱騰宮此云阿斯毗 皆徒鞆能離能彌那 是 時 勅 以 菟 狹 津 媛 賜 妻 之 於 侍 臣
 りて。みあへたてまつりき。このときに。みことのり給ひて。うさつひめをまうちぎみあまのたれこのみこ
 天 種 子 命 天 種 子 命 是 中 臣 氏 之 遠 祖 也
 とにあはせ給ふ。あまのたれこのみことは。なかとみうちのおやなり。

十有一月丙戌朔甲午 天皇至筑紫國崗水門
 しもつきこゝぬかのひ。すめらみことつくしのくにのなかのみなとにいでます。

十有二月丙辰朔壬午 至安藝國居于埃宮
 しはすはつかあまりなぬかのひ。あぎのくににいたりまして。えのみやにましますき。

乙卯年 春三月甲寅朔己未 徙入吉備國起行宮以居之 是曰
 きのとこのとし。やよひのむいかのひ。きびのくににうつりいでまして。かりみやをつくりてましますき。これかたか

高嶋宮 積三年 間備舟楫蓄兵食 將欲以一舉而平天下
 じまのみやといふ。みとせをへ給ふほどに。ふねをそろへかてをそなへて。いくさをおこしてあめのしたをむけまくおほ

也

戊午年 春二月丁酉朔丁未 皇師遼東 舳舻相接 方到難波
 つちのえうまのとし。きさらぎのとなかのひ。みいくさつひにひむがしにむかひてともへあひつげり。なにはのさきにいた

之 碇 會 有 奔 潮 太 急 因 以 名 爲 浪 速 國 亦 曰 浪 華 今 謂 難
 りますをりしも。いたくなみはやりき。かれなみはやのくにとなづけ給ひき。またなみはなともいふ。いまなにはといふは

波 訛 訛此云吳 許奈磨盧 よこなまれるなり。

三月丁卯朔丙子 遡流而上 徑至河内國草香邑 青雲白肩之津
 やよひのとなかのひ。かはよりさかのぼりて。たむにかふちのくにくさかのむら。あなぐものしらかたのつにいたります。

夏四月丙申朔甲辰 皇 師 勒 兵 步 趣 龍 田 而 其 路 狹 峻 人 不 得 並 行
 うづきのこゝぬかのひ。みいくさなとのへてかちよたつたにおもむく。そのみらさくさかしくして。ひとなみゆかす。
 乃 還 更 欲 東 踰 膽 駒 山 而 入 中 洲 時 長 髓 彦 聞 之 曰
 かれかへりましてさらにはこまやまをこえて。うちつくににいりまきむとするときに。ながすればこれなきよていへらく。
 夫 天 神 子 等 所 以 來 者 必 將 奪 我 國 則 盡 起 屬 兵
 あまつかみのみこのいでますゆゑは。かならずあがくにうははむとおもほすにこそといひて。ことごとくにいくさをおこして。
 徼 之 放 孔 舍 衛 坂 與 之 會 戰 有 流 矢 中 五 瀬 命 肱 脛 皇 師 不 能 進
 くさゑのさかにさへぎりて。たゝかひき。いたやぐしありて。いつせのみことのみひちにあたりにて。みいくさえずみたゝか
 戰 天 皇 憂 之 乃 運 神 策 於 沖 衿 曰 今 我 是 日
 はず。すめらみことうれひ給ひて。すなはちあやしきはかりことをみこゝろのうちにはさだめてのり給はく。あれはこれひのか
 神 子 孫 而 向 日 征 虜 此 逆 天 道 也 不 若 退 還 示 弱 禮 祭 神
 みのみまにして。ひにむかひてあたるうつはあめにさかれり。そきかへりてよわきをしめして。あまつかみにつかみをいや
 祇 背 負 日 神 之 威 隨 影 厭 躡 如 此 則 曾 不 血
 まひまつりて。ひのかみのみいきほひをそびらにおひて。みかげのまゝにおそひふまむ。かくせばかつてはものちぬらす
 刃 虜 必 自 敗 矣 僉 曰 然 於 是 令 軍 中 曰 且 停 勿
 して。あたどもおのづからやぶれむとのりたまへり。みなしかなりとまなしき。こゝにいくさびとしばらくとゞまれ。またな
 復 進 乃 引 軍 還 虜 亦 不 敢 逼 却 至 草 香
 すゝみそとのりこらたまひて。すなはちいくさをひきてかへりたまふ。あたどもあへてせめまつらす。かへりてくさかのつに
 河内國草香村

津 植 盾 而 爲 雄 詰 焉 雄詰此云 烏多鷄處 因 改 号 其 津 曰 盾 津 今 云 蓼 津 訛 也 初
 いたりて。たてをたてゝかたけりましき。よりてそのつをたてつといふ。いまたでつといふはよこなまれる也。はじめ
 孔 舍 衛 之 戰 有 人 隱 於 大 樹 而 得 免 難 仍 指 其 樹 曰 恩 如 母
 にくさゑのたゝかひに。ひとおほぎにかくれてわざはひをまぬかれたり。よりてそのきをさしてめぐみおもなすといへり。
 時 人 因 号 其 地 曰 母 木 邑 今 云 飯 岡 迺 奇 訛 也
 ときのひとそのところをおもひのむらといふ。いまおほのきといふはよこなまれるなり。
 五月丙寅朔癸酉 軍 至 茅 渟 山 城 水 門 亦名山井水門 茅渟此云智怒 五 瀬 命 矢 瘡 痛 甚
 さつきのやなかのひ。みいくさちのぬのやまきのみなとにいたるときに。いつせのみこといたやぐしになやまして。
 乃 撫 劍 而 雄 詰 之 曰 撫劍此云都盧者能 多伽彌屠利辭慶 慨 哉 大 丈 夫 夫 被 傷 於 虜 手 將
 つるぎのたがみとりしげりなたけびして。うれたさかやますらをにして。慨哉此云于 黎多棄伽夜 やつこがてをおひて。むく
 不 報 而 死 耶 時 人 因 号 其 處 曰 雄 水 門 進 到 于 紀 伊 國
 ひせすてやいのちすぎなんとのり給へり。かれとよのひとそのところをのみなといひき。きのくににすゝみいでまして。
 竈 山 而 五 瀬 命 薨 于 軍 因 葬 竈 山
 かまやまにいたりて。いつせのみことはいくさのなにかむあがりましめ。やがてかまやまにをさめまつりき。
 伊 都 郡 高 野 山 竈 山
 六 月 乙 未 朔 丁 巳 軍 至 名 草 邑 則 誅 名 草 戶 畔 者 戸畔此 云妬擊 遂 越 狹 野 而 一 本 到
 みなづきはつかあまりみかのひ。みいくさなぐさのむらにいたりて。なぐさとべをうち。つひにさぬをこえて。くまの
 神 崎 狹 野 渡 部 智 耶 東 三 里
 熊 野 神 邑 且 登 天 磐 盾 仍 引 軍 漸 進 海 中 卒
 のみむらにいたりて。あまのいはだてにのぼりましき。すなはちいくさをひきてやゝすゝみますときに。わたなかにてには
 花ノ窟ト云所盾ヶ埵ト云

此世新良國也姓
氏古本ニ於新良國
爲國主北史新羅傳
モ同

天孫本紀名天香語
山命

遇 暴 風 皇 舟 漂 蕩 時 稻 飯 命 乃 歎 曰 嗟 乎 吾 祖 則 天 神 母 則
 かにあらしまかぜふきて。みふれたまひき。いなひのみことなげきたまひて。ああわがみおやばあまつかみ。みははわた
 第二皇子
 海 神 如 何 厄 我 於 陸 復 厄 我 於 海 乎 言 訖 乃 拔 劍 入
 つみなり。なぞあれをくがにたしなめ。またあれをうみにたしなむやとのたまひをへて。すなはちつるきをぬきてうみにいり
 第三
 海 化 爲 鋤 持 神 三 毛 入 野 命 亦 恨 之 曰 我 母 及 姨 並 是 海 神 何 爲 起
 ましてさひもちのかみとなる。みけいりぬのみこともうらみ給ひて。あがみは、みをばもわたのかみなり。いかにぞなみほを
 波 一 瀾 以 灌 溺 乎 則 蹈 浪 秀 而 往 乎 常 世 鄉 矣 天 皇 獨 與 皇 子 手
 おこしておぼらすやとのたまひをへて。なみほふふみてとこよのくにいでまじき。すめらみこととはしら。みこたきし
 亦名丹
 研 耳 命 帥 軍 而 進 至 熊 野 荒 坂 津 因 誅 丹 敷 戶 畔 者 時 神
 のみことと。いくさをひきぬて。すみてくまぬのあらさかのつにいたりまして。にしきとべなうち給ふ。かりしもか
 吐 毒 氣 人 物 咸 瘁 由 是 皇 軍 不 能 復 振 時 彼 處 有 人 号 曰 熊 野 高 倉 下
 みをえきはきて。ひとみなをえぬ。これによりてみいくさえおこらず。こゝにひとあり。なほくまぬのたかくらじまかさく。
 忽 夜 夢 天 照 大 神 謂 武 甕 雷 神 曰 夫 葦 原 中 國 猶 聞 喧 擾 之 響 焉 開 喧 擾
 このよめみらく。あまてらすおほがみ。たけみかづちのかみにのり給はく。かのあしはらのなかつくにさやげりなる。
 此云左柳
 宜 汝 更 往 而 征 之 武 甕 雷 神 對 曰 雖 予 不 行 而 下 予 平 國
 電利余離
 いままたゆきてうてとのり給へば。たけみかづちのかみこたへまかさく。あれゆかすとし。あがくにむけしつるぎ
 之 劍 則 國 將 自 平 矣 天 照 大 神 曰 諾 諸 此 云 字 時 武 甕
 なくださば。くにおのづからたひらきなんとまをしき。あまてらすおほがみうべなりとのりたまへり。 諸此云字 時武甕
 ときにたけみか

雷 神 登 謂 高 倉 曰 予 劍 号 曰 誦 靈 今 當 置 汝 庫
 づちのかみ。たかくらになしへつらく。あがつるぎのなはふつのみたまといふ。いまこれをいましてがくらのうちに
 裏 宜 取 而 獻 之 天 孫 高 倉 曰 唯 唯 而 寤 之 明 且 依
 かむ。それとりてあまつかみのみにたてまつれとをしへ給へり。たかくらおおとまかすとみてさめぬ。くるつあした。いめの
 夢 中 教 開 庫 視 之 果 有 落 劍 倒 立 於 庫 底 板 即 取 以 進
 をしへのまに。くらをひらきてみれば。まことにつるぎおちてさかさまにくらのしきいたにたてり。すなはちとりてたてま
 之 于 時 天 皇 適 寐 忽 然 而 寤 之 曰 予 何 長 眠 若 此 乎 尋
 つりき。このときにすめらみことみれませるが。たちまちにさめまして。あはなぞもかくながぬしつらんとのり給ひき。つき
 而 中 毒 士 卒 悉 復 醒 起 既 而 皇 師 欲 趣 中 洲 而 山 中
 にをえこやせるみいくさのひとども。ことごとくにさめたりき。かくてみいくさうちつくにいらまきむとするに。やまなかさ
 嶮 絶 無 復 可 行 之 路 乃 接 遑 不 知 其 所 跋 涉 時 夜 夢 天 照 大 神 訓
 かしくして。ゆかむみちなし。すなはちししまひてふみゆかむすべなきときに。よるのみいめに。あまてらすおほがみ。すめ
 于 天 皇 曰 朕 命 遣 頭 八 呎 鳥 宜 以 爲 鄉 導 者 果 有 頭 八 呎 鳥 自
 らみことになしへ給はく。あれいまやたがらすおこさむ。みちびきとし給へとさとし給ひき。まことにやたがらすそらより
 空 翔 降 天 皇 曰 此 鳥 之 來 自 叶 祥 夢 大 哉 赫 矣 我 皇 祖 天 照 大
 とびくだりき。すめらみことこのからすのきつること。いめのさとしにかなへり。ゆししきか。あがみおやあまてらすおほ
 神 欲 以 助 成 基 業 乎 是 時 大 伴 氏 之 遠 祖 日 臣 命
 がみ。あまつひつきをたすけなまむとおもほすにやとのり給ひき。このときにおほともうちのとほつおやひのおのみこと。

帥大來目督將元戎蹈山啓行乃尋鳥所向仰視而追之遂
 おほくめをひきぬ。みいくさのなまとして。みさきにたちてやまぶみし。からすのとびゆくかたをあふぎみておひゆき。つひ
 達于菟田下縣因号其所至之處曰菟田穿邑穿邑此云字于時
 にうだのしもつあがたにいたりましき。そのいたりましきところを。うだのうがちのむらといふ。日張山下也ときにおほみこと
 勅譽日臣命曰汝忠而且勇加能有導之功是以改汝
 もて。ひのおみのみことをほめて。いまいそしくなしく。またみちびきのいさをあり。かれいまいしがなをみちのおみとあ
 名爲道臣
 らためてよとのりたまひきし。

秋八月甲午朔乙未天皇使徵兄猪及弟猪者猪此云是兩人菟田縣之魁帥者也
 はづきふつかのひ。すめらみこと。えうかしおとうかしなめさしむ。字介志このふたりはうだのあがたのひとこのかみなり。
魁帥此云比時兄猪不來弟猪即詣至因拜軍門而告之曰臣兄兄猪之爲逆狀
登誤迦伽彌ときにえうかしまゐるこず。おとうかしやがてまゐりきて。ながみてまをさく。あがにえうかしがあるありさ
 也聞天孫且到即起兵將襲望見皇師之威懼
 まは。あまつかみのみこいでますとききて。いくさびとをあつめてまらうたむとしつるに。みいくさのいきほひをみて。おち
 不敢敵乃潛伏其兵權作新宮而殿内施機
 てまたむかひまつらす。そのいくさびとをかくしおきて。かりににひみやをつくりて。とのうちにおしわなをはりおきて。
 欲因請饗以作難願知此詐善爲之備天皇即遣道臣舊名日臣
 みあへたてまつらむとまをしてまらうたんとす。なあざむかれたまひそとまをしき。すめらみことやがてみちのおみのみこと

血原上田口村桃原
 田口赤バネト並

命察其逆狀時道臣命審知有賊害之心而
 をやりて。そのあるありさまをみしめ給ふときに。みちのおみのみことまびらかにあななひまつるこゝろあることをしりて。
 大怒詰噴之曰虜爾所造屋爾自居之爾此云因案
 いたくいかりて。たけびころびていへらく。いがつくれるやにはおれみづからいりぬよといひて。飲例つるぎのたがみとりし
 劍鬻弓逼令催入兄猪獲罪兄於天事無所辭乃自蹈機而
 ばりゆみひきまかなひて。おひいるよときに。えうかしきみにそむけるつみは。えのがれすて。みづからおしをふみておされ
 壓死時陳其屍而斬之流血沒踝故号其地曰菟田血
 てしにき。ときにそのしかばねをひきいだしてきりはふれば。ちながれてつぶなきにゐる。かれそのところをうだのちばらと
 原已而弟猪大設牛酒以勞饗皇師焉天皇以其酒宏班賜軍卒乃爲御謠之
 いふ。しかしておとうかしおほみあへたてまつりき。すめらみことそのみあへをいくさびとにたまひて。みうたよみしたま
 曰諸此云字
 多豫淵
 于儂能多伽機耳辭藝和奈破蘆和餓末菟夜辭藝破佐夜羅孺伊殊區波辭區泥羅佐夜離前妻
 うだのたかきに。しぎわなはる。わがまつや。しぎはさやらす。いすくはし。くぢらさやり。こ
 奈淵餓那居波佐麼多智曾麼能未能須久那鷄句鳩居氣辭陀被惠禰字破奈利餓那居波佐麼
 なみがなこはさば。たちそげのみの。〇〇なけくを。こきし〇ひみれ。うはなりが。なこはさば。後妻
 伊智佐介幾未迺於朋鷄句鳩居氣志被惠禰是謂來目歌今樂府奏
 いちさかき。みのおほけくを。こき〇だひみれ。これなくめうたといふ。いまもうたまひのつかさのこのう
 赤禰志
 日本紀調考卷三

井光へ姓氏ニ井光
女白雲別之姓名是
御當

此歌者猶有手量大小及音聲巨細此古之遺式也
 たをかなづるには。たばかりのおほきちいさ。またうたごゑのふとさほそあるは。これいにしへののりののこれるなり。
 是後天皇欲省吉野之地乃從苑田穿邑親率輕兵巡幸焉
 このちすめらみこと。よしののくにをみまきおぼして。うだのうがちのむらより。みともをいさかひきぬいてましき。
 至吉野時有人出自井中光而有尾天皇問之曰汝何人
 よしのにいたりますときに。あのうちよりいでたるひと。ひかりてをあり。すめらみこと。いましはたれぞとひ給へば。
 對曰臣是國神名爲井光此則吉野首部始祖也更少進亦有尾
 おみはくにつかみ。なほあびかりとこたへまをしき。こはよしののおびとらのおやなり。またいさかいでませば。なあり
 而披磐石而出者天皇問之曰汝何人對曰臣是磐排
 て。いはほをおしわけていでくるひとあり。すめらみこといましはたれぞとひ給へば。おみはいはおしわくがこなりとこた
 別之子排別此云此則吉野國標部始祖也及綠水西行亦有作梁取魚
 へまをしき。こはよしののくすらがおやなり。またかにはそひてにしかたにいでませば。やなをうちてなをとるひと
 者乘此云天皇問之對曰臣是苞直擔之子苞直擔此云此則阿太養鷗部始祖也
環宿毛菟
大和宇知郡今十二村紀伊界也
有九月甲子朔戊辰天皇陟彼苑田高倉山之巔瞻望域中時國見岳
 ながづきのいつかのひ。すめらみこと。かのうだのたかくらやまのみれにのぼりまして。くにみし給ふときに。くにみのをか
 上則八十梟帥梟帥此云又於女坂置女軍男坂置男軍墨坂置置赫炭
多裕屋
 のうへにやそたけるあり。まためさかにめいくさをおき。なざかにいくさをおき。すみざかにおこしすみをおく。

其女坂男坂墨坂之号由此而起也復有兄磯城軍布滿於磐余邑磯城此云志賊
 そのめさかなざかすみざかのなはこれによりておこれり。またえしきがい。いはれのむらにしきいはれり。あたと
 虜所據皆是要害之地故道路絕塞無處可通天皇惡之是夜自
 ものなるところ。みなぬまのところなり。かれみちをたちさへて。とほるよしなし。すめらみことにくみ給ふ。このようけひ
 祈而寢夢有天神訓之曰宜取天香山社中土以香山此云造天平瓮
介遇夜磨
あめのやそびら
 八十枚平瓮此云并造嚴瓮而敬祭天神地祇嚴瓮此云亦爲嚴咒詛如
毗遲介
またいつづべをつくりて。あまつかみにつかみをいやまひまつれ。またいつづのかじりをせよ。かく
 此則虜自平伏嚴咒詛此云天皇詛承夢訓依
途能伽辭離
すめらみことみいめのみさとしをうけ給ふによりて
 以將行時弟猾又奏曰倭國磯城邑有磯城八十梟帥又高尾張
 つしみておこなひ給ふときに。おとうがしまをさく。やまとのくにのしきのむらにしきやそたけるあり。またたかをはりの
 邑或本云葛有赤銅八十梟帥或本云葛此類皆欲與天皇趾戰臣竊爲天皇憂
城邑也
むらに。
かれやそたけるあり。このともがらみなまらたかかはむとす。あれひそかにすめらみことのみためにうれ
 之宜今當取天香山壇以造天平瓮而祭天社國社之神然
 ひまつる。いまあめのかぐやまのはにをとりて。あめのひらかをつくりて。あまつやしろくにつやしろをまつり。しか
 後擊虜則易除也天皇既以夢辭爲吉
 してのちにあたなうちたまははらひやすからむとまをしき。すめらみことすでにみいめのさとしかよきうらはひとした

兆 及 聞 弟 猗 之 言 益 喜 於 懷 乃 使 本 椎 根 津 彥 著 弊 衣
まふに。おとうかしがまをすことをきこしめして。ましてみこころによりこびたまひき。すなはらしひれつひこにやぶれぎぬ
萬名珍彦
服 及 蓑 笠 爲 老 人 貌 又 使 弟 猗 被 箕 爲 老 嫗 貌 而 勅 之 曰 宜
またみのかさをきて。おきなのかたちにつくり。おとうかしにみかきせて。およなのかたちにつくりて。のり給はく。いま
汝 二 人 到 天 香 山 潛 取 其 巔 土 而 可 來 旋 矣 基 業 成 否 當 以 汝
しふたり。あめのかぐやまにゆきて。ひそかにそのみねのはにかとりてきたれ。あまつひつぎのならむならじは。いましも
爲 占 努 力 慎 焉 是 時 虜 兵 滿 路 難 以 往 還 時 椎 根 津 彥 乃 祈 之 曰
てうらなはむ。ゆめつゝしめとのり給ひき。このときにあたどもおほろにいはいみてゆきがなり。しひれつひこうけひて。
我 皇 當 能 定 此 國 者 行 路 自 通 如 不 能 者 賊 必 防 禦 言 訖
あがきみこのくにをさめ給はんならば。みちおのづからとほれん。もしあたはずは。あたかならずふせがむと。いひをへて
徑 去 時 群 虜 見 二 人 大 咲 之 曰 大 醜 乎 奈 淵 備 句 老 父 老 嫗 則 相 與
たゞにゆく。こゝにあたどもふたりをみて。いたくわらひて。あなみにくや。おきなおよなといひて。ともにみちを
關 道 使 行 二 人 得 至 其 山 取 土 來 歸 於 是 天 皇 甚 悅 乃 以 此
さりてゆかしむ。ふたりそのやまにいたりて。はにをとりてかへりき。こゝにすめらみことよろこびたまひて。このはにを
壇 造 八 十 平 分 天 手 挾 八 十 枚 多 齋 齋 離 盆 而 陟 于 丹 生 川 上 用 祭
もて。やそひらかあまのたくじりやそひら。いづべをつくりて。これをもつてにふのかはかみにのぼりまして。あまつ
大和吉野川上式丹生川上神社
天 神 地 祇 則 於 彼 菟 田 川 之 朝 原 譬 如 水 沫 而 有 所 咒 著 也
かみくにつかみをまつり給ひて。すなはちかのうだがはのあさはらにして。たとへば。みなわなして。あらゆるがじりなりき。

喙 鳴 字 書 魚 口 上 出
仲 哀 紀 三 丁 才 傾 浮

天 皇 又 因 祈 之 曰 吾 今 當 八 十 平 瓮 無 水 造 飴 飴 成 則 吾 必 不
すめらみことまたうけひたまはく。あれいまやそひらかをもて。みづなしにたがれをつくらむ。たがれならば。あれつはもの
假 鋒 刃 之 威 坐 平 天 下 乃 造 飴 飴 即 自 成
いさほひなからずして。あながらあめのしたなむげなんとのりたまひて。たがれをつくらず。たがれおのづからなりき。
又 祈 之 曰 吾 今 當 以 嚴 瓮 沈 于 丹 生 之 川 如 魚 無 大 小 悉 醉 而 流 譬 猶 披
またうけひ給はく。あれいまいづべをもて。にふのかはにしづめん。いなどもみなふひてながれんこと。たとへば。まきのば
葉 之 浮 流 者 必 能 定 此 國 如 其 不 爾 終 無 所 成
のうきながるゝなさは。あれよくこのくにをさめむ。もししかあらずは。はたしてなることならんとのりたまひて。
乃 沈 瓮 於 川 其 口 向 下 頃 魚 皆 浮 出 隨 水 噉 嚼 時
いづべをかはにしづむれば。そのくちしにもむけり。しばらくありていみなうきいで。みづのまにまにあぎとふときに。
椎 根 津 彥 見 而 奏 之 天 皇 大 喜 乃 拔 取 丹 生 川 上 之 五 百 箇 眞 坂 樹
しひれつひこみてまをしあくれは。すめらみことよろこび給ひて。にふのかはかみのいほつまさかきなれこじもてかみたちを
以 祭 諸 神 自 此 始 有 嚴 瓮 之 置 也 時 勅 道 臣 命 今 以 高 皇 產 靈
いはひ給ひき。これよりはじめていづべのおきものあり。ときにみちのおみのみことへのり給はく。いまたかみむすびのみこ
尊 朕 親 作 顯 齋 用 汝 爲 齋 主 授 以 嚴 媛 之 号 而 名 其 所 置 壇
とを。あれみづからうつしいはひかなさむ。いましはいはひぬしとして。いづひめのなれさづけ。おけるはにべをい
瓮 爲 嚴 瓮 又 火 名 爲 嚴 香 來 雷 水 名 爲 嚴 岡 象 女 糧 名 爲 嚴 稻
かしろのなをいづのかぐつちとし。みづのなをいづのみづはのめとし。

魂鴨魂女此云薪名爲嚴山雷草名爲嚴野椎
のめとし于伽能達たきまのなをいづのやまづちとしくさのなをいづのめづちとす。

冬十月癸巳朔天皇嘗其嚴瓮之糧勒兵而出先擊八
十梟帥於國見丘破斬之是役也天皇志存必克乃爲
のなかにやそたけるをうちてきる。このえだちにすめらみことみこころにかならずかちなんことをたもち給へり。かれみうた
御謠之曰
よみしたまはく。

伽牟伽能伊齊能于瀾能費於費異之珥夜異波臂茂等富屢之多囊瀾能之多儂瀾能阿誤豫
かむかぜの。いせのうみの。おほいしにや。いはひもとほる。しただみの。しただみの。あごよ。

阿誤豫之多太瀾能異波比茂等倍離富于智且之夜莽務于智且之夜莽務謠意以大
あごよ。しただみの。いはひもとほり。うちてしまむ。うちてしまむ。うたのころは。おほい

石喻其國見丘也既而餘黨獨繁其情難測乃願勅
しなくにみのなかにたふなり。すてにしてあまりのあたどもおほくして。そのころたばかりがたし。かれひそかにみち

道臣命汝宜帥大來目部作大室於忍坂邑盛設宴饗誘虜
のおみのみことへのり給はく。いましおほくめべなひさるて。おさかのむらにむるなつくりて。みあへなたまひ。あたをなこ

而取之道臣命於是奉密旨掘窖於忍坂而選我
づりてとれとのり給ひき。みちのおみのみこと。このおほみことをうけたまはりて。おさかにおほむるをほりて。たけいきく

猛卒與虜雜居陰期之曰酒酣之後吾則起歌汝等聞吾
さびとなえらみて。あたとまじりならし。ひそかにちぎりけらく。あたみひたらむとき。われうたはむ。いましどもわがうた

歌聲則一時刺虜已而坐定酒行虜不知我之有陰謀任情徑
なさかば。もろともにあたなされと。かくちぎりて。さけのみしき。あたこのはかりことをしらすて。こころのまよへのみみ

醉時道臣命乃起而歌之曰
へるときに。みちのおみのみことうたひけらく。

於佐箇廼於朋務露夜珥比苦瑳破而異離烏利苦毛比苦瑳破而積伊離烏利苦毛瀾都瀾都
おさかの。おほむるやに。ひとさはに。いりなりとも。ひとさはに。きいりなりとも。みつみつ

志俱梅能固邏餓句鶯都伊異志都伊毛智于智且之夜莽務時我卒聞
し。くめのこらが。くぶつつい。いしつついもち。うちてしまむ。ときにわがいくさびと。うたふを

歌俱拔其頭椎劔一時殺虜虜無復嘽類者皇軍大悅
きよて。みなそのくぶつちのつるぎをぬきて。もろともにあたをころしつ。あたどものこるものなし。みいくさよろこびて。

仰天而咲因歌之曰
あふきわらちてうたひけらく。

伊莽波豫伊莽波豫阿阿時夜塢伊莽儀而毛阿誤豫伊莽儀而毛阿誤豫今來目部歌而後
いまはよ。いまはよ。ああしやを。いまだにもあごよ。いまだにもあごよ。いまくめべがうたひてのち

大晒是其緣也又歌之曰愛瀾詩鳥毗儀利毛那比苦比苦破易陪適毛多牟伽毘毛
わらふ。これそのよしなり。またうたへらく。えみしを。ひとりももなひと。ひとはいへども。たむかひも

勢儒此皆承密旨而歌之非敢自尊者也時天皇
 曰戰勝而無驕者良將之行也今魁賊已滅而同惡者何
 旬十數羣其情不可知如何久居一處無以制變乃徒
 營於別處
 ろにうつりましき。

十有一月癸亥朔己巳皇師大舉將攻磯城彥先遣使者徵兄磯城兄
 磯城不承命更遣頭八咫鳥召之則鳥到其營而鳴之曰天神子召汝
 怡舛過怡舛過過音兄磯城忿之曰聞天壓神至而吾爲慨憤時奈何鳥
 鳥若此惡鳴耶既者乃彎弓射之鳥即避去次到弟磯城宅而鳴之曰天神
 子召汝怡舛過怡舛過時弟磯城慄然改容曰臣聞天壓神至
 のみこいましなめす。いざわいざわとなくときに。おとしきおぢかしこみて。やつかれあめおすのかみいたりますときよて。

且夕畏懼善乎鳥汝鳴之若此者歟即作葉盤八枚盛食饗
 之葉盤此云隨鳥詣到而告之曰吾兄兄磯城聞天神子來
 則聚八十梟帥具兵甲將與決戰可早圖之天皇乃
 會諸將問之曰今兄磯城果有逆賊之意召亦不來爲之

奈何諸將曰兄磯城黠賊也宜先遣弟磯城曉諭之并
 說兄倉下弟倉下如遂不歸順然後舉兵臨之亦未晚也倉下此云乃使弟磯城
 開示利害而兄磯城等獨守愚謀不肯承伏時椎根津彥討之
 曰今者宜先遣我女軍出自忍坂道虜見之必盡銳而赴吾
 則驅馳勁卒直指墨坂取菟田川水以灌其炭火倏忽之間
 ときに。あいくさをばさせて。たゞちにすみざかなさして。うだがはのみづなもて。おこしびにそよぎて。あからさまに。

イナサハ今ノ大豆
越也軍決戦ノ所
ヲイナサト負出
イナサモ同

出其不意則破之必也天皇善其策乃出女軍以
ゆくりなくせめてば。かならずかちなんとなましき。すめらみことのはかりことをほめて。すなはちめいくさかいたしてむ
臨之虜謂大兵已至畢力相待先是皇軍攻必取
かはせ給へば。あたどもみいくさみなきつとおもひて。ちからをつくしてたしかひき。さきにみいくさせむればかならずとり。
戦必勝而介胃之士不無疲弊故聊爲御謠以慰將卒之心焉謠曰
たよかへばかならずかちて。いくさのひととつかれなきにしもあらず。かれうたよみし給ひてなぐさめ給ふ。そのみうた。
哆哆奈梅豆 伊那瑛能椰摩能 虚能莽由毛 易喻耆摩毛羅毗 多多个陪磨 和例破那隈怒 之摩
たよなめて。いなさのやまの。このまゆも。いゆさまもらひ。たよかへば。われはやまぬ。しま
途等利 宇介警餓等茂 伊莽輪開珥虚禰 果以男軍越黑坂 從後夾擊破之斬
つとり。うかひがとも。いますけにこれ。こよにをいくさすみざかをこえて。しりへよりもろとにせめて。つひ
其梟帥兄磯城等
にそのひとこのかみえしきらなきりつ。

十有二月癸巳朔丙申 皇師遂擊長髓彦 連戰不能取勝 時忽然天
しはすのよかのひ。みいくさつひにながすればこなうつ。しきりにたよかへどもちがてなり。ときにたちまちにひ
陰而雨米 乃有金色靈鷲飛來 止于皇弓弭 其鸚光嘩煜 狀如流
しけてひさめふるに。こがれいろのあやしきとびとびきて。みゆみのはすにとまれり。そのひかりかやくこと。いなびかり
電由是長髓彦軍卒皆迷眩不復力戰 長髓是邑之本号
なせり。これによりて。ながすればこがいくさのひとと。みなまきえて。えたよかはすなりぬ。ながすればむらのもとの

ツノフニハオホネ
ヤチモト

焉 因亦以爲人名 及皇軍之得鸚瑞也 時人仍号鸚邑 今云鳥
なより。よりてまたひとのなとす。みいくさとびのみづかえ給ふによりて。ときひととびのむらとなづく。いまとみといふ
見是訛也 昔孔舍衛之戰 五瀬命 中矢而薨 天皇衛之常懷
はよこなまれるなり。むかしくさゑのたよかひに。いつせのみこといらえてかむあがりました。すめらみことつれにうたき
憤懣至此役也 意欲窮誅 乃爲御謠之曰 瀨都瀨都志 俱梅能故選餓
たよへり。このえだちにならずころさむとおもほしき。かれみうたよみし給はく。みつみつし。くめのこらが。
一个耆茂等珥 阿波赴珥破 个瀨羅毗苦茂苦 曾迺餓毛苦 曾福梅屠那藝豆 于笥豆之
○かきもとに。あはふには。かみらひともと。(二句脱か) そのがもと。それめつなきて。うちてし
夜莽務 又謠之曰 瀨都瀨都志 俱梅能故選餓 个耆茂等珥 宇惠志破餌个瀨 句致弭比俱
やまむ。またうたひ給はく。みつみつし。くめのこらが。かきもとに。うゑしはちかみ。くちひびく。
和例破流輪例儒 于智豆之夜莽務 因復縱兵 忽攻之 凡諸御謠皆
われはわすれず。うちてしやまむ。かれまたいくさひとをすめてたちまちにせめ給ひき。すべてこのみうたをく
謂來目歌 此的取歌者而名之也 時長髓彦 乃遣行人言於天皇
めうたといふ。こはうたへるものをとりてなづけたるなり。ときにながすればこ。つかひをまたしてすめらみことにまなし
曰 嘗有天神之子 乘天磐船 自天降止 号曰櫛玉 饒速日
けらく。さきにあまつかみのみこ。あまのいはふれにのりて。あめよりくだりましき。みなをくしたまにぎはやびのみことよ
命 饒速日此云 是娶吾妹三炊屋媛 亦名長髓媛 亦名鳥見屋媛 遂有
まなす。これわがいもみかしきやびめ。またのなはながすればこ。またのなはとみやびめにみあひまして。みこうみ

兒息名曰可美真手命可美真手此云手慶詩并耐故吾以饒速日命爲君而奉焉夫

天神之子豈有兩種乎奈何更稱天神子以奪人地乎吾心

推之未必爲信天皇曰天神子亦多耳汝所爲君

是實天神之子者必有表物可相示之長髓彦即饒速

日命之天羽羽矢一隻及步靱以奉示天皇天皇覽之曰事不虛

也還以所御天羽羽矢一隻及步靱賜示於長髓彦長髓彦見其天表益

懷踰蹠踏然而凶器已構其勢不得中休而猶守迷圖無

復改意饒速日命本知天神慇懃唯天孫是與且

見夫長髓彦稟性復恨不可教以天人之際乃殺之上文十五字應入此所

十五字應有下文

(六年)

よりあまつかみのれもころにし給ふ。これあめみまとしりて。帥其衆而歸順焉天皇素聞饒速日命是自天降者而今果立忠効則褒而寵之此物部氏之遠祖也

己未年春二月壬辰朔辛亥命諸將練士卒是時層富

縣波多丘岬有新城戶岬丘岬此云又和珥坂下有居勢祝者坂下此云

臍見長柄丘岬有猪祝者此三處土蜘蛛並特其勇力不肯來庭天

皇乃分遣偏師皆誅之又高尾張邑有土蜘蛛其爲人也身

短而手足長與侏儒相類皇軍結葛網而掩襲殺之因改号其邑

曰葛城夫磐余之地舊名片居片居此云又曰片立片立此云逮我皇師之破虜

也 大軍集而滿於其地 因改号爲磐余 或曰天皇往
ひて。いくさのひとつどひてそのとほりにはいふ。あるふみにいへらく。すめらみことさきに
骨 嚴 瓮 糧 出 軍 西 征 是時磯城八十梟帥於彼處屯聚居之 屯聚居此云 怡波瀨

果與天皆大戰 遂爲皇師所滅 故名之曰磐余邑 又皇師立詰之處是
はたしてみいくさとたふ。つひにみいくさにはほほされき。かれいはれのむらといふ。またみいくさたげしとほりを
謂 猛田 作 城 處 号 曰 城 田 又 賊 農 戰 死 而 僵 屍 枕 臂 處 呼 爲

式上郡今葛上郡竹田村 (五年九月二出)
頼 枕 田 天皇以前年秋九月 潜取天香山之埴土以造八十平瓮

今不知 躬 自 齋 戒 祭 諸 神 遂得安定區宇 故号取土之處曰埴 式

十一郡畝尾ノ土安神社 安 といふ。

三月辛酉朔丁卯 下 令 曰 自 我 東 征 於茲六年矣 賴 以 皇 天 之
やよひのなぬかのひ。みことのり給はく。われひむがしにむかひしより。こゝにむとせになりぬ。あまつかみのみたまのふゆ
威 凶 徒 就 戮 雖 邊 土 未 清 餘 妖 尙 梗 而 中 洲 之 地 無 復 風 塵 誠 宜
によりて。あたどもほろびたり。いまだとつくにしづまらず。わざはひやましかれども。うちつくにさわぎなし。みやこ

恢廓皇都規摹大壯 而今運屬此屯蒙民心朴素 巢棲穴住習俗惟常
かひらきみあらかなはかりつくらむを。ときわかくたみのこゝろすなほにて。すにすみあなにすむならはしこれつねなり。し

夫大人立制義必隨時苟有利民何妨聖造
それひじりののりごつことはりは。かならずときにしたがふ。まことにたみをやすからしめば。なぞひじりのわざにたがはむ。

且當披拂山林 經營宮室而恭臨寶位以鎮元元
かつやまなかりひらき。みあらかなつくり。つゝしみてたかみくらにのぞみて。あめのしたをしらすとしのはじめとせば。

上 則 答 乾 靈 授 國 之 德 下 則 弘 皇 孫 養 正 之 心 然
かみはあまつかみのくにかさづけたまへるみうつくしみにかなひ。しもはすめみまのたましきみちをつぎてひるめむ。しかし

後兼六合以開都 掩八紘而爲宇不亦可乎 觀夫畝傍山 畝傍山此云 宇爾摩夜摩 東南
てのちにくぬちをかれてみやことし。あめのしたをおほひていへとせむことよからむ。かのうねびやまの かしは

樞原地者 蓋國之塊區乎 可 治 之 是 月 即 命 有 司
らのところ。けだしくにのまほらま。こゝにおほみやつくらまとのり給ひき。このつきにつかさづかさにのりごちたまひて。

經 始 帝 宅 宅
おほみやづくりつかへまつりき。し

庚 申 年 秋 八 月 癸 丑 朔 戊 辰 天 皇 當 立 正 妃 故 廣 求 華 胃 時 有
かのえさるのとし。はづきのとなかあまりむいかのひ。すめらみことさらにおほきさきとせむをとめをまき給ふとき。ある
人 奏 之 曰 事 代 主 神 共 三 島 溝 檝 耳 神 之 女 玉 櫛 媛 所 生 兒
ひとまをしげらく。ことしるぬしのかみ。みしまのみぞくがみのかみのむすめたましくしひめにみあひて。うみませるみこ。

(七年)

号曰媛蹈鞰五十鈴媛命 是國色之秀者 天皇 悅 之

なほひめたまらいすゞひめのみこと。これかほよしまをせば。すめらみことよろこびましき。
九月壬午朔己巳納緩蹈鞰五十鈴媛命以爲正妃

(天皇元年)

辛酉年 春正月庚辰朔 天皇 即位 於 橿原宮 是歲 爲

天皇 元年 尊正妃 爲皇后 生皇子神八井命 神 淳 名 川 耳 尊

故古語稱之曰於畝傍之橿原也 大立宮柱於底磐之根 峻峙博風於高天之原而 始 馭

天 下 之 天 皇 号曰神日本磐余彦火火出見天皇焉 初 天

皇 草創 天基 之日也 大伴氏之遠祖道臣命 帥大來目部

奉 承 密 策 能以諷歌 倒語 掃蕩妖氣 倒語之用 始起

乎 茲 是はじめなり。

C112

二年 春二月甲辰朔乙巳 天皇 定 功 行 賞 賜 道 臣 命 宅

地 居于築坂邑 以寵異之 亦使大來目居于畝傍山以西川邊之

地 今号來目邑 此其緣也 以 珍 彦 爲 倭 國 造 又 給 弟 猥

猛 田 邑 因爲猛田縣主 是苑田主水部遠祖也 弟磯城 名 黑 速 爲 磯

城 縣主 復以劍根者 爲 葛 城 國 造 又頭八咫鳥亦入賞例 其苗裔即

葛野主殿縣主部是也

四年 春二月壬戌朔甲申 詔 曰 我皇祖之靈也 自天降鑒 光 助

朕 躬 今諸虜已平 海内無事 可以郊祀天神 用 申 大 孝

者 也 乃立靈時於鳥見山中 其地号曰上小野榛原 下 小 野 榛 原 用 祭

り給ひて。とみのやまのなかにゆにはなつ。そのとろをかむつなののはりはら。しもつなののはりはらといふ。みおやの

高市郡慈明寺町東
南久米寺邊

皇祖天神焉

あまつかみをまつり給ひしところなり。

三十有一年 夏四月乙酉朔 皇輿巡幸 因登腋上曠間丘而 廻望國狀曰

みそとせあまりひととせ。うづきのついたちのひ。すめらみことわきがみのほほまのなかにのぼりまして。くにみし給ひて。

妍哉乎 國之獲矣 妍哉此云 雖内木綿之真迹國 猶如蜻蛉之齧 咕焉 由是始有

あなにや。くにみえつ。 映珥余夜 うつゆふのまさきくになれども。あきづのとなめせるなせりとりのり給ひき。これによりては

秋津洲之号也 昔伊弉諾尊 目此國曰日本者浦安國 細戈千足國

じめてあきづしまのなありけり。むかしいざなぎのみこと。このくにをやまとはうらやすのくに。ほそばこのちたるくに。

磯輪上秀真國復大己貴 大 神目之曰 玉 膳 内 國

しわがみほつまのくにとなづけ給ひき。 秀真國此云 抱國葬勿備 復大己貴 誤也 神目之曰 玉 膳 内 國

及至饒速日命 乘天磐船而 翔行太虛也 睨是鄉而 降之 故因目之

にきはやびのみこと。あまのいはふれにのりて。あまがけりて。このくにをみたまひて。くだりましととき。そらみつやま

曰虛空見日本國矣

とのくにとなづけ給ひき。

四十有二年 春正月壬子朔甲寅 立皇子神渟名川耳尊 爲皇太子

よそちまりふたとせ。むつきのみかのひ。みこかむねながはみよのみこと。ひつぎのみことなり給ふ。

七十有六年 春三月甲午朔甲辰 天皇崩于 橿原宮 時年一百

なよそまりむとせ。やよひのとなかあまりひとひのひ。すめらみこと。かしはらのみやにかむあがりましき。みとしもはたち

廿七歲 明年秋九月 乙卯朔丙寅 葬 敵 傍 山 東 北 陵

まりなよつ。くるつとしのながづき。となかあまりふつかのひ。うれびやまのうしとらのすみのみささきにかくしまつる。

神武紀終 文化五年戊辰 四月十一日考調

日本紀訓考卷四

日本書紀卷第四

神 淳名川耳天皇 綏靖天皇
かむねなかはみよのすめらみこと

神 淳名川耳天皇 神日本磐余彦天皇第三子也 母曰媛蹈繡五
かむねなかはみよのすめらみことは。かむやまといはれびこのすめらみことのみはしらのみこなり。みはをひめたらいす
十 鈴 緩 命 事代主神之女也 天皇 風 姿 岐 嶷 少有雄拔
すひめのみこととまなす。ことしろぬしのかみのえむすめなり。すめらみことみやびかにいこよかなり。なまなきよりなをし
之 氣 及 壯 容貌魁偉 武藝過人而 志 尚 沅 毅 至 四
くまします。なとこさかりになり給ひて。みかたちたはし。たけきわさびとにすぎて。みこもろざしおすかし。よそぢあま
十 八 歲 神 日本 磐 余 彦 天皇 崩 時 神 淳名川耳尊 孝
りやとせにいたりて。かむやまといはれびこのすめらみことかむあがりまじき。ときにかむねなかはみよのみこと。したがひ
性 純 深 悲 慕 無 已 特 留 心 於 哀 葬 之 事 焉 其 庶 兄 手 研
まつることほらにて。しぬびますことやます。ことにみはうりのことにみこもろをとめたまひき。そのあらめせたきし
耳 命 行 年 已 長 久 歷 朝 機 故 亦 委 事 而 親 之 然 其 王 立
ののみこと。としたげ給ひて。ひさしくまつりごとをへ給ふ。かれことをゆたれてみづからし給ひき。しかるにそのみこ。こ

操 厝 懷 本 乖 仁 義 遂 以 諒 闇 之 際 盛 福 自 由 苞 藏 禍 心 圖
ろはへ。もとよりうつくしみすくなし。つひにみおもひのあひたも。いきほひほしきまなり。まがをかくして。おとみこたち

害 二 弟 于 時 也 大 歲 己 卯 冬 十 一 月 神 淳 名 川 耳 尊 與 兄 神 八 井 耳
をそこなはんとはかる。このとしやおほとしつちのとう。しもつき。かむねなかはみよのみこと。いろせかむやみよの

命 陰 知 其 志 而 善 防 之 至 於 山 陵 事 畢 乃 使 弓 部 稚 彦 造 弓
みこと。ひそかにそのこもろをしらしてよくふせき給ふ。みさよきのわさをへまつりて。ゆみべわかびこにゆみをつくらせ。

倭 鍛 部 天 津 眞 浦 造 眞 麿 鐵 矢 部 作 箭 及 弓 矢 既 成 神
やまとのかぬちべあまつまうらに。まかこのやさきをつくらせ。やはきべにやをはがせ。ゆみやすでになるにおよびて。かむ

淳 名 川 耳 尊 欲 以 射 殺 手 研 耳 命 會 有 手 研 耳 命 於 片 丘 大 窰 中
ぬなかはみよのみこと。たきしみよのみことをころさまくおほす。たきしみよのみことかたかのおほむろのうちにまして。
陵式大和葛下郡馬背地

獨 臥 于 大 牀 時 淳 名 川 耳 尊 謂 神 八 井 耳 命 曰 今 適 其 時 也
あぐらにねふせるときにあひぬ。ぬなかはみよのみこと。かむやみよのみことにかたり給はく。いまたましくそのときなり。

夫 言 貴 密 事 宜 慎 故 我 之 陰 謀 本 無 預 者 今 日 之 事 唯 吾
それことはしのひをたふとみ。わざはつしみをよとす。かれわがしぬびこと。いふひとなし。けふのことは。たゞあれと

與 爾 自 行 之 耳 吾 當 先 開 窰 戶 爾 其 射 之 因 相 隨 進 入 神 淳
みましと。みづからおこなはむのみ。あれまつむろどをあけむ。みましそれい給へとて。あひしたがひてすみいる。かむね

名 川 耳 尊 突 開 其 戶 神 八 井 耳 命 則 手 脚 戰 慄 不 能 放 矢 時 神 淳 名
なかはみよのみこと。そのむろどをつきあく。かむやみよのみこと。てあしわなまきて。えいたまはず。ときにかむねな

川耳尊 掣取其兄所持弓矢而射手研耳命一發中曾再發
 はみゝのみこと。そのいみせのちたるゆみやをひきとりて。たぎしみゝのみことをい給ふ。ひときにむねにあて。ふたさにそ
 中背遂殺之 於是神八井耳命慙然自服 讓於神淳名川耳尊曰 吾
 びらにあててつひにころしつ。こゝにかむやみゝのみことはちて。かむねなかはみゝのみことにゆりてまをさく。あはこ
 是乃兄而懦弱 不能致果 今汝特挺神武 自誅元惡 宜哉乎 汝之光
 れながせなれどもよくて。いしきことなし。いましきことたけて。あたをつみなへり。うめなるかも。いましはたかみく
 臨天位 以承皇祖之業 吾當爲汝輔之 奉 典 神 祇
 らにのみて。みおやのひつぎなうけ給へ。あはいましのたすけとなりて。あまつやしろくにつやしろをまつらむとまをし給
 者 是則多臣之始祖也
 ひき。これはおほのおみのおやなり。

元年 春正月壬申朔己卯 神淳名川耳尊 即 天皇 位 都 葛 城
 はじめのとし。むつぎのやうかのひ。かむねなかはみゝのみこと。あまつひつぎしろしめして。かづらきにみやこつくる。

是謂 高 丘 宮 尊皇后曰皇太后 是年也太歲庚辰
 これをたかかのみやといふ。みはゝかおほみおやとまなす。このとしやおほとしかのへたつ。
高宮郷トナル

二年 春正月 立五十鈴依媛爲皇后 即 天皇 之 姨 也
一書云。磯城縣主女川派媛。一書云。春日縣主大日諸女系織媛也。
 ふたとせ。むつぎ。いすゞよりひめをささきとし給ふ。これすめらみことのみをばなり。

后生磯城津彥玉手看天皇
 うみませるみこしきつひこたまでみのすめらみこと。

四年 夏四月 神 八 井 耳 命 薨 即 葬 于 畝 傍 山 北
 よとせ。うづき。かむやみゝのみことかむさりましぬ。やがてうねびやまのきたにかくしまつりき。

二十五年 春正月壬子朔戊午 立皇子磯城津彥玉手看尊 爲 皇 太 子
子ハ誤
 はたとせあまりいつとせ。むつぎのやうかのひ。みこしきつひこたまでみのみこと。ひつぎのみことなり給ふ。

三十三年 夏五月 天 皇 不 豫 癸酉崩 時年八十四
 みそとせあまりみとせ。さつき。すめらみことみやまひし給ひて。かむあかり給ふ。みとしやそぢまりよつ。

磯城津彥玉手看天皇 安寧天皇
 しきつひこたまでみのすめらみこと

磯城津彥玉手看天皇 神 淳 名 川 耳 天 皇 太 子 也 母 曰 五 十 鈴
 しきつひこたまでみのすめらみことは。かむねなかはみゝのすめらみことのひつぎのみこなり。みはゝをいすゞよりひめのみ
 依媛命 事代主神之少女也 天 皇 以 神 淳 名 川 耳 天 皇 二 十 五
 こととまなす。ことしろねしのかみのをとむすめなり。すめらみこと。かむねなかはみゝのすめらみことのはたとせよりいつ
 年 立 爲 皇 太 子 三 十 三 年 夏 五 月 神 淳 名 川 耳 天 皇
 とせに。ひつぎのみことなり給へり。誤。みそとせあまりみとせのさつきに。かむねなかはみゝのすめらみことかむあがりま
 崩 其年七月癸亥朔乙丑 太 子 即 天 皇 位
 しき。そのとしのふみづきみかのひ。ひつぎのみこあまつひつぎしろしめしき。

元年 冬十月丙戌朔丙申 葬 神 淳 名 川 耳 天 皇 於 倭 桃 花 鳥 田
 はじめのとし。かむなづきとをかあまりひとひのひ。かむねなかはみゝのすめらみことをやまとのつぎだのなかのみさゝきに
高市郡靈明寺村東南俗云主

丘上陵 尊皇后曰皇太后 是年也 太歲癸丑
かくしまつりき。みはなをおほみおやとまなす。このとしや。おほとしみづのとのうし。齋塚

二年 遷都於片鹽 是謂浮孔宮
式城下部岐多志太神社。今有宮古村

三年 春正月戊寅朔壬午 立淳名底仲媛命 爲皇后
亦曰淳名媛。一書云。磯城縣主葉江女。川津

みとせ。むつきのいつかのひ。ぬなそこなかつひめのみことな。きさきとし給ふ。

先是 后生二皇子 第一曰息石耳命 第二曰大日

これよりさきにささきうみませるみこふたばしら。そのひとはしらをおさしみゝのみことまなす。そのふたばしらをおほや

本彦 桓友天皇 一云。生三皇子。第一曰淳名某兒。第二曰大日本彦桓友天皇。第三曰磯城津彦命。

十一年 春正月壬戌朔 立大日本彦桓友尊 爲皇太子也 弟磯城

ととせあまりひととせ。むつきのついたちのひ。おほやまとひこすきとものみこと。ひつぎのみことなり給ひき。いろとしき

津彦命 是猪使連之始祖也

つひこのみこと。これはあづかひのむらじのおやなり。

三十八年 冬十二月庚戌朔乙卯 天皇崩 崩時年五十七

みそとせまりやとせ。しはすのむいかのひ。すめらみことかむあがりましき。みとしいそぢまりなまつ。

大日本彦桓友天皇 懿德天皇

おほやまとひこすきとものすめらみこと

大日本彦桓友天皇 磯城津彦玉手看天皇 第二子也 母

おほやまとひこすきとものすめらみことは。しきつひこたまでみのすめらみことふたばしらにあたり給ふみこなり。みは、

曰 淳名底仲媛命 事代主神 孫 鴨王女也 磯城津彦玉手

をぬなそこなかつひめのみことまなす。ことしろぬしのかみのみまごものきみのみむすめなり。しきつひこたまでみのす

看天皇十一年春正月壬戌 立爲皇太子年十六 三十八年冬十二

めらみことととせあまりひととせのむつきに。ひつぎのみことなり給ふ。みとしとをまりむつ。みそとせあまりやとせのし

月 磯城津彦玉手看天皇崩

はずに。しきつひこたまでみのすめらみことかむあがりましき。

元年 春二月己酉朔壬子 皇太子即天皇位 秋八月丙午朔 葬磯城津彦

はじめのとし。きさらぎよかのひ。ひつぎのみこあまつひつきしろしめす。はづきのついたちのひ。しきつひこたまでみ

玉手看天皇於畝傍山 南御陰井上陵 九月丙子朔 尊皇后曰皇

のすめらみことをうねびやまのにしのみほとゑのみさきまきにかくしまつりき。ながづき

太后 是年也太歲辛卯

とまなす。このとしやおほとしかのとう。

二年 春正月甲戌朔戊寅 遷都於輕地 是謂曲峽宮 二月癸卯朔 癸

ふたとせ。むつきのいつかのひ。みやこをかるにうつす。これをまがりかのみやといふ。きさらぎとなかあまりひとひ

丑 立天豐津媛命 爲皇后 一云磯城縣主葉江男弟。猪手女泉媛。

のひ。あめとよつひめのみことを。きさきとし給ふ。

后生觀松彦香殖稻

うみませるみこみまつひこかふしれ

日本紀訓考卷四

二六五

日本足彦國押人天皇 觀松彦香殖稻○天皇第二子也 母
 おほやまとたらしひこくにおしひとのすめらみことは。みまつひこかふしれのすめらみことのふたはしらのみこなり。みは、
 曰世襲足媛 ○尾張連遠祖瀛津世襲之妹也 天皇 以觀松彦香
 かよそたらしびめのみこととまなす。なはりのむらじのおやおきつよそがいろどなり。すめらみこと。みまつひこかふしれの
 殖稻天皇 六十八年春正月立爲皇太子 八十三年秋八月觀松
 すめらみことの。むそとせあまりやとせのむつきに。ひつぎのみことなり給ふ。やそとせあまりみとせのはづきに。みまつひ
 彦香殖稻天皇崩
 こかふしれのすめらみことかむあがりましき。

元年 春正月乙酉朔辛卯 皇太子即天皇位 秋八月辛巳朔 尊皇后曰
 はじめのとし。むつきのなぬかのひ。ひつぎのみこあまつひつぎしろしめす。はづきのついたちのひに。みは、をおほみ
 皇太后 是年也太歳己丑
 おやとまなす。このとしやおほとしつちのとのうし。

二年冬十月遷都於室地 是謂秋津嶋宮

ふたとせ。かむなづき。みやこなむろにうつす。これかあきづしまのみやといふ。古事記ニ葛城宮、今葛上三室村

二十六年 春二月己丑朔壬寅 立姪押媛 ○爲皇后 一云。磯城縣主葉江女
長媛。一云。十市縣主

はたとせあまりむとせ。きさらぎのとなかあまりよかのひ。みめひおしひめのみことをきささとし給ふ。
 五十坂彦女五
 十坂媛也。
 后生大日本根子彦太瓊天皇
 うみませるみこおほやまとれこひこふとのすめらみこと。

三十八年 秋八月丙子朔己丑 葬觀松彦香殖稻天皇於掖上博多葛上三室村
 みそとせあまりやとせ。はづきのとなかあまりよかのひ。みまつひこかふしれのすめらみことをわきがみのはかたやまのみさ
 山上陵
 いきにかくしまつる。

七十六年 春正月己巳朔癸酉 立大日本根子彦太瓊尊爲皇太子 年
 なとせあまりむとせ。むつぎのいつかのひ。おほやまとれこひこふとのみこと。ひつぎのみことなり給ふ。みとしは
 二十六
 たちまりむつ。

百二年 春正月戊戌朔丙午 天皇崩
 ももとせあまりふたとせ。むつぎのこゝぬかのひ。すめらみことかむあがりましき。

大日本根子彦太瓊天皇 孝靈天皇
 おほやまとれこひこふとのすめらみこと

大日本根子彦太瓊天皇 日本足彦國押人天皇太子也 母曰
 おほやまとれこひこふとのすめらみことは。おほやまとたらしひこくにおしひとのすめらみことのみこなり。みは、をおし
 押媛 ○蓋天足彦國押人命之女子 天皇 以日本足彦國押人天皇
 すめらみこと。おほやまとたらしひこくにおしひとのすめらみ
 ひめのみこととまなす。

七十六年 春正月 立爲皇太子 百二年 春正月 日本足彦
 ことのなとせあまりむとせのむつきに。ひつぎのみことなり給ふ。ももとせあまりふたとせのむつきに。おほやまとたらしひこ

國押人天皇崩 秋九月甲子朔丙午不合葬日本足彥國押

くにおしひとのすめらみことかむあかりまして。ながつきに。おほやまとたらしひこくにおしひとのすめ

人天皇于玉手丘上陵冬十二月癸亥朔丙寅皇太子遷都於黑田

らみことをたまでのなかのみささきにかくしまつりき。しはす。よかのひ。ひつぎのみこ。みやこをくろだにうつす。城下郡黑田郷

是謂廬戸宮

これをいほとのみやといふ。

元年春正月壬辰朔癸卯皇太子即天皇位尊皇后曰皇太后是

はじめのとし。むつぎのとなかあまりふつかのひ。ひつぎのみこあまつひつきしろしめす。みはををおほみおやとまなす。この

年也太歳辛未

としやおほとしかのとのひつじ。

二年春二月丙辰朔丙寅立細媛命爲皇后一云。春日千乳早山香媛。一

ふたとせ。きさらぎのとなかあまりひとひのひ。ほそひめのみこなきさきとし給ひて。うみま

生大日本根子國牽天皇妃倭國香媛亦名。生倭迹迹日百襲

せるみこおほやまとれこにくるのすめらみこと。みめおほやまとのくにかひめ。うみませるみやまととびもそ

姫命彦五十狹芹彦命亦名吉備津彦命倭迹迹稚屋姫命亦妃桓某弟生彦

びめのみこと。ひこいさせりびこのみこと。やまととわかやひめのみこと。またのみめはへいろど。うみませるみこ

狹嶋命稚武彦命弟稚武彦命是吉備臣之始祖也

ひこさじまのみこと。わかたけひこのみこと。おとうとわかたけひこのみことは。さびのおみのおやなり。

三十六年春正月己亥朔立彦國牽尊爲皇太子七十六年

みそとせあまりむとせ。むつぎのついたちのひ。ひこくにくるのみこと。ひつぎのみことなり給ふ。なとせとせあまりむとせ。

春二月丙午朔癸丑天皇崩

きさらぎのやうかのひ。すめらみことかむあがりましき。

大日本根子彦國牽天皇 孝元天皇

おほやまとれこひこくにくるのすめらみこと

大日本根子彦國牽天皇 大日本根子彦太瓊天皇太子也母曰細

媛命磯城縣主大目之女也天皇以大日本根子彦太瓊天皇三

みこととまなす。しきのおがたぬしおほめがむすめなり。すめらみこと。おほやまとれこひこふとにのすめらみことのみそと

十六年春正月立爲皇太子年十九七十六年春二月

せあまりむとせのむつきに。ひつぎのみことなり給ふ。みとしとをまりこゝのつ。なとせとせあまりむとせのきさらぎに。

大日本根子彦太瓊天皇崩

おほやまとれこひこふとにのすめらみことかむあがりましき。

元年春正月辛未朔甲申太子即天皇位尊皇后曰皇太后是

はじめのとし。むつぎのとなかあまりよかのひ。ひつぎのみこあまつひつきしろしめす。みはををおほみおやとまなす。この

年也太歳丁亥

としやおほとしひのとのゑ。

四年 春三月甲申朔甲午 遷都於輕地十市郡大輕村是謂境原宮

六年 秋九月戊戌朔癸卯 葬大日本根子彥太瓊天皇于片丘馬坂大和志=葛上郡王子村

陵

七年 春二月丙寅朔丁卯 立鬱色謎命爲皇后 后生二男一

女 第一曰大彥命 第二曰稚日本根子彥大日日天皇 第三曰

倭迹迹姬命一云。天皇母弟。少彥男命也。妃伊香色謎命 生彥太忍信命

次妃河内青玉繫女埴安媛生武埴安彥命 兄大彥命

是阿倍臣膽膳臣阿閉臣狹狹城山君筑紫國造越國造伊賀臣

凡七族之始祖也 彥太忍信命是武内宿禰之祖父也

二十二年 春正月己巳朔壬午 立稚日本根子彥大日日尊爲皇太子

五十一年 秋九月壬申朔癸酉 大日本根子彥國牽天皇崩

稚日本根子彥大日日天皇 開化天皇

稚日本根子彥大日日天皇 大日本根子彥國牽天皇第二子也 母

曰鬱色謎命 穗積臣遠祖鬱色雄命之妹也 天皇 大日本根

子彥國牽天皇二十二年春正月 立爲皇太子 年十六 五十

七年 秋九月 大日本根子彥國牽天皇崩 冬十一月辛未朔壬

元年春正月庚午朔癸酉尊皇后曰皇太后冬十月丙申朔戊申遷都于春日之

地春日此云是謂率川宮率川此云是年也太歲甲申

地簡酒鴨

これをいざかほのみやといふ伊社簡波奈良ノ林少路念佛寺ノ内子守町也

このとしやおほとしきのえさる。

五年春二月丁未朔壬子葬大日本根子彦國牽天皇于高市郡石川村劔池嶋

上陵

云中山塚くしまつりき。

六年春正月辛丑朔甲寅立伊香色謎命爲皇后是皇母也后生御間城入彦五十

瓊殖天皇先是天皇納丹波竹野媛爲妃生彦湯產隅

命亦名彦次妃和珥臣遠祖姥津命之妹姥津媛生彦坐王

二十年八年春正月癸巳朔丁酉立御間城入彦尊爲皇太子年十九

六十年夏四月丙辰朔甲子天皇崩冬十月癸丑朔乙卯葬于宮所同地奈春日

むそとせ。うづきのこゝぬかのひ。すめらみことかむあがりましき。かむなづきのみかのひに。かすがのいざかほのさかも

良ノ林少路上古率川坂本陵一云坂上陵。時年百十五。

とのみさゝきにかくしまつりき。

日本書紀訓考卷五

日本書紀卷五

御間城入彦五十瓊殖天皇

崇神天皇

みまきいりびこいにふのすめらみこと

御間城入彦五十瓊殖天皇 稚日本根子大日日天皇第二子也 母曰伊香

みまきいりびこいにふのすめらみこととは。わかやまとれこおほびびのすめらみことのみふたばしらのみこなり。みはをいかに

色 謎 命 物部氏遠祖 大綜麻杵之女也 天皇 年 十九 歳 立爲 皇 太子 識性聰敏 幼 好 雄 畧 既 壯 寬

博 謹 慎 崇 重 神 祇 恒 有 經 綸 天 業 之 心 焉 六 博 謹 慎 崇 重 神 祇 恒 有 經 綸 天 業 之 心 焉 六

十年夏四月 稚日本根子○大日日天皇崩

元 年 春正月壬午朔甲午 皇太子 即 天皇位 尊皇后曰皇太后 二 元 年 春正月壬午朔甲午 皇太子 即 天皇位 尊皇后曰皇太后 二

月 辛亥 朔 丙寅 立御間城姫爲皇后 先是后生活目入彦五十狹茅天

皇 彦五十狹茅命 國 方 姫 命 千 千 衝 倭 姫 命 倭 彦 命 五十日鶴

彦 命 又 妃 紀 伊 國 荒 河 戸 畔 女 遠 津 年 魚 眼 妙 媛 一云大海宿禰女。 生 豐 城

入 彦 命 豐 鍬 入 姫 命 次 妃 尾 張 大 海 媛 生 八 坂 坂 入 彦

命 淳 名 城 入 姫 命 十 市 瓊 入 姫 命 是 年 也 太 歲 甲 申 こと。ぬなきのいりびめのみこと。となちのいりびめのみこと。このとしやおほとしきのえさる。

三年 秋九月 遷都於磯城 是 謂 瑞 籬 宮 三輪ト卷向ノ邊

四年 冬十月庚申朔壬午 詔 曰 惟 我 皇 祖 天 皇 等 光 臨

震 極 者 豈 爲 一 身 乎 蓋 所 以 司 收 入 神 經 綸 天 下 故 能 世

開 玄 功 時 流 至 德 今 朕 奉 承 大 運 愛 育 黎 元 何 開 玄 功 時 流 至 德 今 朕 奉 承 大 運 愛 育 黎 元 何

當津遵祖之跡、永保無窮之祚、其群卿百僚、竭爾忠
のあとをつぎて、ながくかぎりなきさはひたまたむ。それまうちぎみたち。も、のつかさのひとたち。あかきころを
貞 並安天下不亦可乎
つくして。ともにやすくにかまかせとのり給ひき。

五年 國內多疾疫 民有死亡者 且大半矣
いつとせ。くわらにえやみおこりて。おほみたからみまかるもの。なかばあまりなり。

六年 百姓流離 或有背叛 其勢難 以德治之 是以晨興
むとせ。おほみたからみまかすらへて。そむくものあり。みうつくしみをもてはなさまがたきさまなり。こゝをもてあしたゆふべ
夕 惕請罪神祇先 是天照大神 和大國魂 二
にかしこみまして。かみたちこひのみ給ひき。これよりさきには。あまてらすおほがみ。やまとのおほくにたま。ふたばし
神 並祭於天皇大殿之内 然畏其神勢 共
らのかみは。すめらみことのみあらかのうちにならべまつりき。しかるにそのかみのみいきほひをかしこみ給ひて。ともにす
住 不 安 故以天照大神 託 豐 鐵 入 姫 命 祭 於
み給ふことやすからずおほほしき。かれあまてらすおほがみ。とよすいきりびめのみことにつけまつりて。やまとのかさ
倭 笠 縫 邑 仍立磯堅城神離 亦以日本大國魂神 託 淳 名城 入
おほむむらにまつりて。しきほもろきをたてき。またやまとのおほくにたまのかみ。ぬなきいりびめのみことに
姫 命 祭 然 淳 名城 入 姫 命 髮落體瘦而不能祭
つけてまつり給ひき。しかるにぬなきいりびめのみこと。みかみおちみみやせてまつりをし給はず。

崇神天皇ノ御女
父ハ大天神母ハ伊弉比メ
重仁紀廿五年ニモ出式城上郡穴師社

崇神天皇ノ御女
ぬなきいりびめのみことに
崇神天皇ノ女

崇神天皇ノ御女
ぬなきいりびめのみことに
崇神天皇ノ女

崇神天皇ノ御女
ぬなきいりびめのみことに
崇神天皇ノ女

崇神天皇ノ御女
ぬなきいりびめのみことに
崇神天皇ノ女

七年 春三月丁丑朔辛卯 詔 曰 昔我皇祖 大 啓 鴻 基 其
なとせ。きさらぎのとなかあまりいつかのひ。みことのり給はく。むかしあがみおや。あまつひつぎをひらき給ひて。その
後 聖業逾高王風博盛 不意今當 朕世數 有 災 害 恐 朝
のちひじりのみわざひろくさかりなり。おもほすもいまあがみよにあたりて。しばしばわざはひあらむこと。もしくはみかど
無 善 政 取 咎 於 神 祇 耶 蓋 命 神 龜 以 極 致 災 之 所 由
によきまつりごとなくて。あまつかみくにつかみのとがめならむか。おほむねわざはひのことのよしをうらへさためむとのり
也 於是天皇乃幸于神淺茅原 而會 八十萬神 以卜問之 是 時
給ひき。こゝにすめらみことかむあさむはらにいでまして。やそよろづのかみたらかつどへて。うらとひし給ふ。このときに、
神明憑倭迹迹日百襲姫命 曰 天皇 何 憂 國 之 不 治 也 若能
やまとことびもそびめのみことにかむがよりし給はく。すめらみことやなでくにのしつけからぬかうれ給はむ。もしあが
敬 祭 我 者 必 當 自 平 矣 天皇問 曰 教 如此 者 誰 神 也 答
みまへにいやまひまつらば。かならずくにたひらぎなむ。すめらみことかくをしへ給ふはいつれのかみぞととひ給へば。あは
曰 我是倭國域内所居神名爲大物主神 時 得 神 語 隨 教 祭 祀
やまとのくわらにかるかみはおほものぬしのかみとのり給ひき。とくにかみのみことなきて。をしへのまにまつり給ひき。
然 猶 於 事 無 驗 天皇乃 沐浴 齋 戒 潔 淨 殿内而祈之 曰 朕 禮 神 尙
しかれどもなほしるしもなし。すめらみことゆかあみものいみして。みあらかかさやめてこひのみ給はく。あがみまつりな
未 盡 耶 何不享之甚也 冥 亦 夢 裏 教 之 以 畢 神 恩 是 夜 夢 有 一
ほたらはのかもうけ給はぬ。またいめになしへさとしてみめぐみかへ給へとのり給ひき。このよみいめにたかきひと
日本紀調考卷五

内宮儀式ニ天照大神ヲ城上郡美輪御諸原ニ造齊宮田奈ヲ齋始ト有

美輪社ニテ祭靈名

イ本

イ本

(むちあ)

貴人 對立 殿戶 自稱 大物主神 曰 天皇 勿復 爲愁 國之 不
 治 是吾意也 若以吾兒大田田根子 命 祭 吾 者 則立平矣 亦有
 海外之國 自當 歸 伏 秋八月癸卯朔己酉 倭速速神淺茅原目妙姬 穗
 積臣遠祖大水口宿禰 伊勢麻績君 三人 共同夢 而奏言 昨夜夢之 有
 一貴人 誨曰 以大田田根子命 爲祭 大物主大神之主 亦以市磯長尾
 市 爲祭 倭國魂神 ○之主 必 天 下 太 平 矣 天皇
 得 夢 辭 益 歡 於 心 布 告 天 下 求 大 田 田 根 子 即於茅濤
 縣陶邑 得大田田根子而貢之 天皇 即親臨于神淺茅原 會諸王卿及
 八十諸部 而問大田田根子曰 汝其誰子 對 曰 父曰大物主大神
 母曰活玉依媛 陶津耳之 女 亦云奇日方。天日方。
 天皇曰 朕當榮樂
 乃卜使物部連祖伊香色雄 爲 神 班 物 者 吉之 又卜便祭
 十一月丁卯朔己卯。命伊香色雄而 以物部八十手所作祭神之物 即以大田田根
 子爲祭大物主大神之主 又以長尾市 爲祭 倭 大國魂神之主 然 後
 卜 祭 他 神 吉焉 便別 祭 八 十 萬 羣 神 仍定天社 國 社
 及 神 地 神 戶 於是疫病始息 國內漸謐 五穀既成 百姓饒之
 八年 夏四月庚子朔乙卯 以高橋邑人活日 爲大神之掌酒 堂酒此云
 月丙申朔乙卯 天皇 以大田田根子 命 祭 大神 是日活日 自舉神酒
 是日活日 自舉神酒

母曰活玉依媛 陶津耳之 女 亦云奇日方。天日方。
 天皇曰 朕當榮樂
 乃卜使物部連祖伊香色雄 爲 神 班 物 者 吉之 又卜便祭
 十一月丁卯朔己卯。命伊香色雄而 以物部八十手所作祭神之物 即以大田田根
 子爲祭大物主大神之主 又以長尾市 爲祭 倭 大國魂神之主 然 後
 卜 祭 他 神 吉焉 便別 祭 八 十 萬 羣 神 仍定天社 國 社
 及 神 地 神 戶 於是疫病始息 國內漸謐 五穀既成 百姓饒之
 八年 夏四月庚子朔乙卯 以高橋邑人活日 爲大神之掌酒 堂酒此云
 月丙申朔乙卯 天皇 以大田田根子 命 祭 大神 是日活日 自舉神酒
 是日活日 自舉神酒

獻天 皇 仍歌之曰 許能瀨根破 和俄瀨根那羅孺 耶磨等那殊留 於朋望能農之能 个瀨之瀨

積 伊旬臂佐 伊旬臂佐 如此歌之宴于神宮 即 宴 竟 之 諸大夫等歌

之曰 宇磨佐開 瀨和能等能能 阿佐妬珥毛 伊弟氏由个那 瀨和能等能渡塲 於是天皇

歌 之 曰 宇磨佐階 瀨和能等能能 阿佐妬珥毛 於辭寐羅箇禰 瀨和能等能渡塲 即開

神宮門 而 幸 行 之 所謂大田田根子 今三輪君等之始祖也

九年 春三月甲子朔戊寅 天 皇 夢 有 神 人 誨之曰以赤盾八枚 赤矛

八 竿 祠 墨 坂 神 亦以黑盾八枚 黑矛八竿 祠 大 坂 神

神 四月甲午朔己酉 依 夢 之 教 祭 黑 坂 神 大 坂 神

十年 秋七月丙戌朔己酉 詔 羣 卿 曰 導民之本在於教化也 今 既 禮

四道將軍

神 祇 灾害皆耗 然 遠 荒 人 等 猶 不 受 正 朔 是 未 習 王 化 耳

其 選 羣 卿 遣 于 四 方 令 知 朕 憲 九月丙戌朔甲午 以 大 彦

命 遣 北 陸 武 滄 川 別 遣 東 海 吉 備 津 彦 遣 西 道 丹 波 道 主

命 遣 丹 波 因 以 詔 之 曰 若 有 不 受 教 者 乃 舉 兵 伐 之 既 而 共 授 印 綬

爲 將 軍 壬 子 大 彦 命 到 於 和 珥 坂 上 時 有 少 女 歌

之 曰 一云 大彦命到山背平坂 瀨磨紀異利寐胡播擲 飢馮餓鳥塲志齊務苦 農殊末句志羅珥 比賣那

素寐殊望 於別者妬斯利 于个伽畢氏 許呂佐 於是 大 彦 命 異 之 問 童 女 曰 汝

言 何 辭 對 曰 勿 言 也 唯 歌 耳 乃 重 詠 先 歌 忽 不

見 矣 大 彦 乃 還 而 具 以 狀 奏 於 是 天 皇 姑 倭 迹 迹 日 百 襲

姫命 聰明叡智 能識 未然 乃知其歌 惟言于天

びめのみこと。さとくまして。ゆくさきのことなよくしり給へば。そのうたのしるまをしり給ひて。すめらみことになをし

皇 是武埴安彦將謀反之表者也 吾聞武埴安彦之妻吾田媛 密來之

給はく。こはたけはにやすびこがみかどかたふけむとするしるならむ。たけはにやすびこがつまあたひめ。ひそかにきて。

取倭香山土果領巾頭 祈曰是倭國之物實則反之

物實此云 望能志呂

是以知有事焉 非早圖必後之 於是更留諸將軍而議

こゝをもてことあらむとする。はやくはからずは。おくれなむとまなしき。こゝにさらにいくさのみたちをとめてはかり

之 未幾時武埴安彦與妻吾田媛謀反 逆興師忽

給ひき。いくだもあらぬに。たけはにやすびこ。そのめあたひめと。みかどかたふけむとはかりて。いくさをおこしてにはか

至 各分道而夫從出背 婦從大坂共入 欲襲帝京時

河内ノ方ヨリ

天皇遣五十秋芹彦命擊吾田媛之師即遮於大坂 皆大破之 殺吾田

亦名吉備津彦

媛 悉斬其軍卒 復遣大彦與和珥臣遠祖彦國菴向山背擊

姓氏餘國押人三世孫也

埴安彦爰以忌瓮鎮坐於和珥武錄坂上 則率精兵進登那羅山而軍

やすびこをうたしむ。こゝにわにのたけすさかにはひべないはひすみて。すゝみゆきて。ならやまにのぼりていくさだ

之 時官軍屯聚而踰阻草木 因以号其山曰那羅山 更避那羅山而

更避那羅山而 さらさらやまよりすゝ

進到輪韓河埴安彦挾河屯之 各相挑焉 故時人改号其

みてわがらはにいたり。はにやすびこかはななかにおきてむきたちて。あひどみき。かれよのひとそのかはのななか

河曰挑河今謂泉河訛也 埴安彦望之 問彦國菴

木津川ノ舊名

曰何由矣 汝與師來耶 對曰汝逆天無道 欲傾王

へて。いどみがはといふ。いまいづみかはといふはよこなまれるなり。はにやすびこあひむかひて。ひこくにふくにとひけ

室 故舉義兵 欲討汝逆 是天皇之命也 於是各

とするゆゑに。かくいくさをおこして。こゝむけむとす。こはすめらみことのおほみことぞとこたへき。こゝにおのろくさ

爭先射武埴安彦 先射彦國菴 不得中 後彦國菴射埴安彦

きやああらそひて。たけはにやすびこ。まづひこくにふくをいづれどもえあてず。つきにひこくにふく。はにやすびこをいて

中胸而殺焉 其軍衆脅退 則追破於河北而斬首過半 屍骨多溢

むねにあてゝころしつ。そのいくさにげあらけぬ。かれかはのきたのかたにおひやぶりてそのいくさびとなきりはふりき。

故号其處曰羽振苑 亦其卒怖走 屎漏于禪乃脫甲

倭名山城相樂郡祝園

かれそのとこのなな。はふりそのといふ。またのいくさおらにげて。くそいで。はかきにかけかへりき。かれかぶと丸の

而逃之 知不得免 叩頭曰我君故時人号其脫甲處 曰伽和

山城字治

きてにげき。えまぬかるまじきことかしりて。のみであきといひき。かれよのひとそのかぶとをぬぎしところな。かわらと

山城紀伊郡カ

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

かむら

川ノ加和羅前同地方配文殿 禪 尿 處 曰 尿 禪 今 謂 樟 葉 訛 也 又

号 叩 頭 之 處 曰 我 君 叩頭此 云 通 務 是 後 倭 迹 迹 日 百 襲 姬 命 爲 大 物 主 神 之 妻

然 其 神 常 晝 不 見 而 夜 來 矣 倭 迹 迹 姬 命 語 夫 曰 君

常 晝 不 見 者 分 明 不 得 視 其 尊 顏 願 暫 留 之 明 且 仰 欲 觀 美 麗 之

威 儀 大 神 對 曰 言 理 灼 然 吾 明 且 入 汝 櫛 筒 而 居 願 無

驚 吾 形 愛 倭 迹 迹 姬 命 心 裏 密 異 之 待 明 以 見 櫛 筒 遂

有 美 麗 小 蛇 其 長 大 如 衣 紐 則 驚 之 叫 啼 時 大 神 有 耻 忽

化 人 形 謂 其 妻 曰 汝 不 忍 令 羞 吾 吾 還 令 羞 汝 仍 踐

大 虛 登 于 御 諸 山 愛 倭 迹 迹 姬 命 仰 見 而 悔 之 急 居 急居此云 苑 岐 子 則

箸 撞 陰 而 薨 乃 葬 於 大 市 故 時 人 号 其 墓 謂 箸 墓 也 是 墓
者 日 也 人 作 夜 也 神 作 故 運 大 坂 山 石 而 造 則 自 山 至 于 墓
人 民 相 踵 以 手 遞 傳 而 運 焉 時 人 歌 之 曰 飲 朋 佐 个 珥 菟 蕪 迺 煩 例 屢 伊 辭 務 還 場 多
誤 辭 珥 固 佐 屢 固 辭 个 氏 務 个 茂 冬 十 月 乙 卯 朔 詔 羣 臣 曰 今 反 者
悉 伏 誅 畿 內 無 事 唯 海 外 荒 俗 騷 動 未 止 其 四 道
將 軍 等 今 急 發 之 丙 子 將 軍 等 共 發 路
十 一 年 夏 四 月 壬 子 朔 己 卯 四 道 將 軍 以 平 戎 夷 之
狀 奏 焉 是 歲 異 俗 多 歸 國 內 安 寧
十 二 年 春 三 月 丁 丑 朔 丁 亥 詔 朕 初 承 天 位 獲 保 宗 廟 明 有 所 蔽 德

不能綏。是以陰陽譴錯寒暑失序。疫病多起。百姓蒙災。然今解罪改過。敦禮
 めには。なつふゆのついでたがひ。そやみさにはおこりて。おほみたらわさはひあり。いまはらひきよめて。かみか
 神祇亦垂教而綏荒俗。擧兵以討不服。是以官無廢事。下無逸
 いやまひ。またあらぶるひとをばなしへやわし。まつるはめをばうちたひらげき。こゝかもてすたれたることなく。かくれたる
 民教化流行。衆庶樂業。異俗重譯。來海外既歸化。宜當此時更按人
 もなし。かしへをこなはれて。おほみたらやすらげく。とつくにもなさをかされてまらきぬ。このときに。おほみたらなか
 民令知長幼之次第。及課役之先後。焉。秋九月甲辰朔己丑。始
 となへ。このかみおとものついで。またまたのはやきとおくるをしらしめよとのり給ひき。ながづき
 按人更科調役。是謂男之強調。女之手末調也。
 めておほみたらなかくなへて。みつぎえたらちをおほす。これをなとこのゆはずのみつぎ。かみなのたなすふのみつぎといふ。
 是以天神地祇。共和享而風雨順時。百穀用成。家給人足。
 こゝかもてあめつちのかみ。あひうづなひて。あめかぜとよにしたがひ。たなすものよくみのり。おほみたらとみさかえて。
 天下大平矣。故稱謂御肇國天皇也。
 あめのしたたひらぎき。かれほめまつりてはつくにしらしめよとみことまなす。
 十七年。秋七月丙午朔。詔曰。船者天下之要用也。今海邊
 とよせあまりなとせ。ふむづきのついたらのひ。みことより給はく。ふれはあめのしたのうくたからなり。いまわたのほと
 之。民由無船。以甚苦步運。其令諸國。俾造船舶。
 りのおほみたら。ふれなきによりて。かはこびにくるしむ。それくにくにおほせて。ふれをつくらせよとのり給ひき。

冬十月始造船舶

かむなつきにはじめてふれをつくる。

四十八年。春正月己卯朔戊子。天皇勅豐城命。活目尊曰。汝等

母紀伊國荒川戸畔 御母へ大彥命ノ女

よそとせあまりやとせ。むつぎのとをかのひ。すめらみことのり給はく。とよきのみこと。いくめのみこと。いましふた
 二子慈愛共齊不。知曷爲嗣各宜
 ばしらをば。ひとしくこそうつくしみおもへ。いづれをしてあまつひつぎしらしめむともおもほえず。おのもくいめ
 夢朕以夢占之二皇子於是被命。淨沐而
 みよ。あれそのいめあはせしてさだめむとのり給ひき。こゝにふたばしらのみことたち。みことかふりて。みみをさやめて。
 祈寐各得夢也。會明兄豐城命。以夢辭奏于天皇曰。自登御諸
 うけひれまして。おのもくいめみ給ひき。つとめてみあにとよきのみこと。いめのことをまなし給はく。みもろやまにのぼ
 山向東而八廻弄槍。八廻擊刀。弟活目尊。以夢辭奏
 りて。ひむかしにむきて。やたひほこゆけ。やたびたちかくとみつとまなしき。みおといくめのみこと。いめのことをまなし
 言。自登御諸山之嶺。繩組四方。逐食粟。雀則天皇
 給はく。みもろやまのみれにのぼりて。よもになははへて。あははむすめをおふとみつとまなし給へば。すめらみこといめ
 相夢謂二子曰。兄則一片向東。當治東國
 をあはせて。ふたばしらのみにのり給はく。みあにはひとかたにひむかしのかたにむきつれば。ひむかしのくにをしらせ。
 弟是悉臨四方。宜繼朕位。夏四月戊申朔丙寅。立
 みおとはあまねくよものそみつれば。あまつひつぎをしらせとのり給ひき。うづきをとなかあまりこゝめかのひ。いく

活目尊爲皇太子以豐城命治東是上毛野君下毛野
めのみことひつぎのみことなり給ひ。とよきのみことはひむかしのくにをらし給ふ。これはかみつけぬのみ。しもつけぬの
君之始祖也
きみのおやなり。

六十年 秋七月丙申朔己酉 詔 群臣 曰 武日照命一云武夷鳥。一云天夷鳥。あめよ 從

天將來神寶藏于出雲大神宮是欲見焉古仁德 則遣矢田部

代矢田部女ノ御名代 天孫本紀大新河命子 一書云一名 使 獻 當是時 出雲臣之遠祖出雲振根

主于神寶是往筑紫國而不遇矣其弟飯入根則被皇命以神

寶 付弟甘美韓日狹與子鷗瀦瀦而貢上 既而出雲振根 從筑紫還來之 聞

神寶 獻 于 朝 廷 責 其 弟 飯 入 根 曰 數 日 當 待 何 恐 之

乎 輒 許 神 寶 是以既經年月 猶懷恨忿 有 殺 弟 之 志 欺

弟 曰 頃者 於 止屋淵多生菱 願 共 行 欲 見 則隨見而往之

先 是 兄 竊 作 木 刀 形 似 真 刀 當 時 自 佩 之 弟 佩 真 刀

共 到 淵 頭 兄謂弟曰 淵水清冷 願 欲 共 澗 沐 弟從兄言各解佩刀置淵邊

沐於水中 乃 兄 先 上 陸 取 弟 真 刀 自 佩 後 弟 驚 而 取 兄 木 刀 共 相 擊

矣 弟 不 得 拔 木 刀 兄 擊 弟 飯 入 根 而 殺 之 故 時 人 歌 之 曰 椰 句 毛 多 苑 伊 頭 毛

多 鷄 流 餓 波 鷄 流 多 知 菟 頭 邏 佐 波 磨 枳 佐 微 那 辭 珥 阿 波 禮 於 是 甘 美 韓 日 狹 鷗 瀦 瀦

參 向 朝 廷 曲 奏 其 狀 則 遣 吉 備 津 彥 與 武 渟 河 別 以 誅 出 雲 振

根 故 出 雲 臣 等 畏 是 事 不 祭 大 神 而 有 間 時 丹 波 米 上 人

名 氷 香 戶 邊 啓 于 皇 太 子 活 目 尊 曰 己 子 有 小 兒 而 自 然 言 之 玉 菱 鎮 石

梯は今の本にすの字を
あれへにこるすの字を
かくよりてふは宗
天つちてふは宗
良人天地てふは宗
うたにふは宗
にそや凡うたに
にそや凡うたに
ひいてはことか
めるかとはことか
す天つちてふは宗
東へつちてふは宗
なこつちてふは宗
人代のちの言なく
しなこれならより
上の百とせ以前
の言ならんから
今よりともかく
いふへきにあらず

後世才人ときこゆ
る人のものみるは
大かたはしかなり
こゝろはふはなり
新井閑てふはなり
の國と地とのかた
ないひしはたこと

あたのことなまな
へるかあまひか
こゝろはわひさり
りへればわひさり

ふ人ありなんされと次に爲大國主神爲宇都志國玉神とのたまひ始作國ともあるからはこゝはつちとよむへき
を分知せて地とかきしものなり如是ありて古事記に神武伊須氣余理比賣命の阿米都々天知梯理麻斯登々那とよみ玉
ひ万葉卷廿助阿米都々乃以都例乃可美乎また阿米都々乃可未爾奴佐於伎とよめるをもて天つちてふことの上つ代
よりありしを知るへし右の余理比賣命の御うたはもとより上とも上つ代なれとこれをはしむて異さまの意にいひ
なす人もあれは暫おくとも此万葉のうたの中にもいにしへ東うたはたゞにいひ傳し言にさかしらなるこゝろをそ
へすてうちいふなれはなか／＼都方にも知てふ人の哥よりもよりとところとすへきもの多かれはよくおもひさた
めよしかるに古事記にも日本紀にも地に生出玉ふ神を國土の神と申も天つ神國つ神ともむかへいへること我はな
か／＼におほつかなければいともうし上つ代のことなれはいまはうたかひてのみこそおらめされとはたいはさらん
もかひなければしひことせんに凡の神のみ名もその神功によりてのちよりまうせしをことに天つちのやゝわかる
ゝときに生出玉ひし神に天とも地とも申はのちの世にことをわけんとていへるゝのしられたりそのほか天つ神に
むかへて國つ神といふものちなることもとよりなりしかして大名持命の作りためし國を天雲の向伏極み谷蝦蟇
の狭渡るかきり墜る處まで御孫命のかた知食からは其地は我御國なり故國といひ地といふ古言はあなる何こと
にいひても相わかつかことなきかことくなりぬる世におのつから天にむかへては國といひしにそあらん且ことに土
の神てふ神もおはせは地の神とてはわかちかたき故にてあるへし或は古事記にも日本紀にも其外にもいにしへの
ふみともは専ら言の文をつとめてかきしものなりさる時は地の神といはんよりも國つ神てふは唱へもよろしくき
こえてしかも國と地とこころとしくなりにし世なれは地てふこゝろにて國とかきしも多かりなんやとそおほゆ
るものをひとわり見とりて天つちてふことは古へなしとのみいふ人はあら魂のすゝみて和魂の少きにやあらん
まして上つ代の上には□ひたにも一度強ことにてもとよりひらき見るもまなひのひとつなりされとそのうたかひを

こゝろにおほくつみたくはへてひらくときをまつへしゆめわたくしのこゝろなたてそあらそふこゝろなもたりそ
明和二年十一月
右は吉備の僧導翁か東のあたりにて寫しきたりしものをもて寫しぬ
加茂眞淵記

安永三年甲午十二月二十三日
荒木田瓢形

小篠ぬしのもたりしをは得て寫しぬ
藤原三千代麻呂

こは三千代万呂ぬしのおくりし本をもて鳥のなくあつまなる大江の水戸のかすみのせきの茅中にうつしぬ
寛政二年四月二十九日
つくし人 大藏種信

こは青柳大人のもたまへる本をこひえてうつしぬおやし國人仲禁の葛万呂

明治十九年八月十六日江藤正澄主の蔵本をもて一校

此東髮於額ノ四字
 テトヨミコセタレ
 ハ童男ノ花ニ似
 ハヒサゴノ花ニ似
 タルニヤゴノ花ニ
 セン結フコラハタ
 カクハアルヘウタ
 ナシ額ニチウタ花
 ナメリツ、ユヒシ
 後世童髮ニミツラ
 トイヘルアリコハ
 ハ弘仁ヨリ後モハ
 ラ唐法ウツリテカ
 ノ家ノワラハノカ
 ミニナラシタルナ
 リモノコシニハ童
 ホト結フニツニリ
 ケテ結フ男ニナリ
 延喜春宮式ニ元正
 朝賀條(若未冠者
 双童髻)禮服帶銀
 ナシモノキニハマ
 タカノ雙髻ヲ耳ノ
 上ニテユヒテ耳ノ
 ウヘニテユヒテ耳ノ
 ミツラハソノ末耳
 ノ上マテ引上下ミ
 ツラハタハキニタ
 ルハナリ此結ニハ
 マサスケカ抄ニハ
 ハシクニタリユク
 メノ古ノミツラ

上古男女髻辨

崇神天皇の紀の是時既戸皇子東髮於額とある注に古俗年少兒年十五六間東髮於額十七八間分爲角子今亦然也と見
峻ノ誤
 え古事記に日本武命の童にてませしをいへる所に其髮結額也とありてまた如童女之髮梳垂其結御髮服其姨之御裳
 既成童女姿と見えたり角子とはかの左の髻右の髻をすへたるにてやかてみつらとよむへく男の髮是なり允恭紀に
 天皇自岐巖至於總角とあるはおさなきより男になり玉ひたるをいへりしかれば總角は則角子とおなしことはなり
 髮をいたゝきの上に二つにまけゆひたれたればあけまきともなつけ其形角に似たれば角子とも總角ともかくかゝ
 れは彼童女の髮の脊にけつりたるゝは童男のひさこはなに對る也童男も髮のひさこ花にゆはれさるが童女も髮の
 脊に至らざる程はおなしさまにふりわけたる髮の短く垂たればうなむといへりかゝれば男の髮童女の髮はすてに
 あきらかにしられたり只女の髮のみあきらかに見えすこれによりて後の人古は髮をゆはさりしといひ或はかみは
 たれて脊にゆひしといへりみなあやまりなり既に古事記に倭建命の妃橘比賣命海にしつみませしの中にして故七
 日之後其后御櫛依于海邊乃取其櫛作御陵而治置也とあり御髮をゆはせ玉はす或は御髮垂て脊にゆはせ玉ふへく
 は御櫛をさし玉ふよしなしこれらにて見れば女もいたゝきにもとよりしたることあきらかに古事記の天照大御神
 の男の姿をなさせ玉へる所に即解御髮纏御美豆羅而乃於左右御美豆羅亦於御臺亦於左右御手各擲持八尺穗之五
 百津之美須麻流之珠とあるにてしるへく御いたゝきにひとつにゆはせ玉へる御髮を解て左右の御美豆羅となし
 とよりの御美豆羅なほありて三つの御髮をなさしめ各五百箇の美須麻流乃玉をまつひ玉へるなり此御角子となし
 玉へるのみをもて男のまなひとおもへる人多けれどさは御かみをとくわけて御角子となし玉ふへきともと
 よりの御いたゝきの御美髮あればさることにあらずすてにこれよりさき伊邪那伎命の御映ことませしところに御

吉備の僧尊翁のうつしもてきぬるを經輕ぬしとみにまた寫しおけりしをかりもて安永三年の甲午にあたりぬる十二月はたちまり三の夜になん荒木田瓢形うつしぬ

右は荒木田ひさかたの本もて安永てふ七年閏七月十八日にそうつしはとゝめぬ川口よし和

右安永九年なかつきのころ川口よし和か内池益謙うしの許にもて至りしをかりもてうつしぬ

橋のつね亮

つぬさはふ石見の國濱田なる小篠敏ぬしの本をかりてうつしぬ

藤原三千代麻呂

寛政改元十一月二十三日

ことし寛政の二とせといふ年四月二十八日鳥かなくあつまの國武藏の大城の下霞か古關の邸中にて三千麻呂ぬしのおくれりし本をもてうつし傳る

大藏種信

文化十四年の丙丑にあたりぬるみなつき六日の夜青柳種まらぬしか本をもてうつしはへりぬ

仲基葛麻呂

自推古紀以下至文武紀所出冠位之名悉抄出之

寶曆十年六月

眞淵

古冠考 附直冠之考

○推古天皇

十一年十二月始行冠位

大徳小徳大仁小仁大禮小禮大信小信大義小義大智小智并十二階并以當色繩縫之頂撮總如囊而著

十二年春正月始賜冠位於諸臣各有差

十三年夏四月云始造銅繡丈六佛像各一軀乃命鞍作鳥爲造佛之工

十四年四月云丈六銅像坐於元興寺金堂時佛像高於金堂戸以不を得納堂於是諸工人等議曰破堂戸而納之然鞍作鳥之秀工不壞戸得入堂○五敕鞍作鳥曰朕欲興隆內典方將建佛刹聚求舍利時汝祖父司馬達等便獻舍利又於國無僧尼於是汝父多須那爲橋豐日天皇出家恭敬佛法又汝姨島女初出家爲諸尼尊者以修行釋教今朕爲造丈六佛以求好佛像汝之所獻佛本則合朕心又造佛像既訖不復得入堂諸工人不能計以將破堂戸然汝不復得入此皆汝之功也即賜大仁位因以給近江國坂田郡水田二

古冠考

三〇三

十町、焉鳥以此田、爲天皇、作金剛寺、是今謂南淵坂田、尼寺、

十五年、大禮小野、臣妹子、遣於大唐、

十六年、四妹子至、自大唐、唐國號、妹子、曰蘇因高、即大唐、使人裴世清、下客十二人、從來唐帝書中、曰大禮、蘇因高等、

云云、是時、皇子諸王、諸臣、悉以金髮華、著頭、亦衣服、皆用錦、紫、繡、織及五色、綾、羅、一云、服色皆用冠色、○九唐客裴世清、歸復、以妹

子、臣爲大使、吉士、雄成爲小使、副于唐客、遣之、唐書云、大禮、蘇因高、大禮、乎那利等云云、

十九年、五月、藥獵於免田野、云云、是日、諸臣服色、皆隨冠色、各著髮華、則大德、小德、並用金、大仁、小仁、用豹、尾、大禮、

以下用鳥尾、

三十一年、七月、新羅云云、是歲、新羅伐任那、任那附新羅、於是、天皇云云、即年、以大德、境部、臣雄摩侶、小德、中臣連國、爲大

將軍、以小德、河邊、臣福受、小德、物部、依網、連乙等、小德、波多、臣廣庭、小德、近江、脚身、臣飯蓋、小德、平羣、臣宇志、小德、大伴、連名、

小德、大宅、臣軍、爲副將軍、率數萬衆、以征討新羅、

○舒明天皇

二年、八月、以大仁、犬上、君三田、相大仁、藥師、惠日、遣於大唐、

九年、三月、是歲、蝦夷叛、以不朝、云云、即拜大仁、上毛野、君形名、爲將軍、令討、

○皇極天皇

元年、正月、百濟使人、大仁、阿曇連、比羅夫、從筑紫、國乘驛馬、來言云云、

○八月、以少德、授百濟、實達、率長福、中客以下、授位一級、○十二、初發、息長足、日廣額、天皇喪、云云、是日、小德、巨勢、臣

德太、云云、次、小德、栗田、臣細目、云云、次、小德、大伴、連馬飼、云云、

二年、十月、蘇我、大臣、蝦夷、緣病、不朝、私授紫冠、於子、入鹿、擬大臣位、○十一月、蘇我、臣、入鹿、遣小德、巨勢、德太、臣、大仁、土師、婆

少恐小誤字

婆連、掩山背大兄王等、云云

○孝德天皇

皇極天皇四年、六月、云云、升壇、即祚、時、大伴長德、詞連、帶金、靱、立於壇右、大上、健部君、帶金、靱、立於壇左、百官、臣連、國造

伴造、百八十部、羅列、陳拜、

即位之年、以阿部、內麻呂、臣、爲左大臣、蘇我、倉山田、石川麻呂、臣、爲右大臣、以大錦冠、授中臣、藤子、連、爲內臣、

大化二年、大仁、小仁、之、葬者、其外、長凡九尺、高、潤各四尺、不封、使平役、一百人、一日、使訖、大禮以下、小智以上、之、葬者、皆準、大

仁、役、五十人、一日、使訖、云云、○小德、高向、博士、黑麻呂、遺新羅、而○工人、大山位、倭、漢、直荒田、井、比羅夫、引羅波、云云

○十二、是歲、制七色、一十三階之冠、一曰織冠、有大小二階、以織爲之、以繡爲之、繡、冠、之、緣、服色、並用深紫、二曰繡冠

有大小二階、以繡爲之、其冠之緣、服色、並同、織冠、三曰紫冠、有大小二階、以紫爲之、以織爲之、冠之緣、服色、用淺

紫、四曰錦冠、有大小二階、其大錦冠、以小伯仙錦、爲之、以織爲之、冠之緣、其小錦冠、以小伯仙錦、爲之、以

錦、爲之、冠之緣、服色、並用直緋、五曰青冠、以青絹、爲之、有大小二階、其大青冠、以大伯仙錦、爲之、其小青冠

以、小伯仙錦、爲之、冠之緣、服色、並用紺、六曰黑冠、有大小二階、其大黑冠、以車形錦、爲之、冠之緣、其小黑冠、以

錦、爲之、冠之緣、服色、並用綠、七曰建武、初位又黑絹、爲之、以紺、爲之、冠之緣、別有、鑿冠、以黑絹、爲之、其冠之背、張漆

羅、以、綠、與、銅、異、其高下、形似、於蟬、小錦冠、以上、之、銅、雜、金、銀、爲之、大小、青冠、之、銅、以、銀、爲之、大小、黑冠、之、銅

以、銅、爲之、建武、之、冠、無、銅、也、此冠者、大會、饗客、四月、七月、齋時、所著、焉、○博士、小德、高向、黑麻呂、小山中、臣、連、押熊、自新

○四月、罷古冠、左右、大臣、猶著古冠、

大化、朝、五年、二月、制冠十九階、一曰大織、二曰小織、三曰大繡、四曰小繡、五曰大紫、六曰小紫、七曰大華、八曰小華、九曰小華、上十

曰小華、下十一曰大山、上十二曰大山、下十三曰小山、上十四曰小山、下十五曰大乙、上十六曰大乙、下十七曰小乙、上十八曰

天智三年、此大小、四階、中下六階、トス、大、小、以下、小、乙、トマ

古冠考

三〇五

ヲトモ各上中下六階トシ立身ヲモ大建小建二階ト爲タマヘリ大華ヨリトハ階數ヲ増レシナ

大錦上小錦下等ハ天智ノ時改メ大華モノ也或本ヲ是トモ小錦ト見ルモ後ノ兼凡大錦上中下ハ天智ノ二年ニ大華ヲ改メラレシ中云云ト見エシハ皆後ヲ前ニ廻ラシテ書シ也ケリ天智即位ノ年條ニハ大華小華ノ名アリ是ヲモテ推ベシ

大錦中ハ此三年二月ヨリノ事也元年メニアルハ後ヲ前ニ

今補小織二字今本無之者蓋脫文也春海云水戸本有小織二字

天武紀元年八月ニ左大臣赤見大納言巨勢臣等薨云云トイヘリ
文武紀慶雲二年ノ七月ニ大納言正三位朝臣麻呂薨近江朝臣史大正三位大人之子也トイヘリ

古冠考

小乙下十九日立身是用詔博士高向玄理與釋僧旻置八省百官○小紫巨勢德陀古臣授大紫爲左大臣小紫大伴長德連馬授大紫爲右大臣○五月遣小華下三輪君色夫大山上掃部連角麻呂
白雉元年二月襲美國司草壁連醜經授大山
四年五月遣大使小山上吉士長丹副使小乙上吉士駒云云又大使大山下高田首根麻呂副使小乙上掃部連小麻呂
五年正以紫冠授中臣鎌足連○二月押使大錦上高向史玄理或本云五月遣大唐押使大華下高向玄理大使小錦下河邊臣麻呂副使大山下藥師惠日判官大乙上書直麻呂宮首阿彌陀或本日判官小山下書直麻呂小乙上崗君宜置始連大伯小乙下中臣間人連老

○齊明天皇
二年八月西海使佐伯連栲羅關位階級小山下難波吉士國勝等自百濟來
三年七月西海使小華下阿曇連賴垂小山下津臣偏僕
四年正月夷授恩荷以小乙上定淳代津輕二郡郡領七月蝦夷津代郡大領沙尼具那小乙下小領字婆佐建武云云授津輕郡大領馬武大乙上少領青森小乙下云云授淳足柵造大伴君稻積小乙下○十一月西海使阿曇連賴垂自百濟歸
五年七月小錦下坂合部連石布大山下津守連吉祥遣唐

○天智天皇
齊明天皇遣前將軍大華下阿曇比邁夫連小華下河邊百枝臣等後將軍大華下阿倍引田比邁夫臣大山上物部連熊大山七年八月遣前將軍大華下阿曇比邁夫連小華下河邊百枝臣等後將軍大華下阿倍引田比邁夫臣大山上物部連熊大山上守君大石等救於百濟云云或本據此末云別使大山下狹井連○九月以織冠授於百濟王子豐璋云云遣大山下狹井連權檮小山下秦造田來津率軍五千餘衛送於本鄉
元年五月大將軍大錦中阿曇比邁夫連等率船師一百七十艘送豐璋等
三年二月宣增換冠倍位階名及氏上民部家部等事其冠有二十六階大織小織大縫小縫大紫小紫大錦中大

錦下小錦上小錦中小錦下大山上大山中大山下小山上小山中小山下大乙上大乙中中大乙下小乙上小乙中下大建小建是爲二十六階焉改前華曰錦從錦至乙加十階又加換前初位一階爲大建小建二階以是爲異餘並依前其大氏之氏上賜大刀小氏之氏上賜小刀其伴造等之氏上賜干楯弓矢亦定其民部家部
四年二月勅校百濟仍以佐平福信之功授東室集斯小錦下○十二月劉德高等罷歸是遣小錦守君大石等大唐云云等謂小山坂合部連石積大小乙岐御吉士針間蓋送唐使人乎
六年十一月百濟鎮將送大山下境部連石積等云云以小山下伊吉連博德大乙下等臣諸石爲送使
七年十一月遣小山下道守臣麻呂吉士小鮪新羅
八年十月遣東宮大皇弟於藤原內大臣家授大織冠與大臣位仍賜姓爲藤原氏○藤原內大臣薨云云命大錦上蘇我赤見臣奉宣恩詔○十二月小錦中河內直鯨
十年正月大錦上蘇我赤見臣與大錦下巨勢人臣進於殿前奏賀正事云云大錦上中臣金連命宣神事以大友皇子拜太政大臣以蘇我赤見臣爲左大臣以中臣金連爲右大臣以蘇我果安臣巨勢人臣紀大人臣爲御史大夫御史蓋今之御史蓋今之○東宮大皇弟奉宣或本云大友施行冠位法度之事法度蓋位之名具○是月以大錦下授佐平余白信沙宅紹明法官以小錦下授東室集斯學職以大山下授達率谷那智首兵法云云以上小山上授達率德頂上藥云云以小山下授餘達率等

○天武天皇
元年三月遣內小七位阿曇連稻敷於筑紫告天皇喪諸將軍等悉探捕左右大臣云云○八月命高市皇子仍斬右大臣中臣連金云云左大臣蘇我赤見大納言巨勢臣等云云○十二月遣諸有功仍賜小山位以上○是月大紫草那公高見薨

古冠考

下ニ衍文多ク有ル
ニ依テマギレタ
モノ也又五位云
小錦中云此二位
古本此年六月ノ
ナラズ詳ニ考ル
今本ハ誤ナルヲ
ヨリテ改正セリ
淨位直位ハ十四
ニ制セラレタル
此淨廣肆有ルヲ

麻呂爲大使。小山下都努臣牛甘爲小使。遺新。○四月不便兵馬亦從東有。○大山位以下者可謂爵之可杖杖之云云。○詔曰男女並衣服者有欄無欄及結紐長紐任衣服之共會集之日著欄衣而著長紐唯男子者有主冠冠而著括緒禪女年四十以上髮之結不結及乘馬從橫并任意也別巫祝之類不在結髮之例。
十四年正更改。爵位之號仍增。加階級。明位二階淨位四階每階有大廣。並十二階以前諸王已上之位。正位四階直位四階。階位四階務位四階。追位四階。進位四階。每階有大廣。並四十八階以前諸臣之位。是日草壁皇子尊。淨廣壹位。大津皇子授淨大貳位。高市皇子授淨廣貳位。川島皇子忍。皇子授淨大參位。自此以下諸王臣等增。加爵位。各有差。○二。大唐人百濟人高麗人並百四十七人賜爵位。○三。京職大夫直大參。巨勢朝臣辛。權努卒。○七。初定。明位已下進位已上之朝服。色淨位已上並著朱華。云云。正位深紫直位淺紫。勤位深綠。務位淺綠。追位深蒲。進位淺蒲。○九。直廣肆都努朝臣牛飼爲東海使者。直廣肆石川朝臣蟲名爲東山使者。直廣肆佐味朝臣少麻呂爲山陽使者。直廣肆巨勢朝臣栗持爲山陰使者。直廣參路真人迹見爲南海使者。直廣肆佐伯宿禰廣足爲筑紫使者。○十。以淨大肆泊瀨王直廣肆巨勢朝臣馬飼云云任於畿內之役。

朱鳥元年正遣淨廣肆川內王直廣參大伴宿禰安麻呂直大肆藤原朝臣大島直廣肆堺部宿禰魚直廣肆德積朝臣蟲麻呂等于筑紫爲鑿新羅金。○二。御大安殿。侍臣六人授勤位。○敕選諸國司有功者九人授勤位。○三。大辨官直大參羽田真人八國病云云。八國卒贈直大壹位。功。○四。侍醫原村主河都授直廣肆。○五。侍醫百濟人德仁病之臨死授勤大壹位。○六。槻木村主勝麻呂賜姓曰連仍加勤大壹位。○七。工匠陰陽師侍醫大唐學生及一二官人并三十四人授爵位。○八。選諸司人等有功二十八人。加爵位。○八。聚進。食即誅之。第一大海宿禰葛蒲誅壬生事。次淨大肆伊勢王誅諸王事。次直大參縣大養宿禰大伴總誅宮內事。次淨廣肆河內王誅左右大舍人事。次直大參當麻呂真人國見誅左右兵衛事。次直大肆采女朝臣筑羅誅內命婦事。次直廣肆紀朝臣真人誅職事。○直大參布勢朝臣

御主人誅太政官事。次直廣參石上朝臣麻呂誅法官事。次直大肆大三輪朝臣高市麻呂誅理官事。次直廣參大伴宿禰安麻呂誅大藏事。次直大肆葦原朝臣大島誅兵政官事。○直廣肆阿倍久勢朝臣麻呂誅刑官事。次直廣肆紀朝臣弓張誅民官事。次直廣肆穗積朝臣蟲麻呂誅諸國司事。

○持統天皇

朱鳥元年九月。天武天皇崩。皇后臨御。云云。冬十月。遣直廣肆八口朝臣音。檮。小山下堂伎連博德。與大舍人中臣朝臣麻呂。云云等三十四人。

元年正使直廣肆田中朝臣法麻呂與追大貳守君刈田等使於新羅。赴天皇喪。○八。天皇使直大肆藤原朝臣大島元年正使直廣肆大伴。請集三百龍象大德等。於飛鳥寺。云云。○十二。直廣參路真人迹見爲鑿新羅。敕使。

二年八月命淨大肆伊勢王奉宣罪儀。○十一。直廣肆當麻呂真人智德奉誅皇祖等之騰極次第禮也。

三年二月以淨廣肆竹田王直廣肆土師宿禰根麻呂大宅朝臣麻呂藤原朝臣史務大肆當麻呂真人櫻井麻呂積積朝臣山守中臣朝臣麻呂巨勢朝臣多益須大三輪朝臣安麻呂爲判事。○六。以皇子施基直廣肆佐味朝臣宿那麻呂羽田朝臣齊。此云奉。勸廣肆伊余部連馬飼調忌寸老人務大參大伴宿禰手拍與巨勢朝臣多益須等。拜授善言司。○七。以追廣參授。捉偽兵衛廣山。兵衛生部連虎。○八。以淨廣肆河內王爲筑紫太宰帥。授兵杖及賜物。以直廣壹。授直廣貳丹比真人島增。封一百戶。通前。○九。遣直廣參石上朝臣麻呂直廣肆石川朝臣蟲名等於筑紫。云云。○十。直廣肆下毛野朝臣子麻呂奏云云。

四年四月詔曰云云其朝服者淨大壹已下廣貳已上黑紫大參已下廣肆已上赤紫正八級赤紫直八級緋勤八級深綠務八級淺綠追八級深縹進八級淺縹別淨廣貳已上一幅一部之綾羅種種聽用淨大參已下直廣肆已上一幅二部之綾羅種種聽用綺上下通用帶白袴其餘者如常。○七。公卿百寮始著新朝服。○以皇子高市爲太政大臣。以正廣參授。

丹比真人爲右大臣并八省百○十詔筑紫國人大伴部博麻曰云云故賜務大肆并繩五匹云云

五年正月賜親王優賜正廣肆百濟王余福廣直大肆遠寶良處與南典○增封皇子高市二千戶通前三千戶淨廣

貳皇子穗積五百戶淨大參川島百戶通前五百戶正廣參右大臣丹比島真人三百戶通前五百戶正廣參百濟王福廣

百戶通前二百戶直大壹布勢御主人朝臣與大伴御行宿禰八十戶通前三百戶○詔曰直廣肆筑紫史益云云○五

褒美百濟淨武微子壬申年功賜直大參仍賜繩布○九淨大參皇子川島覺幸卯以直大貳賜佐伯宿禰大目并

賜贈物○十二賜醫博士務大參德自珍云云乙巳詔曰賜右大臣宅地四町直廣貳以上二町大參以下一町勤以下

至無位云云

六年中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂上表敢直言諫云云○三以淨廣肆廣瀨王直廣參當麻真人智德直廣肆紀朝臣

弓張等爲留守官於是中納言三輪朝臣高市麻呂脫其冠位云云○四贈大伴宿禰友國直大貳并賜○五贈

文忌寸智德直大壹并賜贈物○丁亥遣淨廣肆難波王等領祭云云○十一賜擬遣新羅使直廣肆息長真人老務大

貳川內忌寸連等祿云云

七年正月以淨廣壹授皇子高市淨廣貳授皇子長與皇子弓削○以正廣參贈百濟王善光○三賜大德博士勤廣

貳上村主百濟食封三十戶云云○賜直大貳藤原朝臣大島贈物○賜擬遣新羅使直廣肆息長真人老勤大貳大伴宿

禰子君等及云云○六以直廣肆授引田朝臣廣日守君刈田巨勢朝臣麻呂葛原朝臣麻呂巨勢朝臣多益須丹比真

人池守紀朝臣麻呂七人○十詔自今年始於親王下至進位觀所備兵淨冠至直冠一人甲一領大刀一口弓

一張矢一具柄一枚鞍馬勤冠至進冠人云云○十一以直大肆授直廣肆引田朝臣少麻呂

八年正月以正廣肆授直大壹布勢朝臣御主人與大伴宿禰御行○五位以上射○六位以下射○以務廣肆等位授大

唐七人與肅慎二人○三以直廣肆大宅朝臣麻呂勤大貳臺忌寸八島黃書連本實等拜鑄錢司○詔曰凡以無位

人任郡司者以進廣貳授大領以進大參授小領○四以淨大肆贈筑紫太宰帥河內王○六河內國獻白

山雞賜更荒郡大領小領位人一級以進廣貳賜獲者刑部連韓國○九以淨廣肆三野王拜筑紫太宰帥○

十以進大肆賜獲白蝙蝠者飛驒國荒城郡弟國鄉弟日

九年正月以淨廣貳授皇子舍人○三遣務廣貳文忌寸博勢進廣參下譯諸諸田等於多禰求贊所居○四以直廣參

贈賀茂朝臣蝦夷本位勳以直大肆贈文忌寸萬呂等本位大○七賜擬遣新羅使直廣肆小野朝臣毛野務大貳伊

吉連博德等物○十二賜淨大肆泊瀨王贈物

十年正月以直大肆授百濟王南典○四以追大貳授伊豫國風速郡物部藥與肥後國皮石郡壬生諸石○五詔大錦

上奏造綱手賜姓爲忌寸○以直廣肆授尾張宿禰大隅○以直廣肆贈大稻連百枝○八以直廣壹授多

臣品治○九以直大壹贈若櫻部朝臣五百瀬○十賜右大臣丹比真人云云假賜正廣參位○正廣肆大納言阿

倍朝臣御主人大伴宿禰御行直廣壹石上朝臣麻呂直廣貳藤原朝臣不比等云云皆賜資人

十一年二月以直廣壹當麻真人國見爲東宮大傅直廣參路真人跡見爲春宮大夫直大肆巨勢朝臣栗持爲亮

○文武天皇

初年八月賜皇親及五位已上食封○九賜勳大壹丸部臣君手直廣壹壬申○十一遣務廣肆坂本朝臣粟田進大壹大佐

貳寸五百足於陸路務廣肆土師宿禰大麻呂進廣參習宜連諸國於海路迎新羅使

二年正月遣直廣參土師宿禰馬手午一本獻新羅貢物○四遣務廣貳文忌寸博士等八人于南島寬國因○六直廣參田中朝

臣足麻呂卒詔贈直廣壹壬申○七以直廣肆高橋朝臣島麻呂爲伊勢守直廣肆石川朝臣小老爲美濃守○九進

廣肆服部連佐躬爲氏上無冠功○十一大宰直廣肆櫻井朝臣倭麻呂爲大稻直廣肆大伴宿禰手拍堅稻梓○十二

贈勳大貳山代小田直廣肆

三年正月詔授內藥官桑原加都直廣肆淨廣參坂合部女王卒○五坂上忌寸云贈直廣壹壬申功○役君小角流干伊豆云云外從五位下韓國連廣足師焉○六淨廣參日向王卒○命直冠已下一百五十九人就日向王第會喪○淨大肆春日王卒○七淨廣貳弓削皇子葬遣淨廣肆大石王直廣參路真人大人等監護喪事○九詔令正大貳已下無位已上者人別備弓矢甲梓及兵馬○十遣淨廣肆衣縫王直大壹當麻真人國見直廣參土師宿禰根麻呂直大肆田中朝臣法麻呂云云越智山陵淨廣肆大石王直大貳粟田朝臣真人直廣參土師宿禰馬手直廣肆小治田朝臣當麻云云山科山陵○十二淨廣貳大江皇女葬○始置鑄錢司以直大肆中臣朝臣意美麻呂為長官
四年正月授新田部皇子淨廣貳○四淨廣肆明日香皇女葬○五以直廣肆佐伯宿禰麻呂為遣新羅大使勳大肆佐味朝臣賀佐麻呂為小使大少佑各一人大少史各一人○六敕淨大參刑部親王直廣壹藤原朝臣不比等直大貳粟田朝臣真人直廣參下毛野朝臣古麻呂直廣肆伊岐連博得直廣肆伊余部連馬養勳大肆坂合部宿禰唐務大壹白猪大骨追大壹黃文連備云云追大壹鍛造大角進大壹額田部連林進大貳云云直廣肆調伊美伎老人等撰定律令○八授勳廣肆通德投務廣肆惠俊為用其藝也兩僧阿倍朝臣御主人大伴宿禰御行並授正廣參因幡守勳大壹船連秦勝封三十戶遠江守勳廣壹漆部造道麻呂二十戶○十直大壹石上朝臣麻呂為筑紫總領直廣參小野朝臣毛野為大貳直廣參波多朝臣牟後閉為周防總領直廣參上野朝臣小足為吉備總領直廣參百濟王遠寶為常陸守○直廣肆佐伯宿禰麻呂等至自新羅獻孔雀及珍物

大寶元年正月大納言正廣參大伴宿禰御行薨帝甚云云遣直廣肆榎井朝臣倭麻呂等監護喪事遣直廣壹藤原朝臣不比等等就第宣詔贈正廣貳右大臣御行難波朝右大臣大紫長德之子也○宴皇親云云朝堂直廣貳已上者特賜御器賜云云○以守民部尚書直大貳粟田朝臣真人為遣唐執節使左大辨直廣參高橋朝臣笠間為大使右兵衛率直廣肆坂合部宿禰大分為副使參河守務大肆許勢朝臣祖父為大佑刑部判事進大壹鴨朝臣吉備麻呂為

中佑山代國郡令直廣肆守宿禰阿賀流為小佑進大參錦部連道麻呂為大錄進大肆白猪史阿麻留無位山於德良為少錄○直廣壹縣大養宿禰大僧卒遣淨廣肆夜氣王等就第宣詔贈正廣參壬申功○三遣追大肆凡海宿禰鑲于陸奧治金○令僧弁紀還俗云云授追大壹○始依新令改制官名位號親王明冠四階諸王淨冠十四階合十八階諸臣正冠六階直冠八階勳冠四階務冠四階進冠四階合三十階外位始直冠正五位上階終進冠初位下階合二十階勳位始正冠正三位終追冠從八位下階合十二等始停賜冠易以位記云云又服制親王四品已上諸王諸臣一位者皆黑雲諸王二位以下諸臣三位以上者皆赤雲直冠上四階深緋下四階淺緋勳冠四階深綠務冠四階淺綠追冠四階深緋進冠四階淺緋皆冠帶白襪黑革鳥其袴者直冠以上者皆白縛口袴勳冠以下者白襪裳授左大臣正廣貳多治比真人鳥正恐脫正字二位大納言正廣參阿倍朝臣御主人正從二位中納言直大壹石上朝臣麻呂直廣壹藤原朝臣不比等正正三位直大壹大伴宿禰安麻呂直廣貳紀朝臣麻呂正從三位又諸王十四人諸臣百五人改位號進爵各有差以大納言正從二位阿部朝臣御主人為右大臣中納言正正三位石上朝臣麻呂藤原朝臣不比等正從三位紀朝臣麻呂並為大納言是日罷中納言官○賜右大臣從二位阿倍朝臣御主人繩五百匹云云田二十町○四遣右大辨從四位下下毛野朝臣古麻呂等三人始講新令○五入唐使粟田朝臣真人授節刀○敕二位已下賜休職云云唯大納言以上不在聽限○改勳位已下之號內外有位六位已下者進階一級○六令正七位下道君首名說僧尼令于大安寺正五位上忌部宿禰色布知卒贈從四位上壬申功○以正五位上波多朝臣牟胡閉從五位上許曾倍朝臣陽麻呂任造藥師寺司○七左大臣正二位多治比真人鳥葬遣右少辨從五位下波多朝臣廣足治部少輔從五位下大宅朝臣金弓等監護喪事又遣三品刑部親王正二位石上朝臣麻呂就第賜之○八遣三品刑部親王正三位藤原不比等從四位下下毛野朝臣古麻呂從五位下伊吉連博德云云等撰定律令○云云職事官人賜祿之日五位已下皆參大藏受其祿若不然而者彈正糾察○贈從五位下調忌寸老人正五位下以預撰律令

○十一始任遺大幣司、以正五位下彌努王從五位下引田朝臣爾閉爲長官、
 二年正月以從三位大伴宿禰安麻呂爲式部卿、正五位下美努王爲左京大夫、正五位上布勢臣耳麻呂爲攝津大夫、從
 五位下當麻真人爲齋宮頭、從四位上大神朝臣高市麻呂爲長門守、正六位上息長真人子老云授從五位下、○
 三正五位下中臣朝臣意美麻呂從五位下、兵部宿禰子首從六位下中臣朝臣石木忌部宿禰狗麻呂正七位下管生朝臣國
 棟從七位下平部宿禰博士正八位上忌部宿禰名代竝進位一階、○五敕從三位大伴宿禰安麻呂正四位下粟田朝臣
 真人從四位上高向朝臣麻呂從四位下下毛野朝臣古麻呂云云令參議朝政、○六以從三位大伴宿禰安麻呂爲
 兵部卿、○遺唐使等去年從筑紫而入海風浪暴險、不得渡海至是乃發、○十二以二品穗積親王從四位上大
 上王正五位下路真人大人從五位下佐伯宿禰百足黃文連本實爲作齋宮司、三品刑部親王從四位下廣瀨王從五
 位上引田朝臣宿奈麻呂從五位下民忌寸比良夫爲遺大毘門司、

文武の御時粟田朝臣真人の直大貳位は孝徳の御時の大華下位に當る事
 文武天皇大寶元年正月民部尙書直大貳粟田朝臣真人爲遺唐執節使云云先これを末より考るに大寶元年制せられし
 直冠八階のうち直大壹より直廣貳までの四階は後の四位に當りて直大貳は從四位上位也さて孝徳天皇の大華小
 華位四階をば天智天皇の御時大錦小錦位上中下六階とせられ又その錦位を天武天皇の御時直冠八階とせられて
 文武天皇の直冠八階も凡これに同じその據おほきが中に天武紀には小雲已上の人身まかりしには薨と書大小錦
 位には卒と書たり是また大寶已下の四位五位に卒と書と同じ又天武以後の遺唐使に三位の人をば用ひられず是

此遺唐使は大寶元
 年正月宣有て二年
 六月に發船すその
 間正四位下と書し
 所二所月には百
 五人進爵と階中
 此朝臣も一階す
 まれしものなりし
 かれば位にありし
 直廣一にありし

なり

を以て必ずに孝徳天智の頃の様も凡ひとしく見ゆしかれば直位は錦位に當り錦位は華位なることうたがひ侍ら
 ざるなり

○此外に天智十年に大錦上蘇我赤兄臣と大錦上中臣の余連を左右大臣とせられし事あり是を大寶以下にて見れ
 ば正四位上にあたる大錦上より一二位に當る大紫位の大位に昇らんことうたがひ兼きにあらねどいにしへは
 冠位の階すくなき時にはさることもあるべしまたに葵華と次第したればなり また今この紀には脱文誤字も多くま
 れどやむことを推すしるせしも
 あるべければ偏に混みかたし

○天武の御時淨位より下各八階なりしを文武の御時他階の數はみな減して直冠のみ八階有もこれに四位五位の
 こもればなり是を以ておもへば天智の御時の大錦小錦六階の内にも四位五位ほどのくらみこもるべし其大小
 華上下にも右の如くのしなこもるなるべし 推古二十年二月(十七卷)第一阿倍内臣鳥部皇孫命云云は皇夫人堅
 葉媛を葬て諸臣謀を申に此内臣第一に天皇の諫を申は内宮の臣なる故也
 第二に諸皇子第三中臣宮地連鳥萬呂謀大臣等四大臣引率服臣等云云とありしか
 れば鏡足公の内臣もおもひしるべし又此と名の間に内臣と有は官にあらぬか可考

此大華位と直冠位の考は吾 田安の仰にて記てまゐるなりこの事考るついでに古冠位をみな書出つ後いとま
 あらん時總て新古の配當をしるしなんとてなり

寶曆十年六月

眞胤

或説に直位八階は
 皆五位に當ると云
 は誤也天武より文
 武までの紀の所
 に色その外の所
 此中に四位五位こ
 もる事明らかし

古器考一卷寬延元年閏十月蒙
命十二月廿日錄上其半中間有
上野一品宮命急注御法服事是以不果至今年正月功始終謹錄上其餘卷

寬延己巳正月二十日

賀茂真淵上

延喜造酒司式云八
脚案又同式八足机
トモ註セリ

同卷東宮御元服條
云長二尺
同第九卷十一月十
一日小安殿條云置
御幣小机二脚ハ高
五寸許カクノ如
低キモアリ

案机

延喜式以下諸記ヲ通考スルニ別制アリトモ見ユ或同事ヲ五ニ稱セシモアリ異朝ニモ既ニ相混シタル處見ニタリ
五種和名抄云机唐韻云音與凡同和案屬也史記云持案進食唐式云行床牙脚今案行床者食床屬也牙又案ハ所稱イト廣
シテ案机ヲモ臺ト稱セル處アリ右ノ中一二ヲ左ニ舉

八足机

多ハ神祭ノ具或御元服ノ時御酒饌等ヲ置支アリ且其祭ニ與ル官人ノ饗ヲモ八足ニ置ト見タリ其制ハ江次第云
御元白木八足机一脚高貳尺廣一尺又云同机二脚各高貳尺五寸廣一尺五寸長二尺又云白木八足小机二脚高一尺五寸長一尺五寸カク大小アリ置
物本書ニ委シ其圖元文三年大嘗祭ニ被調ヲ以テ可准知仍左ニ圖但其神饌物ノ机凡五脚アリ二脚ノ同器ト

御手水之具

神饌

神饌

神饌



右外江次第 御元服條手洗具ニモ椽手洗巾等ヲ八足机ニ置又同記第七解祭條云御手水大床子南頭立白木机一脚
其上居白木手洗無手其南立白木二階机一脚其層敷調布其上居御巾入黒又置粉一坏入小下層置蘭履一足無裏云云其南立

上御手水机ニ机ト
云コハニハ案同物
ニ案トアレトモ同
更ナルコト明ケン

高机

白木八足机一脚居岳一口盛御此等ノ尺寸雖難知東宮御元服條云立白木案二脚各高一尺五寸長二尺二尺弘一尺三寸其上黒漆手洗椽各
一口コレヲ以テ可准知ナリ是亦案机同稱ト見エタリ
右ノ二階机ノ形ハ蓋シ厨子ノ如クシテ四方ニ壁板ナク又足ハ榻形敷類聚雜要抄ノ大饗ニ酒分所ニ二階榻ノ略圖
アリ江記ノ大饗條云二階白木机一脚トテ其置物雜要抄ニ同ケレハ依テ可知且榻足ナランハ右ノ圖ノ足兩ヘ下ノ
開テアルニ畢竟下ニ所圖机ノ中ノ板ヲ上下廣ク作りタル物ト覺ユレハ也且厨子亦多ハ榻足ナリ

置物机

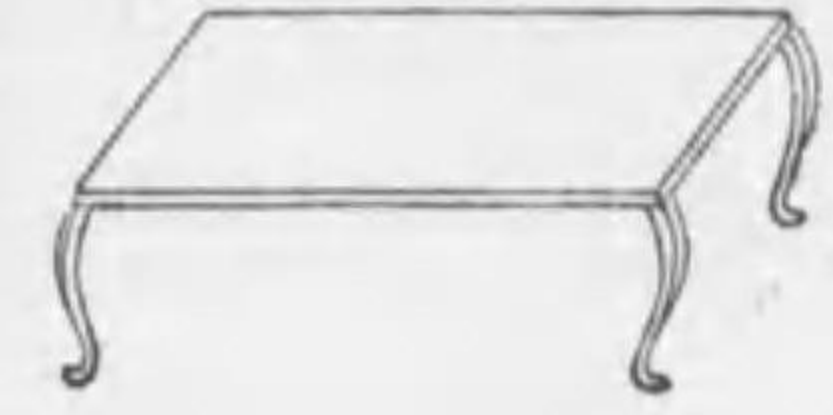
江次第四方拜條云平文高机二脚野宮傍注云平高輪也云云正月供御藥條云朱高机四脚延喜典藥寮式云漆案三脚トアル是ナルヘシ乞巧食條云朱漆
高机四脚コノ高サ内膳式三節供ノ下云高案一脚長三尺五寸廣一尺七寸高四尺コレヨリ高キモノ不見但同式ニ御盃ヲノセシム
ル高案ノ高ノ如シト見ユレトモ是ハ御厨所ノ器ニシテ法例トスヘカラス是ハ通例ニ殊敷同式祭ノ具條高案二脚
木工寮ト見エタルニ其木工寮ニ所擧ノ机案トモニ高三尺ト見エテソレヨリ高キハナシ然レハ通例三尺許ナルヲ
高机ト稱ナルヘシ又小机アルヘシ寸法右ノ八足ノ條ニ依レハ隨置物ナレハ意量テ可作歟

御椅子木工式高一尺三寸長二尺廣一尺五寸小椅子高一尺三寸長一尺五寸廣一尺三寸大床子四尺五寸廣二尺二寸長二尺
ノ左右ニ立ラレテ御御御重又ハ御琴ナトヲ被置ナリ江次第ニ依ニ平文ナト也又四角ニ垂總ト見エタリ定テ面ニ
錦綾等ヲ敷テ伏組アルヘシ
右ノ外臺盤ナトノ條ニ出セリ且足ハ多ハ牙像覺足榻足等ト見ユ近代所見ノ像左ニ圖

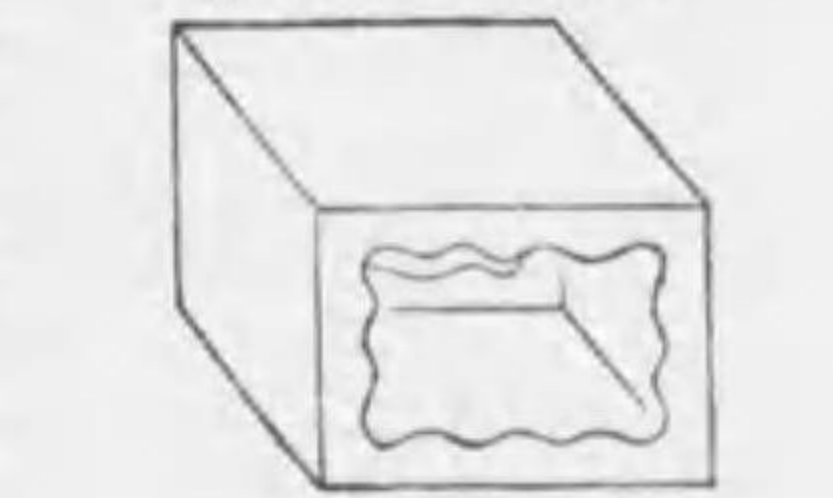
板ノ側或角丸ナルアリ
足形種々アルナリ



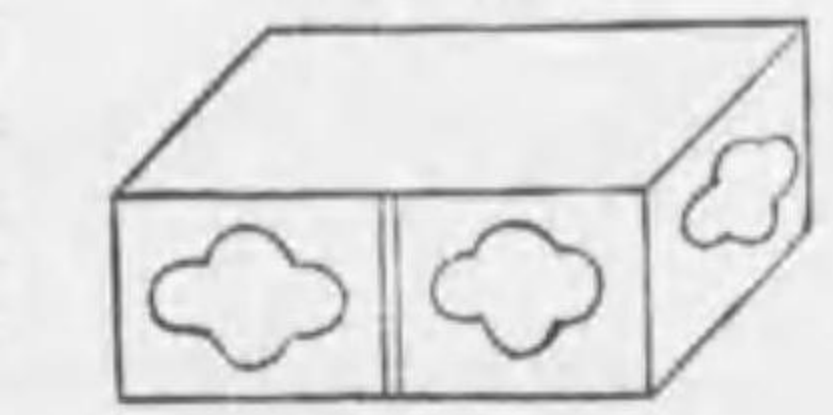
是ハ陽明家御
葛案也僕二脚
ナ見ル一脚ハ
朱漆長四尺一
黒漆長四尺一
廣一尺二寸餘
平日ノ書卓用
テ床子ニ被用
ナリ床子ニ被
ハ臺ヲ加フル
カ或ハ足ヲ其
タカナヒテ高
有ヘシ



古キ賭弓
圖ノ如ク
アリ今時
佛家ニ
ナノ向
アノ形
機ノ形
有ヘシ



長短ア
長六尺許
モア尺ハ
眞中ニハ
板ヲ殘シ
リテ兩端
リテ形ハ
アニシ



擇案御茶等ヲ擇テ
宜物ヲ置ク謂ナル
ヘシ他擇簡擇等ノ
如シ

案

大機ト通稱セリ其形ハ机ニ異ナラネトモ其物ニ付テ稱ナレタルアリ請印案御書案栞案中取案別脚案擇案等ノ
類ナリ此中ニ別脚擇ノ二案ハ式ニ多見タレ其形難知其外一二左ニ舉
立御書案置御注才經卷紙又點圖角筆等案面推紙江次第第十コノ案蓋前ニ圖セルカ如クナルヘシ但畫御座前立御
書案トアレハ高脚ナルヘシ

立白木案二脚 各高一尺五寸長 二尺弘一尺三寸 其上置手洗椀各一具白巾一條 長一尺コレ上ノ
十一月朔日旬云立案 案也 件案黒漆也高三尺長三尺廣一尺六寸其上置有宮 廣四寸長一尺二
研案木工式云大政大臣案 長四尺五寸廣一尺 左右大臣案 長三尺五寸廣一尺六寸 四位五位案 長三尺二寸廣一尺 各長功一人
コレハ假ニ作ラルヘシ然レハ足ノ様モ容易ナル更知ヘシ是ハ公事ノ時執筆アル料ト見ユレトモ他時ニモ位次ニ
從テ寸法アルヘキ物ハ是ニ准シ量ツヘキ歟
栞案木工式云以檜爲之長五尺三寸廣三尺四寸高二尺五寸長功三人云云江次第齋宮條云著直相殿云云兼居使以下

木工式 廣一尺三寸
一尺二寸六分
寸深二寸二分
功小半コレハ
ルトミユレハ
案總ハ四方ノ
ハ案ノ蓋板ノ
ト中ノ板ノ四
トニ打調ナル
トニ打調ナル

酒肴結黒木爲机 以楠木製付机 等脚編葉數面 作宮盛菓子酒肴典藥式云五月五日進萬蒲生蔣黒木案四脚 二脚供御二
斤云々 脚人給云云 苧六兩黒葛四

是ヲ以テ此案ノ様ハ明ケシ今時モ此案用ル神社アリ其足ヲ同黒木四本ヲ立テ半ト土居ニモ黒木ヲ黒葛ニテ結テ
堅メタリ面モ栞ヲ黒葛シテ並ヘアミ付タリ檜葉ハ苧シテ結付ク但萬蒲案ハ檜葉ハ不付ナルヘシ
表文前案江次第々十一月朔日旬云厨家進函并華足高机一脚 廣三尺五分長一尺二寸六分加牙爲足也 有華足廣六寸五
分長一尺四寸高一寸五分其案以檜木作之取色濱椿高二尺八寸長二尺八寸廣一尺八寸榻足作之有牙爲四方丸緒有
總四角二重打臂金其案面延久以東京錦張之有伏 華足上有數物用同錦宮立折立用同錦永承五年以紺地小文錦用之
長元四年亦同正曆四年案面用綺天延二年用東京錦○案面用綺 加華足シテ泰ルト見ユ
牙牀案内藏式云御櫛三百六十六枚云々每十枚分爲一疊 裝以白紙 十疊盛御宮納漆櫃 數白 安漆牙牀案 覆以黃表帛裏
云々東京宮ヘハ置高案トアリ 盛敷物 次ノ御靴鞋等ヲ進ルニモ案漆牙牀案 盛敷等ハ 牙牀案ノ形今案内匠式云厨
子一基 高四尺長五尺廣二尺 子 高四尺長五尺廣二尺 子 高四尺長五尺廣二尺 子 高四尺長五尺廣二尺 子 高四尺長五尺廣二尺
食案如是稱セル物未見之大膳式祭神條ニ饌案ト云アリ神饌或ハ所司ノ饌ヲ盛ト見エタレハ是歟云饌案六脚覆敷
料曝布十二條 覆長各六尺 敷長各五尺

内膳式案十脚ノ中盛御膳料アリ是歟但此案ハ御膳ヲ厨所ニ居置料ニテ所謂臺盤ノ更ニハアラス
臺舞臺河竹一鏡一燈一等ハ樓臺ノ形ナレハ別事ニテ案机ノ類ニ必臺ト稱セルモノ酒臺經臺等一二アリ圖書寮式
云經臺ニハ必臺ト云テ脚ト不云ハ其形無脚モノ歟此等ノ外概案机通シテ稱ナリ
元日宴會云殿東軒廊安殿上ノ酒臺西第一間第一柱南砌上鋪毯代一枚其上立案 重朝 其上鋪紺布立胡瓶二口 西向近
一口金銅風瓶 又次下ニモ承明門内云々立五尺櫃云々鋪蘆蓆一枚其上立案 有臺覆紺布 其上立胡瓶二口云々又七日
也其東立櫃

節ニモ同之コレハ造酒式諸節雜給酒器條云平文胡瓶六口並居著明中經コレニ似テ酒器ヲ撈置ル案ヲ惣テ稱セルトモ見ユ然レトモ江記園韓神祭條云造酒司獻盃佐置盃於酒臺獻上卿令弁並五位云々コノ酒臺ハ上ニ所擧饌器ノ酒臺ニヤト見ユ猶可考也サテ案ニ帽額ノ懸ルハコノ更ノミ歟

中取案は和名抄云唐韻云案音豫今案俗所昇食器也コレハ内膳式ニ委シ江次第大饗ノ條ニハ祿綿ヲモ積ト見エタリ且同記云新骨立臺其良如積神座云々同大饗頭書云中取其軀似案有二層ト木工寮式云中取案長九尺廣一尺八寸高一尺九寸厚一寸分長功一人云々無手中取案長八尺廣一尺八寸厚一寸長功一人云々板蓋徑二尺長功六枚云々コノ高ノ寸ニ依レハ有二層ト云モ疑ハシ又長功一人トアレハ最容易ニ作ト見ユ又造酒式新骨直相具云中取案六脚小楮十二擔中取案コノ高欄居物ノ類落サラン構ナルヘシ然レハ其物調セル所ヨリ饌物等ヲ居テ其場ヘ昇テ行料案ニテ御前ヘ出ルニアラス又厨所ノ料ニモアラネハ中取ト云ニヤ右ニ其良如中取ト註シタレハ一躰ナル案ナルヘシ且高欄ニ楮ヲ用ルハ神事ノ料ノミナルヘシ他ニ料ノ楮ヲ不注ナリ

圓臺 江次第御齋會云陣官居肴物用府圓臺カクモ云トモ右ノ圖書式云經臺二十五基赤漆鶯足圓机四脚花瓶コノ外ニモ火爐花瓶等ノ臺ハ圓臺ト見エタリ御即位料ノ圖ノ火爐并臺左ニ圖ス



白銅以銀鍍之其足有六每足間有鉤其鉤自獅子頭口重之
火爐五斗納許其鉢圓無定形首有穴如竈
臺高五尺五寸弘三尺黑漆丸机鶯足鉢一
(高八寸徑二尺三寸) 鉢鉢(高八寸徑二
尺一寸) 内匠寮式曰整立南庭白銀大銅
大火爐二口(備臺入鐵火袋) 中階以南
相去十尺東西之間相去六尺

是ヲ以テ見レハ類聚雜要抄ノ唐匣等ノ臺共ニ圓机ト稱スヘシ花瓶等ニ圓机ヲ用レハ惣テ圓器ヲ居ルニハ圓臺ヲ用ル例ナルヘシ

臺盤 繫ト通ス臺盤ト稱スル時ハ盤ハ春盤禮盤ノ盤ニ同ク即臺ノ義ナリサテ凡饗饌ノ机ノ稱ナリ和名抄云唐式云大盤本朝式云朱漆臺盤黑漆臺盤コレ盤繫通シテ云リ江次第中和院神今食條云設小忌親王以下弁以上座コノ次親王及參議ノ下云以上弁少納言公卿座末絕席對座以大盤外記史ノ下ニモ以大盤コノ机ハ赤木黒木ニ當リ大盤ハ朴木ノ長机ニ當ル歟是ニ大盤ト云ハ後代臺盤ト大繫トハ別稱トナレルナルヘシ延喜内匠式朱漆云臺盤一面長八尺廣三尺云云臺盤一面長四尺廣三尺云云内膳式ヲ案スルニ朱漆四面非常料二黒漆二面常料金銀朱漆壳雜器モ漆也又云八尺臺盤一脚長七尺六分廣二尺五寸云云四尺臺盤一脚長三尺二寸廣二尺三寸齋院料云臺盤三面各三尺初二案セシニハ右ニ稱臺盤ニ高サヲ不註然レハ只板ノ如クナルニ別ニ有脚臺ヲ加フルナルヘシ故稱臺盤者尺寸狭キナリ但料ノ漆功程等モ臺盤ニハ多分ニシテ其臺ニハ少キハ臺盤ハ朱ナリ臺ハ黒クテ注ニ無所塗モ危密アルヘク且臺ハ上ニ不蓋幅板シテ桁ニ脚ヲ著ル歟故ニ所塗ノ功程等モ少キナルヘシ所謂懸盤是ニ准江次第立后條云供大床子前御臺盤有臺コノ次ニモ御臺盤加ト見ユ又立太子條云供御膳臺盤不加臺殿コレニ依ハ臺盤本ヨリ脚アリト見タリ何者案木工式大小椅子大小床子並高五尺三寸ナリ其前ニ高五尺五寸五分ノ臺アル臺盤ヲ立テハ甚低ケレハ也立太子ニ不加臺ハ幼猶臺盤ニ高サヲ不注如何其臺ノ尺ノ狭キハ臺盤ノ脚ハ蓋板ヨリ内ニ入テ付ル故歟容易ニ不得弁ナリ今時臺盤所ニ被立モ朱漆ニテ凡尺寸右ノ如シ足ハ所謂牙像ナリト云ヘリ

江次第大臣大饗條云藤氏一大臣用朱器臺盤コノ條細書云藤氏長者朱器臺盤閑院左大臣冬嗣公御物在勸學院長者初任之時渡之正月大饗用此器也自餘大臣大饗用赤木黒柿机樣器等初任大饗於底行之每年大饗於母屋行之
同記大將大饗云朱木机參議以上黒木机殿上人等朴木机將監將曹等ト見エ赤木ハ蘇芳木朴木ハ厚朴ナルヘシ何者此條下ニ瓶子等ヲ置ニハ白木机ト有ハ朴ハ厚朴

ナル豪盤尺寸既下ノ盤ニモ皆四尺八尺ト江次第所々ニ見エタリ又三尺ナルアリ是ハ酒瓶等ヲ置料ナリ又小豪盤
 へシ同記正御藥條云後取飲畢以坏出於殿上置於小豪盤下或置侍臣豪盤傍注(野宮)云小豪盤
 榮花物語抄八卷此抄所々有御圖每圖合古攝政殿大豪盤アリ木綿其尊者前切机公卿前長机モ足ハ直下ニ圖シタ
 ルニ主人ト覺シキ前ニハ足形異ナリ主ハ攝政ナレハ獨朱器豪盤ナルヘシ凡貢主ノ禮等太政大臣攝政關白ハ各別
 ナル支江次第大豪盤ニ見レハ也其机圖左ニアリ



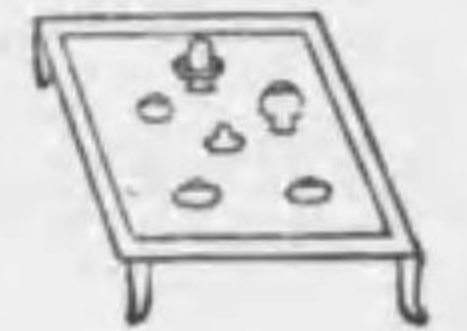
江次第忌火御飯平且供之内膳司御臺
 盤供之御膳等盛土器先四種酢酒醬
 次供御盤有足居御菜四種薄餅干和布
 御汁一坏云云食給之三箸云云
 西宮抄進物所例云六月一日平且供忌
 火御膳四種御器御茶用土器御盤四
 種云云干物御飯片盤
 如此ナレハ古世非常ノ豪盤ヲ採用
 タルナルヘシ此圖足形等不審御儀
 物ハ古來ノ如シ



懸盤

後ニ考ルニ古畫ニ
 見ユル懸盤ノ足ハ
 直ニ立タリ三盤ヲ
 並フモ一盤ノ如
 シ是折敷高坏三木
 ヲ並ヘテ相似テ古
 ナリ今ハ足ニ外ハ
 ハリタル形アレハ
 並ヘタル時不古
 制ヲ失ヘルモノ也
 後考ルニ生脚付臺
 ヲ作テ其一盤ニ懸
 加フル故ニ懸盤ノ
 名ハ有也ケリ

榮花物語初花卷后宮
 御産の條云御前の物沈のかけはん白かねの御さらともなと云云又江次第攝政關白家子書始云居儀
 公卿朱漆高坏攝政料四本大臣料三本一本葉
 子立後納言以下二本殿上人懸盤兼居之コレ后宮ニ進ルヲ見レハ貴ヲ殿上人
 ニコト別テ居ラルニ依レハ卑器ニ似タリ后宮モ儀式ノ御膳ハ豪盤ナレハ是ハ内々ノ器ナルヘシ其形知カクシ但
 後世所謂懸盤ハ方一尺七八寸許ニテ足ハ鷲形ナリ是ヲ以テ案ルニ右ニ引榮花物語廿四女房局ニ
 テ物食フコトアル所ニ如此圖アリ蓋是カケハン賦然レハ今ノ懸盤ハ古ヘノマ、ナルヘシサテ
 是ヲ懸盤ト稱セルハ未詳今案ルニ延喜木工式案ノ中ニ懸案 長五尺八寸廣一尺八寸高三 加切板二
 枚 各長三尺廣 一尺八寸 トアリ是膳具トハ不見トモ脚ヲ作テ蓋板ヲ別ニ懸加ル故ノ名ナルヘシ然ラハ懸
 盤モ古ハ板ヲ別ニ加ル故ノ名ナルヘシ凡ソ物ニ懸子箱アリ懸硯箱アリ共ニ別ニ懸加フルユエノ名ナリ今時ハ直
 ニ足ヲ付ルハ惣テノ物便利ニ移リテサコソナリタレ近頃衝重ノ御考モコレニ依ルニ彌信シ奉ルナリ



折敷高坏

コレハ高坏ノ上ニ折敷ヲ居其折敷ニ物ヲ盛或ハ盤物等ヲ置ナリ
 江次第拜屬平條云座前机燒香置華燃燈件燈机上更又兼折
 同供立春水條云土高坏上置折敷押紙 大土器盛立春水居折敷供之陪膳居之於高坏上一度御飲畢撤之
 同大饗云居穩座酒肴 各折敷三
 同賀茂祭云居公卿肴物 人別三本土高
 同釋奠云寮官居聰明以折敷高坏等羞公卿 午居高坏居豪盤上或留高坏
 亦用折敷弁以下料居豪盤
 今昔物語藤原家高藤公ノ少年ノ時南山階ノ郡領力家ニ狩ノ雨ヤトリシ給ヘルニ出シタル物ニ云若キ女云云扇ヲ

指隠シテ片手ニ高坏ヲ取テ出来云云高坏折敷ヲ居テ坏ニ箸ヲ置テ持來ル也前ニ置テ返リ入ヌ其後云々折敷ニ物共ヲ居テ持來タリ云々見レハ編ヲシテ小大根蛇干鳥ナトヲ持參タル也ケリ
 榮花物語御賀 夜に入て御かはらけまいる所に



如此アリ即高坏ノ上ニ折敷ヲ居テソレニ蓋ヲ置タル形ト見エタリ
 右ノ條々ヲ以テ明ラカナリ今時折敷ノ下ニ折櫃ヲトチ付タルヲ折敷高坏ト稱セルハ非ナリ右ニ折敷高坏ト上ニ云テ下ニ高坏ト折敷ト別ナルヲ注セシニテ知ヘキナリ

且類聚雜要抄御齒固六本立ノ條用度ニ折敷十八枚日別土高坏十八本同云々トアルヲモ參考スヘシ

又江次第釋食云木工寮官人置紙筆參議以上料盛折敷高坏自餘折敷置大盤上往年臺盤下近代不然 又云書題盛折敷上挿笏持參獻上卿披閱畢取副題於笏揖博士取空折敷復本座

同灌佛條云立御布施札於廂南第二間中央 紙廿帖不異積於柳宮蓋居土高坏 如是文ノ題書ヲ盛折敷紙ヲ盛タル柳宮ヲモ居高坏コトアリ

折敷

或ハ胡粉ヲ塗雲母ヲ引テ其後繪ヲカキ或ハ沈ヲ以テ作又白木ナルモアリ且面ニ綾絹等ヲ押下ニ折敷ヲ敷或ハ臺盤机等ニ載高坏居或ハ席ニモ置コトアリ諸記ニ見エテ無疑

多加須伎并衝重

大嘗祭式云多加須伎八十枚 高五寸五分口徑七寸無蓋折足四所別盛隱岐鯉 並居葉椀久善 覆以笠形葉盤比良豆 以木綿結垂裝飾比良須伎八十枚 高及口徑裝飾與多加須伎同但 案ルニコノ高須伎ハ土高坏ト對シタル物ニテ木高ツキナルヘシ此下ニ等呂須伎十六口 口別酒 コレ土器ニテモ須伎ト云タレハ須伎ハ都伎ト通韻ナルヲ知ナリ 坏ヲツキト云モ昔便ニシテ古名ハ須

後案折足ハ今ノ三
 方ノ足ノ如ク歟
 又後案
 衝重ノ最初ハ坏
 ニ折敷重レハ今云
 フシキト思ヒカ
 タシキト思ヒカ
 名ニヤト思フナリ
 折敷高坏ハ今出
 シ今案ルモ衝重
 折敷高坏ハ今出
 ケレハ前案ハ皆
 カリソメニ折敷
 タル名ナリケリ

伎歟古書ニ都伎ト書タサテ後ニ衝重ト云物ハ此本ノ都伎ノ上ニ折敷ヲ重ルカ名ナル歟都伎ヲ下ノ語ニ云續ル時ハル假字書ナレハナリ
 都伊ト云コト築垣續松等ノ如シ 右ニ折足ト云ハ今ノ鐵足ノ如ク足不折ト云ハ今ノ足訂ト云ニ似タル歟サレトモ比良須伎ト云義ハ未詳又此二物江次第ノ同祭ニモ見エタリ平時ニハ不見ヲ思ヘハ後ニ轉シ移レ

衝重

右ハ僕 先ニ所案ノ旨ナレハ注シ侍リ後御考ヲ奉見ニ其據最灼然ナリ且衝重ノ名ノ起ルコトモ亦據アリテ取アヘス假リソメノ義ト承ル實サソ侍ルヘシ今時山城大和人アカラサマニ物ニ行テ來ルヲカイ行ソツイ行テ來ランナトノ語是也サレハコソ三位以上ニ不用 江記ニ公卿ノ前ニ衝重用タルモアレ 四位以下賤官マテノ料トスルナルヘシソレニ付テ折櫃ノ上ニ折敷重ネタルハ古今著聞集云建長五年正月廿六日院御所にて御遊有けり夜更テ折櫃の上ニ折敷を置てけつりひをすゑて公卿の前におかれけり院には御臺の上にてを供せられける 是又カリソメノ是ニ此時ハ既ニ衝重ヲ一物ト成テ後ナレハ折櫃重タルヲ希有トシテ記シタルナルヘシ 衝重ノ名延喜式ニ不見ナトニテ臺ノ義ナレハ此中ニ不入 又盤架 字通用

内匠式供御 銀器條云盤一口 徑七寸 料銀大十四兩 輻二 漆器條云盤一口 徑八寸 又同漆器條云花盤一口 徑九寸 盤一口

御膳云云入辛櫃五合 具獻物 唐菓子十五坏本菓子十五坏干物卅坏次又卅坏云云以上華盤盛之共華盤廣八寸高八寸例一尺盤也而八寸作之可爲違例 有染色 コノ有染色ト云ニ依レハ此時ノ華盤ハ又所々色ヲ施テ如花ナセルナルヘシ 是亦違 且殊更ニ無華形ト云タルヲ思フニ花ノ形ニ盤ノ端ヲナセリト知ラル然ラハ鏡ノ菱花ナトノ如クナルヘシ又華盤モ大小アルコト右ニ見エタリ

又江記元日安云立朱臺盤五脚辨備饗饌 近例立四尺四脚八尺一聞四第一臺盤八尺并親王料第二三四脚料八尺參議料其脚物者以七寸朱漆盤盛菓子每四尺臺盤六坏八尺云々十二坏菓子唐菓子二坏加久繩

一坏備細結時(各一坏)大柑子一坏廿粟一坏十柿一坏或依當時所在其南北以上器居腹亦切并壁等者所謂中器物ニテ七寸ノ盤ヲ用ルト見エタリ

右徑ヲ注シテ深ヲ不注トモ他ヲ推テ知ヘキナリ何者内匠式云窪坏一口徑五寸深一
寸五分ナレハ只盤ト稱セルカ最淺キ支准テ可知ナリ
料漆七寸拂墨二寸又盤一口

大盤中盤ノ支遣酒式諸節供御酒器ノ中云朱漆大盤一枚同中盤一枚云々内膳式料理具ニ陶大盤十九口或大盤八口等所々ニ見エタレトモ尺寸不注ナリ仍テ案ルニ内匠式ノ朱器ノ蓋ノ下ニ盤一口徑八寸料漆一合一寸云々同一口徑七寸料漆一合一寸云々同一口徑六寸料漆七寸云々是同ク大中小盤ノ支ト見ユレハ大ハ八寸中ハ七寸小ハ六寸ナルヲ云歟江次第五月云入神明白散於金銅小器居中盤尙侍勤樂入御盡此外所々ニ出タル皆居物器ナリ其形無足シテ丸キ也右大嘗祭ノ圖ニ見ユ

蓋トスル盤アリ大嘗式云葉椀久善覆以笠形盤比良豆コノ笠形似笠形コノ笠形如是歟古畫ノ笠形コノ圖ヨリモ少シ深キモ見ユレトモ右ニ比良豆トアルヲ參考トスレハ也後世ノ飯汁等ノ椀ノ蓋ヲ俗ニ加佐ト云モコノ義ナル下居盤アリ内匠式云白銅杓一柄加造酒式云窪坏九口加同云朱漆椀四口此外數フヘカラス但是ハ右ノ大中小盤ニ同シキナルヘシ

水盤 内膳式云水盤百廿口料理所雜用科木 工寮每年所通此外料理具ニ洗盤麻筒盤類多シ又江記元日宴云北臺盤西頭置水盤并黒漆炭取火爐等近例コレハ温酒料ノ火爐ナレハ器ヲ洗料歟或備火歟未詳

木盤 内匠式云木盤一百二十口コノ外木工式ニ白或水磨等ニ覆口以白木盤トス且轆轤物ノ條ニ木盤アルハ則是ナ分盤 江記掣取條云供飯居中盤居 第二臺南陪膳分盛於分器居第一臺云云

下食盤 内匠式云朱漆下食盤十枚各方一 尺七寸料漆五升コレハ木器折櫃ナリノ形ナルヘシ方トアレハ也凡銀漆瓦土陶木器ノ盤坏ノ類ニ古ヘ方ナルハ无ト見エテ多ハ轆轤ノ夏式ニ見エタリ只此下食器ノミシカ也又典藥式正月御藥條

ニハ朱漆下食盤八合徑八寸トノミアリ是ハ丸盤歟

盃蓋

凡盃蓋ノ字ハ金玉通用セリ内匠式ニ金銀朱漆御坏トモ書タレハ也又和名抄或典藥式注ニ兼名苑ヲ引テ蓋ハ盃之最小者ト注シタレトモ式以下諸書ニ大小通シテ用來レリ

内匠式云蓋一口徑五寸料漆一合七寸深ハ此下云蓋一口徑五寸料漆六寸是ハ淺盤ナレハ同寸ニテ漆少シ是ヲ以蓋ノ深ヲ知ヘシ但蓋ハ尻居アレハ漆最少キナリ

蓋蓋并臺

同銀器條云蓋一口受三合 加蓋整又云銀蓋一合造酒式云酒蓋二合加又云酒坏五合備コレ等ハ皆蓋并盤或ハ臺ヲ加フルナリ又式ノ釋奠條云蓋十口盤十口是ハ蓋ナキヲシレリ此盤ハ所謂蓋ノ佐良ナリ寸法ハ右朱漆ノ條ニ一口徑八寸一口同七寸一口同六寸一口同五寸ト見エタリ蓋ノ寸ハ別ナシ又銀器ノ下ニハ盤一口徑七寸料銀大十四兩云酒臺一口高六寸三 分廣六寸料銀大一斤四兩轆轤一人内匠式ニコノ次ニ蓋ヲ舉タレハ蓋臺ナリ江記國韓神祭云佑置蓋於酒臺歟

上卿江記御元服條云白木八足机一脚其上置陶器御盃一口口徑四寸 蓋并盤等又同記石清水臨時祭給舞人云公卿著垣下座如前云云立挿頭華臺立長檮 置螺盃銅蓋 蓋在臺上藏人取之重坏料圓座云々舞人座二所云々給重盃五重許五重許近代四重三 云云此頭注云延喜三十一廿加五獻後夜久螺轆通使記第十云立挿頭華結蓋爲臺 蓋之云云次安螺坏銅蓋銅臺上重螺坏云云次賜重坏云々此重坏ノ形未詳若今時大嘗祭神獻ノ土器ノ如キ歟圖上ニ舉

椀

スヤキト云ル如ク
ヨク焼堅メタルヲ
云ナラシメテ様器
ハ白クモ薄キモ付
ルカ施シ難カラン
ナト施シ難カラン
然レハ其器ヲ即
色トリテ様器トハ
スルナラン前ニ
カクナラント云
シハ誤レルナリ
中器也作角者借
抄母屋大饗様器同
後案故更談云龜甲
御占ニハ春日南室
町西角御坐スル
ヲハフトノ社ヲ此
神ト申件ノ社ヲ此
占ノ時ハ奉念云
依之ハ今京ヨリア
スル春日地ヨリ出
ス器ナルヘシ深
也神亦九條ノウチ

リ其物ノ本ヲモ其物ノ如クナル義ヲモ本様ト云コト令式等ニ多シ
江次第東宮御元服云々坊司弁備饗饗中角物十二前饗廿四前用様器其色白中角物十二前云云件盤廣四寸 饗廿四前
以上廣四寸窪坏物二前箸臺一廣三寸盤置 追物二種 小鳥螺辛螺 汁餅汁餚 粉熟飯碗器
同記云 新任 庶敷實德其上立机 尊者料二脚云々太政
同記云 大臣大饗云朱器臺坏云々在勸學院長者初任之時渡之正月大饗用之也自餘大臣大饗用赤木黒柿机様器等初
任大饗庇行之每年大饗母屋行云云

右様器ノ傍注野云燒土所作出深草トアレトモ類聚雜要抄云進物八種 様器 御酒杯 例深神土 云云又云 仁和寺云
々以上様器小春日酒器例器也コノ例器ハ深神土器ナリ然レハ様器ヲ深神土器ト云ハ誤リニテ別ニ春日ト云地
ヨリ出ス陶器ナルヘシ深神ニ對シテ云ヘハ也サレト春日ヨリハ土器ヲモ出スナルヘシ右同抄五動雜物解云土
器 小春日ニテサ小盤二百酒器ト注シタリ
大炊式ニ土塊又甕形ト云ル多キ中ニ春日祭條云土塊十合甕形一百口 已上令大 土アルモ様器土器ナルヘシ且甕形
ノ字金ニ從ヘルモ銀甕ニ摸シタル據ナリ今昔物語第廿八 越前守爲盛家へ六衛 云中机二三向座ニ立テ居ル物ヲ見
レハ鹽辛キ千タル鯛ト云云菓子ニハ吉熟タル李ノ紫色ナルヲ大ナル春日器ニ十許ツ、盛タリ大ナル坏ノ窪ヤカ
ナルヲ二ツ各折敷ニ居テ侍二人捧テ持來云云 是等ノ外ニ多クハ春
日器ノコト見當ラス

銚子

其形類聚雜要抄ニ圖セルカ如クシテ他ノ像ナキナルヘシ但雜要抄ニハ片口ナレトモ右ニ引タル榮花物語卷ニ兩
口ノ圖アリ又同抄調度ノ中ニ鉄策ノ銚子圖兩口ナリ且古今著聞集 小野ノ皇太后宮ノ御許へ 云御車を橋隱の間にさ
し寄テ御坐ければみきをなんすゝめ奉られける朽葉のかさみきたる童二人ひとり沈の折敷に玉の盃銀のさら

元和ハ唐十二世蓋
宗ノ年号大和ハ十
五世文宗ノ年号ナ

に金の橋一ふさをもちたるを持たりけり一人は片口の銚子に酒を入れて持たり云云コレ等ヲ案ルニ本兩口ナル
モ有ルユエ更ニ片口銚子トハ記シタルヘシ然トモ兩口ハ何ノ用ニヤ據アルヘケレトモ未知之後世ノ所爲トオホ
シ頃日和爾雅 貝原篤ヲ見ルニ云注子 銅銚ト云 偏提何稍注子其形若盤而蓋柄皆具大和九年後乃去柄安糸目之曰偏提
來皇朝ヘハ最後代渡リタル更知ルヘシ按造酒式神祭ニハ瓶ニ甕ヲ用供御等ニハ金銀銅ノ杓ヲ用テ銚子不見 今昔
第廿四ニ伊勢御息所ノ許ヘ伊衡ノ勅使ニテ行レシ時銚子モテ酒進メタ 但タマノ提壺ト云アリ温酒ヲ入テ杓シテ酌ト
ル更アリ然トモ後ノ作ナレハ後ノ様ヲ以テ書タルヘシ證トスヘカラス
ルヘシ江次第釋奠云金銅杓二柄白銅提壺二口瓶子二子トモ見エタレトモ猶榮花物語ノ比兩口ナル圖ハ有マシキ
更敷又柄上ニ鳥形ヲ付ル更後來マテモ有敷京ニテサル形有銚子ヲ見ツト云人アリ重キ物ナレハ指ノカ、リテ握
ニ利アラシ料ニテ是ナルコト也後世ハ此鳥形ナキ故ニ柄ヲ紙マキシテ持ナルヘシ
江次第御齒固條云供御料酒 御銚子有蓋擊子御樂上 云云又其一獻ノ處頭書云 第一女官御酒邊第二女官御銚子居金銅輪コ
ノ外此記ニハ所々ニアリ

御湯銚子


又小銚子トテ常ヨリ小ナルアルナルヘシ古今著聞集人麻呂影供條云俊賴朝臣座を立て影の前にすゝむ顯輔盃を
取テ人麻呂の前におく道經小銚子を取テ盃に入れて机の上におくト云々
是ハ類聚雜要抄ノ外ニ未見之ニ銚子トアレハ酒銚子ニ異ナルコト無ナルヘシ但同抄ノ水ハ片口ノ提ニ入タリ其
上他書ニモ水ナトノ類ハ提ニ入タルコトニ見ユレハ右ノ銚ハ提字ノ書誤ナルヘク覺ユ
箸ヒ並箸ヒ臺

内匠式云銀箸三具 各長八寸四分 料銀小十二兩長功三人同云白銅箸四具 人給
類聚雜要抄藥宮ノ下ノ箸ノ寸モ長八寸四分一雙ノ單功三足 式箸三具ニテ 銀四兩各二兩トアリ 一及四兩式ノ三
短功六人也 具十二兩二合 是

ハ式ト同シ且式ハ餘料ノ箸ナレハ共ニ無別支可知
又雜要抄箸ノ圖ノ下ニ注云ツホニ花形ト然レハ前ノ方ハ細ク丸ク本ノ端ニ花形アルヘシ
如此モノ今時モアリ

又江次第御齒固條云供御臺二本一御臺有箸臺 土器木箸一雙コノ外木箸ヲ供コト式以下多ク見ユ儀式ノ御膳ニハ御箸ヲ折コト
常ナリ寸法蓋銀箸ニ同カルヘシ又大膳式竹箸數多出タリ祭神ノ時官人ノ料ナリ且古ノ饗或ハ酒肴ナトノ時モ先箸ヲ臺ニ置
テ臺盤或ハ折敷ナトニテモ第一ニ居其後饗ヲ居ル例アリ

内匠式云銀ヒ二柄料銀小 同 朱漆 云下食盤十枚白銅箸四具同ヒ八柄同約二柄人給コレ供御ハ銀器人給ハ白銅ナ
リ

又江次第天皇御元服條云白木八足机三脚一脚寸法者其上置陶器御盃一口寸法白木ヒ一枚脚長一尺餘許柄有曾利件
七頭小形如何酌子也而如
飯コレハ柳ノ木ヲ以テ作ルナリ次下又云柳白木ヒ云々又他條ニモ見タリ但案太政大臣執坏酌體加ヒト注シ又皇
帝以ヒ祭體建ヒ置坏於簀薦東ト見エタレハ鋤體ヒナリ即右ヲ細書ニ依ニ形  如此ナルヘシ雜要抄
藥又香

ノヒ椿葉ノ如キト藥葉ノ如キト圖アリ今ヲ以テ見ルニ藥種ヲ調合シ又淺キ器ナトノ物ヲ調ニハ椿葉形ナル便ナリ酒藥水或飯
ヲ盛ナトニハ如葵丸椀ナル便ナリ右ニ云フ以ヒ祭體料ナレハ丸椀ナルヘク覺ユ且淺キ器中ノ物ヲ扱フ料ニハイヨノ柄ヲ曲
キナルヘ 又椿葉ノ如ノヒハ面小窪裏ニ小峯ヲナス通例ト見エテ雜要抄大饗藥香等ノ料ノヒ皆同シ尺寸變机ナルハ
長大左右邊キ所ノ餘 藥香等ノ具ハ短小ナル支同抄ニ寸法アリ

典藥式元日白散一劑後且以温酒服五分云云又云他人有得病者便温酒服方寸又度嶂散一劑云々平且以温酒
服一錢ヒ云云 江次第正月御
藥條云本方云以温酒服一錢ヒ又云供御銀匙本方五分 居馬頭盤又居コレ等ヲ算法シテ考ヘハヒノ窪大丸等ノ大キサ
モ明ラカニ見ユヘシ

箸臺

内匠式云銀箸臺二口料銀小四十八兩江次第ニモ多ク見ユ江記ハ馬頭盤ト云リ盤ノ兩端ヲ折立カレハ
馬頭形ニ似タレハナリ又同記東宮御
元服條ニハ朱漆馬頭盤有銀箸 七等モアリ土器最多寸法ハ類聚雜要抄口徑五寸ト見タル如他モ同寸ト見エタリ圖モ
同抄ニ見ユ又同記掣取條云箸臺云々件箸臺多作鶴形云々此傍注云類聚雜要ニ見ト案ルニ藥宮ノ條ニアル銀洲濱
上置雙雀架之箸圖アリコレナルヘシ

屯食

或人云物ニ包タル飯也ト是ハ大膳式松尾祭雜給料ノ中ニ云柏三十俵俵飯 又大炊式ニモ同祭云雲飯百廿口料一石
五斗云云コレ一口ノ料一升二合余ニ當リ是ヲ柏以テ屯裝セル物歟ト思ヒツルヲ後ニ或春日詣ノ記ヲ見ルニ屯食
ト墨飯ヲ並ヘ舉タレハ必ス右ノ義ニハアラス又江次第東宮御元服條云屯食百具或八十具 開長樂永安門運入立之
分東西云云東五十具云々或七十具立 前立後 西方五十具准 又源氏物語抄源氏君元服 所々變ノ注 云穀倉院屯食五十具或
廿五具云 雜要抄屯食十五
具是ハ其下文蓋脫文カク皆具ト云ヒ且右ノ條ニ前ニ立後ニ立ナト云サマ先ニ衝重ノ御考ノ次テニカリソメノ様ニ
誤字アリ州カヲシ 注サシメテ下賜レル後世華足ト云ヤウノ物ニ物盛タル古畫ノ圖是ニヤト仰ラレシ實ニシカコソ有コトナラント
此日ニ至テ思ヒ奉レリ猶此夏ハ據考テソ申シ奉ン

又荒ト云ハ俗ニ散シ飯ト云如ク歟盛ト云ハ諸記ニ云フ高盛大盛ナトニテ堅メテ盛タルヲ云歟是亦定説ヲ得カタ
シ

兩面
和名抄錦ノ類ニ入テ兩面錦トテ錦ノ最末ニ入タリ江次第ニモ兩面錦トモ注セリ
織部式亦錦類ノ 云穀皮兩面一疋云々又云一窠二窠並小花等兩面一疋料絲各六斤八兩功程同敷 コノ穀皮ハ未詳小
古器考

三代實錄卷四僧尼
云云六百人
九千六百七十人
淳和六年七月
修驗三十二人
斛鹽三萬五千
十一合萬六千
飯一合萬六千
三十枚海藻三
十二萬五千斤
ニ屯食ト云歟

花兩面ハ據アリ御即位裝束圖ノ中ニ



蘇芳袋錦 當時兩面
按兵庫式紫
帛也蓋其後
用蘇芳後代
用兩面



大刀
兩面袋
御宮十六合
八合大藏省右
八合內藏省左
內藏式元正節威儀
條云允屬各一人半
藏部八人懸頸抱胸
列左威儀(藏部著
當色揚宮納錦囊)

右三種ニ兩面袋ト注シテ其紋様同シキニ依ニ織部式ニ所謂小花ノ紋是也今俗花且當時ノ疊縁ニ兩面縁ト云ヲハ疊ノ手人ナトハ龍皮縁ト云ト云リ其龍皮ト云ヲ見レハ紅地黃紋ニテ地ハ縹縹錦ト同シ紋所謂花菱也



紋ノ大サ如此

此紋右ノ弓袋等ノ紋ニ同ケレハ是即兩面錦也其一窠ニ窠ナトノ紋ハ後世不傳歟アレトモ見シラヌニモ侍ルヘン又疊手人ノ龍皮ト云ハ若ハ彼ノ殼皮ノ皮ト兩面ノ兩トノ二ツニ唱ヘタルモノ歟(若又疊縁ノ龍皮(或作疊今作疊)且是ヲ兩面錦ト名付タル意ハ未詳若凡ノ錦ハ裏縁浮起テアルニ北錦ハ裏モ甚不亂ニ依テ云歟今右ノ龍皮ヲ見ニ要細ヨリハ二色毬代

兩面錦ヲ諸記兩面トノミ注セルコト常ナリ假令造酒式云兩面袋二條云云以著論裏(口壺料)

江次第小朝拜條云撤畫御座鋪二色毬代四角置立殿上御倚子野宮コノ傍注云二色毬者爲筵布設之朱紫二色以絹爲之前調今案此註甚訛也先毬代ハ錦綾交布トハアレト絹ト云コトナシサテ江記中ニ數多所見ニタル中ニ二色毬代紫綾毬代トモ紫二色綾毬代トモ云ル多シ又立后條ニハ藏人令持御倚子一脚紫地縹白織物數物如コレヲ以テ案ルニ白地ニ紫紋アル綾ヲ二色ノ綾ト云ナルヘシ何者凡唐織物ト云ハ今時ノ純子等ノ如ク文地別色ナリ綾ト云ハ今時紗綾等ノ如紋地一色ナリ然ルニ綾ニシテ別色ノ紋アル一種ヲ二色綾ト名付タリト覺ニ織部式ノ綾ノ條云浮物一匹長四丈廣二尺云々二色綾一匹料絲四斤十一兩云々コレ綾ニテ浮紋アル支知ヘシ又內藏式諸司年料供進ノ羅綾等ノ條云二色綾四十四匹白二十四色二十四云々コノ上ニ綾四十四匹白二十四色二十四トアルハ常ノ色綾白綾ニテ次ニ又二色云々ト更ニ舉タルハ浮織物ニテ別ナルヲ明スモノ也サテ白ト云ハ地白一色ノ紋歟色ト云ハ地色アリテ白紋アル歟コノ謂アルヘキ也然レハ右江次第ノ旨ヲ合テ白地紫文綾毬代トスヘキナリ

龍文

今時龍文ト云ハ飛紗綾ノ裏ノ如ク見エテ無文ナルアリ無文ノ指貫ノ料ニスル是ナリ關東ニテ小柳地ト云ト云リ今案ルニ賦役令ノ袖ノ義解云袖者大絲滑也コノ袖ハ唐物ノ紗綾花袖ト云花ハ文アルヲ云ヘハ無文ナルハ即袖ナリコノ類ニテ今所謂龍文是也袖ヲソムキト云ハ別ニテ延喜式ニ袖袖ト云モノアリ是ナルヘシ

右先師賀茂縣主所著古器考

安永七年戊戌五月五日課男健藏書寫之校合畢

安永八年十月十一日書寫了

天明二年寅正月依於幸直兄之需 常田泰明寫之

文化三年丙寅正月雖書寫頗誤字多今得一本校合再寫了

天保二年辛卯三月廿三日

嘉永五年壬子冬十二月以野口直道本命他令書寫畢

本居宣長
羽田眞清

野口直道
坪内定衡

吾縣居のうしをみなのが書むうすやうのかさねの料にとてきぬの
色めのをかしきをぬき出てしるされたるを寫して人々のもたるに
はいとうつしあやまれるなんすくなからぬこはむら田氏そのもと
つ書によりて猶よくたゝしたる也さて此色めはかのうすやうのみ
にあらず屏風さうしなどにおすなるしきしの染いろ折ひつのをり
たて洲はまの地しきあるはひけこゆひつくるいとの色あひ草木の
根つゝみやうのみやひ事にも此色めにならひてものするわさなる
を其時にのそみとみにおもひよりかたきともあるをさるをりに
いとたやすく見いてむためにもたよりよろしければとて板にゑり
たる也けりそのわきいさゝかはしつかたにしるしつ千蔭

かさねのいろあひ

春

梅がさね 十一月より二月まで
 おもてこき紅 うら紅梅
 うめのきぬ 上におなし
 おもて白 うらすはう
 一重梅 上におなし
 おもて白 うらくれなる
 紅梅のきぬ 上におなし
 おもて紅 うらむらさき
 又はおもて紅梅 うらすはう
 つばみうめ
 おもて紅梅 うらすはう
 わかくさのきぬ 正月二月
 おもてうす青 うらこき青
 やなぎのきぬ
 おもて白 うら青

又はおもて白 うらもえぎ
 又はおもて白 うらうす青

青柳

おもてうらとものにこき青

黄柳

おもてうす黄 うら薄青

さくらのきぬ

おもて白 うらあか花

又はおもて白 うらこきすはう

又はおもて白 うらむらさき

又はおもて白 うらえびぞめ

又はおもて白 うらふたあゐ

又はおもてすはう うら赤花

うす花ざくら

おもて白 うらくれなる

かばざくら 二月三月

おもてすはう うらあか花

又はおもてすはう うらこきすはう

又はおもてうす色 うらこき二あゐ

又はおもてうす色 うらすはう

又はおもてむらさき うら青

又はおもてすはう うら花色

櫻もえ木

おもてもえぎ うらあか花

又はおもてもえぎ うらはなだ

又はおもてもえぎ うらすはう

又はおもてもえ木 うらむらさき

又はおもてもえぎ うらこき二あゐ

紅櫻

おもてくれなる うら紫

松ざくら

おもてむらさき うら薄紫

白ざくら

おもて白 うら黄

桃のきぬ 三月

おもてくれなる うら紅梅

かさねのいろあひ

又はおもて白 うらくれなる

花山ぶき やまぶきとのみもいふ

おもてうすくち葉 うら黄

又はおもて黄 うらくちば

又はおもて黄 うらもえぎ

うら山吹

おもて黄 うら紅

又はおもて黄くち葉 うら青

又はおもて黄 うらもえ木

青やまぶき

おもてあを うら黄

つゝじ

おもてすはう うら青

又はおもて白 うらくれなる

もちつゝじ

おもてむらさき うら紅

又はおもてすはう うら青

又はおもてうす色 うらこきすはう

いはつゝじ

おもてくれなる うら紫

白つゝじ

おもて白 うらむらさき

紅つゝじ

おもてすはう うら紅

又はおもてすはう うら薄紅

さわらび

おもてむらさき うら青

すみれのきぬ

おもてむらさき うらうす紫

つぼすみれ

おもてむらさき うら青

ふちがさね 三月四月

おもてうす紫 うら青

又はおもてむらさき うらうす紫

白ふぢ 上に同じ

おもてうす紫 うらこき紫

ぼうたん 上に同じ

おもて白 うら紅梅

又はおもてうすすはう うら白

又はおもてうすすはう うらこき赤色

夏

うの花 四月

おもて白 うら青

又はおもてうらともに白

わかゝへで

おもてうす萌木 うら薄紅梅

又はおもてうす青 うら紅

かきつばた

おもてふたあゐ うらもえ木

又はおもてうすもえぎ うら薄こうばい

又はおもてふたあゐ うら青

あふひのきぬ

おもてうす青 うら薄紫

さうび

おもて紫 うら薄むらさき

又はおもてうす色 うら青

なでしこ 五月六月

おもて紅梅 うら青

又はおもてすはう うら青

又はおもてくれなる うらうす紫

又はおもてすはう うらこきすはう

花なでしこ

おもてむらさき うらくれなる

白なでしこ

おもてしろ うらすはう

からなでしこ

おもてうらともにくれなる

なつ萩のきぬ

おもて青 うらむらさき

秋

かぢのきぬ

おもてうらともにえぎ

おもて紅 うらむらさき

わかさうぶ 五月

おもて青 うら薄あを

又はおもて青 うらこうばい

又はおもてうす紅 うら青

ねあやめ

おもてしろ うらくれなる

花たちばな 四月五月

おもてくちば うら青

又はおもて白 うら青

よもぎのきぬ

おもてうす萌木 うらこき萌木

又はおもてしろ うらあを

苗色

おもてうらともにうすもえぎ

百合

おもて赤 うら朽葉

あふち 四月五月

かされのいろあひ

萩のきぬ

おもてすはう うらあを
 又はおもて薄むらさき うら青
 又はおもて青 うらこきもえ木
 萩がさね 七月より九月まで
 おもてむらさき うら薄紫
 をみなへし
 おもてたて青ぬき黄 うら青
 又はおもて青 うらもえぎ
 花すゝき
 おもて白 うら薄花田
 ふちばかま 八月
 おもてうらともむらさき
 きちかう
 おもてうらともに花田
 又はおもてふたあゐ うら青
 あさがほ
 おもてうらともにはなだ

つきくさ

おもて花田 うら薄花田
 菊がさね 九月十月
 おもてしろ うら蘇芳
 又はおもて白 うらむらさき
 又はおもて白 うら青
 九月九日よりまへに用ふ
 つぼみ菊
 おもてくれなる うら黄
 黄菊
 おもて黄 うら青
 くれなる菊
 おもて紅 うら青
 うつろひ菊
 おもて中紫 うら青
 又はおもてむらさき うら白
 又はおもて紫 うら黄
 りんだう

おもてすはう うら青
 又はおもて黄 うら青
 又はおもてこき花田 うら紫
 しをん
 おもてうす色 うら青
 又はおもてむらさき うらすはう
 又はおもてすはう うらもえぎ
 もみぢ

おもて黄 うらすはう
 又はおもてくれなる うら青
 黄もみぢ 九月十月
 おもて黄 うらこき黄
 又はおもて黄 うら青
 又はおもて黄 うら紅
 又はおもてもえぎ うら青
 青もみぢ

おもて青 うらくち葉
 又はおもて萌木 うら黄
 かされのいろあひ

又はおもて青 うら紅
 又はおもてこき青 うら青
 かへでもみぢ
 おもてうす青 うら黄
 はしもみぢ 九月
 おもてすはう うら黄
 又はおもて黄 うらうす萌木
 こぐりいろ
 おもてひそく うらうす色
 くち葉
 おもて経紅ぬき黄 うら黄
 又はおもてたてうす紅ぬき黄 うら白
 青くちば
 おもてあをにのくろみある うら青
 又はおもて青 うら黄

黄朽葉
 おもて黄 うらくちは
 冬

枯色

おもて白 うら薄色

又はおもて香 うら青

又はおもて黄 うら青

から野

おもて香 うら青

又はおもて黄 うらうすあな

氷のきぬ

おもて白みがき うら白

又はおもてとりのこいろ うらしろ

初雪

おもて白 うら白の少しうるみたる

ゆきのした

おもてしろ うら紅

又はおもて白 うら紅梅

つばき これは春も用ふ

おもてすはう うら赤

雑

松がさね

おもて青 うらむらさき

又はおもて紫 うら青

又はおもて青 うら赤

又はおもてもえ木 うらむらさき

えびぞめ

おもてすはう うら花田

さゝの青

おもて白 うら青

みるいろ

おもて萌木 うら青

ひはだ色

おもてすはう うら花田

とくさ

おもてもえき うら白

鳥のこがさね

おもて白みがき うらすはう

このくさくさは四時いつにても用ふべし

はうち見るにわづらはしければ本書の名をばはぶきてあげられざり

しなり

にびいろ

これは喪の時きる色也墨のみにてそむるを本とす其かなしみのほどに

つけてこきうすきあるべし又うつし花にてもそむることありまたうつ

しばなに墨をまじへても

右のいろくは懐帯の染うすやうをかさねたまはむためにあら
く書いだし侍るなりその時にしたがひて色をとり合せまたは歌
のやうによりて心しらびあるべしたとへば櫻のうたをさくらがさ
ねの紙にかくなどは常の事也もしさくらの哥にてもちりゆくを雪
と見む時は雪によせある色にても又青葉がちならんをおもはゞも
え木などをちふべしかゝるたぐひをりにふれてをかしくとりな
さんことはこゝろにまかせたまへ

真淵

このかされの色あひは紀のとの女房のもとにて懸居の翁の書て
おくられし也古き家記装束の抄どもには猶さまくの名もこれかれ
見ゆれど女房の懐紙とりかされんためにはたゞかくてたりぬべけれ
ばとてもらされたるもおほかりきさてこはふるき抄どもよりとて
られたるにてみなそのよりどころあれどかゝるものゝ事しげからん

かされのいろあひ

三部假名鈔言釋序

原夫向阿所集之三部鈔者誠是蓮宗心行之秘蹟也凡有志於淨業者誰
人不由斯文者乎余住淨華數年于茲矣尊信此鈔每有披讀未嘗掩文而
不歎也曰嗟乎文辭載道致遠功其大矣哉蓋本邦文籍記事有漢語者有
和語者此鈔所以用其和語者業已於本邦親承二尊之告敕又欲令見者
便於信受是故用其和語耳且夫竺土言辭有其二種一曰蘇漫多聲二曰
底彥多聲其蘇漫多聲不學亦通其底彥多聲不學不通佛說每用蘇漫多
聲而不用底彥多聲斯乃爲欲令聞者易於信解言下得人之使然也又復
漢地翻譯亦有此意其事數條載在譯經記傳今不必舉由此觀之今此鈔
從和語最近者也可以例知先是貞亨之間報恩澄公撰諺註要解二書以
解此鈔竝行于世而其引文述義可謂勤矣然至其和語之解則猶或有未
審者東都真淵岡君者雅好和文而精乎本邦古書余嘗在東都屢接見焉
以故乃使一介行李齎此鈔并註解就岡君於東都請之評訣岡君時年七
十餘頗倦按書雖然以與余舊交之誼力而按之不日即著言釋一篇遠歸
之余所余於是乎不敢私之繕寫刊梓以貽同志之人同志之人冀依此言

釋以知此鈔之行文用字有所據則將有足以益信作者之功云爾

安永二年癸巳之秋八月十五日

洛陽清淨華院現住敬阿謹書

阿敬

知覺印

三部假名鈔言釋

東の京なる清淨華院の今の上人。はやき時にまじはれりつるよしあればとてかの寺に傳はりこし淨土の三部抄てふふみの。皇ら御國のよばどもをとき注したる物有。その言の疑はしき所をとりなんやと聞えおこせ給ふげり。今こそしか放りをれど。むかしの事し忘らへねば何ぞはもだしをらん。わがやまとぶりならぬものは。中／＼にさかしらして本のころをたがへやせんと思へど。猶こゝの言のゆゑのみはとてする也。かくて此抄のよば、物語ふみの言のさるべきを用ゐられて事もなしげにも注こそ其道のころをはこまやかに解得られしと見ゆるを。此國の言のゆゑは違ふもの少なからず其言のころたがはゞ本の心もいかゞあらん。さて其注は物語ふみらの注の有がまゝにしるしつけしかば違ふもの有也。そも／＼其物語文どもにくさ／＼の注あるが。すべてわが朝の古の事はよくも學びたらず。後の世の心とばもていひとかんとし。或はいかなるをこ人のわざか。上つ代のふみどもを擧たるに。あらぬ偽ごとの多かるを。そがまにまに是に引し也。本を正し置てこそ引べかりけれ。故その言の古きゆゑをいひ。且代降てうつりにうつりたる用ゐさまなどをしつたり。又此抄は兼好法師が書たるつれ／＼草よりも。文のことはまさりぬといふ人あり。そをもとわるべしと聞え給へり。おのれいはく。かのつれ／＼草はおち／＼別なる事を心にまかせて書やれ。ば。何かかたからん。さるにしも物の心をよく得ぬにや。いかにぞやもおぼゆるとの有めり。とば、古きふみを得てかゝん人は。筆さしぬらしても書てんとぞいふなる。此抄はしも。八ちまたに思ひわかれし事を五百に千にとわりて。むねと有ひと道にい

さなはん筋を心しらびおきて。其道ゆきぶりの言も。十餘の卷々に通しわたして書れしかば。世に書にくきものになんある。然るを下には深きゆゑよしをふみて。うへを賤しからずみやび言の。しかも平人の耳うとかるまじく書なされしを見るにかのつれ／＼ぐさのおのがむき／＼の事書るは。言を並べていふべくもあらざりけり。おのれつねにおもへらく。後の世人の古き哥。また物がたりぶみらの心を解しるすに。今人の爲とていやしげなる言もてせるよもと宮振ごとをつとめてよみも書もせしものを。いやしげに解なさば。たとひ事の心は聞得とも。いやしきにならひて本のみやび心を得るとかたかりなん。故よしなく他の國の字音をもいはじ。わがみかどの後の代の言をもとらて。しかも今人も聞得べき古言もて書をいひとかばやと。かくつとむるにくらべて。世に書つゞけがたき事をふかく知ぬ。かれ此抄のとばのとりなしをめぐめり。

いぜの物かた
りは古文なる後
世人の注ともは
少の注もなほ
るはしかなへ

◎或人右にいへる言を聞て。凡の文もかくのみ書んにやとふ。おのれいへらく。しかはあらず。ものによる也。先いとも上つ代の文の今も傳れるをよむに。まともみやびも飛鳥藤原の宮人などは其上つ代にしかず。又其二宮の比の文には。奈良の宮人は及となし。かく劣り來れど奈良の宮までは猶古へぶりにしてめでたかりき。今の都と成にては。この山背の國がらにして。ますらもたをやめの手ぶりにうつりて。文も哥もしかならひたり。かくて後物語ぶみてふ事出きて。男女の書しはあれと。多くは女ふみにして。且時の言と。から文とを交へたれば。何れにもつかぬぞある。そが中にいせの物語こそ男の書るふみにしてしかも古へによりて。言すくなくて心こもれれば。いとめでたきおち／＼多し。そが次々なるはや／＼下りにけり。いと後に光源氏の物語書たる様は。いにしへぶりははなれて後につく女ぶみ也。さ

の注も古の言
と文の味とは
後世の誤り其
し上古書に無
み偽れる注多

れどもかしこき女の手にてえもいはすふるまひしとぞさはなる。それゆ後には。女はもとより也。ますらをすらかれにならひて文かくは。似つかはしからぬわざ也。しかはあれど五十まりの卷の中には。男のとるべきとば。うつし用うべき巧みも少なからず。今此抄にはかの言などをかりしかど。にほひ過たるをさり。用うべきを用ゐられたり。いと古への言はめでたしといへど後の世人に教へん物にはかなはざめれば。かく撰みとられしはうべ也。すべてのふみは古へに依へけれと。物によりてはよしやあしや

賀茂眞淵いふ

要解三番オ
諺注上本六ウ
あはれ

あゝと歎く聲也。こは本阿々良てふ辭なるを阿と波良と禮を通して阿波禮とはいふ悦にも悲にもおもしろきにもいふ也。是を古語拾遺に天晴と注せし誤より人皆誤りぬ。

諺注六番ウ
がな
同七番オ
ゆくるゑ

万葉に願の字をかけりと今案に欲得とも書り。これをゆくゑと書は誤り也。古事記万葉其外古書には字にては行方かなにては由久倍と有末をはすと書にまがひて誤れるならんさてゆくへは行末と云にあらす行方の意と知へし此へはえの如く唱ふ此書のかなはいとわろくて正しあへねど所々言意に背をはいふ也。

同上

ほのか
ほにともほのにもおぼつかなしともよめり。注にごとくにはなくてといへり是非の字もて注すべしむかし見しに似ずといひて有なん

諺注七オ
みしにも
同七ウ
かすか

是は幽の意也。ほのかとはと也。古今序詞曲にと有に同じ。めではほめいでの畧。たきはいたきの畧にて其事を強からしむる辭也。仍てめでは紀万葉などに

要解四ウ
めでたき

感受などの字を書。たきには痛の字を書たり。から言に愁殺笑殺といふに似たり。爾伎の爾は以爾の畧。伎は介利の約也。解に助辭とのみいふはたはらず

同
給にき
諺注七ウ
けしかる

けしきある也。きあ反か也。仍てけしかるといへり源氏にけしき有鳥の聲といひしに同じく惟しくとなる也。

同
けふしも
同八番ウ
と見れば

此しもは物を一かたにいひ入る辭にて必しも春しもぞなどいふしも也。万葉に時の字をとゝのみいひし多し後にとばかりといふも時ばかり也。時も是は暫時少刻の事より

轉しいへり然ればこゝは平言にちよと見ればといふに同じ下の卷の同じ言を傍注に時と有はよし

諺注九番オ
さても

きつと見ればと注せしはわろしきつとゝいふをとゝのみいふ事有へきかは又こゝには外見と注して物語文を引たれどかれは内と外に對し左と右に對していひし也。こゝはさる對の言もなく外といはんよしもなし。いせ物語にこの方を見もしてと有もねやの事をいひてなれば外の方にて聞ゆその上同じ此書の同じ言なれば上下にて意の違べからず注のたかへるはいかに

同十番オ
なりにし
同ウ
さなから

此言は然而も也。しか反左なれば延ても約てもいふこゝは上に思ひわつらふにといふをうけていへり。注に是は時也と有は聞えず俗に此言を發語の如く思ひて言の上にいふは轉々畧々の俗言也。注は其俗言より思ふ故にまどはしきにや

要解六番
とけかたく

成去し也。此類の爾はいにのいを畧ける古言の例也。くはしくは西要にいへり。そのまゝと注せるはよし。紀と万葉を引たるは共にわろし。此紀に更をさなからと訓となし万葉の訓も是はよろしからず。源氏注にはかゝる事虚偽多きを是として用ゐしなるへし。○なからてふ言は後世思ふとはとにて古は隨の字を用ゐたればそのまゝてふに當れり。神隨といふは即ち神のまゝといふ事なるにて知べし

諺注同
おいの枕

かりぶしなれは打とけてもねさる事也。此けを濁りしは誤り也。次の句に對してもしるへし。此引哥用なし。旅にとけてねぬてふと多くよめり。違と注せしはわろし。引哥夜半に明れはと云は此哥主夜の半をよはといふと思ひ誤りしにていふにもたらぬ哥也。夜はとは夜間なるを言便にてはといふ也。朝間晝間夕間夜間といふにてしれさてよはとは初夜より曉までをこそいへ。後世夜半と書も半ははのかたと心得べき也。半の音と思ふは此國の言にあらす

諺注十一オ
おのれからも

注に人からの事也といへるはいかにこゝは夜るにてくらければ其二人の在をも見さりし也。上に打

かたらふ音すと有もこゑはかり聞ゆる也佛前の燈は有ともこもれる人々のあたり。くらかるへし然るを人からは見たるさまなれはかなはずさておのつからとはいへとおのれからてふ言は有もやすらんそは所によるへしこゝには似つかすされと本おのつからは已隨の意なれはおのつからてふ意にてかゝれしにや又れば待などを書そこなへるにや。とてもかくてもこゝは白として見るべき也おのつからとてはその物かたりするこわづかひいふとばなども世の常ならず聞ゆれば佛意思ひ入しとも深からんと聞なざるゝにてよろつこもりてよき文也注の如くにては中〳物なしこのはかの類は許量の事也そを轉しては物のきは〳しき事にもいふ

うひは物の初めをいふを強くいはんとて重ねいふのみ假字は万葉に字比古今集にさうひを隠して我はけさうひにそ見つるとよめり解に神代紀の國雅地雅(コトノハ)てふを引てういし也といへるはわろしそを國ひしといはゝこそあらめかゝる言にいとひの通ふ理りなし物語ぶみにいしくなきといへはいしはわかく弱きとうひは只物の初の事にてとわりも假字も別なる也本假字によりて意を思はぬ故のたかひ也

それが上といふのみ解に且の字を注せるはいかにそや

是をたま〳と注せしはいかゝいつとなくなどはいふへし

さゝは惣てちいさき事をいふ万葉にさゝなみを小波と書し類也且いさゝを川いさゝむら竹いさゝめなどいふを思へばいは發語也其外渡るをいわたるなど伊を發語とせる多し然れば少しばかりてふをいさゝかといふ也

要解七番オ
詠注十二番ウ
はか〳〳しく
要解同

詠注同
うひ〳〳し

要解七番ウ
そのうへ

要解同

詠注十三オ

おのつから

詠注十三ウ

いさゝか

要解詠注同
聞え侍らん
要解十番オ
詠注十八番ウ
はかなき

物語は後也万葉にのたまふといふ意の所をきこすといへり

計無也いつてふ計なき命をいへりそも長くして量無をも短くしてはかり定めなきをいふは前しりへの言もてしるぞわが朝の言のならばし也總べての事分量なきは限りも極めも無なるより出て定めなく常なき事をもいへり源氏注は誤れり惣て源氏注に古言を誤らぬはまれ也紀に無道の字はあぢきなしとこそよみたればかなしと訓しといふは偽り也これら此注者古書古言を考へすして後世哥書物語などの注によりて書し也他の偽り吾が偽りとなるを思ふべき事ぞ

後世人此言には誰も無下也と注せり然れとも何より出たる事にやおほつかなし一向てふ言にやとおほゆかゝらはけをすむへし

しか有には也しかは如是の意也

解に是をいひとめたるをばといへるはいかに。此次へつゞけてはいかでわろきや。もし生れずはと疑はれぬべけれともてふ事を先いひとく所なるからは次へつゞきて聞ゆめり玉葉集の哥とて引し。一二の句へ心のかへるな

易無也かひとかへは同言にて古へは相通はしいへり物と物をうりかふ時そのかへ無はいたづらなるより轉して益なき事にもいへり解に甲斐の字を注せしは何の意そ神西要上廿三名國名などに此字書しは只假字の力負氣無の意なれば我に似合ぬ事と解するはよし應の字音もて注せしはわろし

解にわゝくといふはうを落せし物といへるはわろしわうをツ異きてわといへり百濟の王仁を和爾といひ常にもわと書假字は王の字也

要解十一オ
かひなく
要解十一ウ
詠注廿一オ
おふけなく
要解十二オ
わうわく

諺注廿一ウ
すゞろ

河海の説ひが事也無端ははしなくとこそよめれすゞろはそゝろと同し是はから文に坐を不覺と注せしに當れり心そゞろなる時はものも覺えず侍る也よりて心ならず思ひよらずみたりに事をなす様の時にいふ言なり古事記祝詞などにいすゞきてふも是也

諺注上末初丁
まめ
同初丁ウ
あさまし

まは眞也めは辭也悪きをあしめと云類にてめはへに通ひて其ふりをいふ也
をそましてふ言也淺猿の字をあてゝ其字の意とするは後世人の古言しらすするわさ也西要に委く
いひつ

要解十三オ
侍るをや

ひかゝに侍るものをよてふ辭にてをは助辭のを也やはよに通ふ辭也解に是をも助辭とのみいひて捨るが如くするはいかに助辭にはくさくわかち有て用る理をいひ解へきものこそ多けれ
あゝなと歎く辭也注にあらといふもあゝらにてらは助け辭なれどしか注しては意聞えず
ひたすらはひたぶるに其まゝ也といふをつゝめいふ言也

要解十三オ
あな
諺注三オ
あな
諺注同
ひたすら
同四オウ
ひちめ
要解十三ウ
たとへは

けちめは分目也此注も傍の字も非也源氏注諸釋は誤り多きをみだりにひきしはわろし
から字にては譬と假令はとなるを我朝の言は均しそをわけんとて假令をはたとひとよむ事とするは後なり本となる事なし

要解十五オ
諺注七オウ
のたまひしが
要解同
諺注八オウ
さて

此かは解にいへるが如く。ものといふほとこの事にて。かを濁るなり
れり。かまてかゝるにあらす諺注に終のかの字
すみてよむへしといへるはその意聞えがたし
此解諺注ともにやゝもすれば此てを濁る所多しひが事ぞ濁ればさあらずしてはてふを擧げる平言となりて物語ふみにしもなき事也よりてさてのは皆清て唱ふへし清ときはしかしてはてふにて何の事かあらん此所上の善人のみをすくふとするをうけてしか心得てはなにをもてか。世にこえ

要解十五ウ
たゞし

たる誓とせんやと也兩りてよめは意通らすさてのさはしか
唯也しは付字猶しといふに同じといへりたゝもなほもしの辭を添いふと古へは懸てなければ後の言なるのみ
万葉に悉をこそりと訓し本もあるかよし有ともわろき點也いせ物語を引はよし
この假字いまたもとめ得されは言も定かにはえいひかたし今こゝろみにはゝ源氏桐壺におきて給ふと有と今も公の御定おきてと申とをもて思ふに行ひ定めてふ言か解に下知也と有

同ウ
諺注十オウ
あぢきなき
諺注十一ウ
要解十七オ
かち

解に源氏注をもていへるはわろし彼注に解し得たるはすべてなし此後にもいへり見合すへし
古事記に鍛人日本紀に冶工令に鍛冶など書しを共に加太志と古くより訓つ女の濁と奈の清かくてことばゝ金作の意なるをその太志の約尼なる故に加尼とはいふ也譬へば伊毛尼は鑄作なるをその能志の約爾を尼に轉して伊毛尼といふか如しから國にては字を反切といふを我朝にては約言延言と和名抄に俗云鍛冶訛也とて加太志とも加尼ともいふ言を擧ぬは此作者の惣てを思ふになましひに

諺注要解同
番匠

からとば學ひて我國の古事古言に疎き故也かの鍛冶の字はひかゝる本よりなれど加尼てふ言は右にいふ如く正しき此國の古言なるを彼此のまどひによりて誤りしもの也此抄の解は和名抄
古への工匠はたゝ飛驒國にのみ在。故に飛驒には他の課役はおふせ給はで。工人を召を公役とせし事令條に出たり。然れは一年の間工人等分番交替して仕奉るからに番匠の名はあるめり。譬は官人に長上といふは日々に仕まつり。番上とは日を隔て番て仕る名なるがごとし

要解同
諺注十二オ
ひしと

物の音にひしと鳴てふは古へより有てとばにいひしはおぼえされと。後世常にいふを思へは猶古言にも有來りしなるへしさて菱の子は押平めたる如き形よりひしといふか。ひしげたるといふも

要解十八ウ
諺注十三ウ
あさまし

要解十八ウ
心のおに

要解同
たゞ

諺注十四ウ
おもはずに
同
此世さま

菱よりいふと聞ゆかくて物を壓平めおしつめたる如く極りたる事をひしとしてともいふならん
要解諺注に字を當
たるはいかにそや

於曾ましてふ意也こは心遅くにぶき事也万葉卷二に於曾能風流士てふは心鈍き雅人ぞと戯てよめ
る哥なり又卷の九に浦嶋の子が事を常世べに住べきものを鯁刀。己か心から。於曾也是君。この
長哥に世の中の愚人之といへる即愚鈍の事にて於曾と同じ又山代の石田の杜に心鈍。手向した
れは妹に相がたきとも有にて此於曾は心の鈍きをいふ事明らか也然れば己か心於曾きを自ら愧惡
む事を於曾ましといふと知へし且安と於は五十音を筋違に通はせいふ例なれはおそましをあさま
しといふべしと思ひ成ぬ筋違に通ふはおたぎかあたごたわいなど○ましは上にいへる如くみの延言に
ておそみといふに同じ右に引おそのみや人を今本におそのたはれと訓ておそは難にてたはるゝ如くし
いふはかゝる事多し又風流は風雅なる事にこそあれたはれと訓よ
しなし此外右の訓のひが事とも万葉考にいへはこゝに畧きたり

要解の意はよし諺注に河海抄を引てたゞおそろしき心と注しては聞えず是は心中に隠し置物をい
ふ故に人の思はぬ事をもわか心の中にあてゝいかゝと思ひしたがふへき事をも其隠せる心の引と
ゞめてすまふ也されど古言ならず○鬼をおにといふ事古言にはなし和名抄に隠字を用うといへる
が如く本字音にて我朝の言ならず古今序におに神とつゞけしもから言かうつせし
なり紀に鬼神の字はあれどおにかみとはよます

解に唯と直と分しはから言の意也我朝にてはたゞは何れも一つなるを前後の言によりて意の轉る
のみ
わが思ふと違へるをいふ思ひの外と注するは似て非也
此さは濁る也言便の例也すみて有はわろし

同
心をきばみ
同十六ウ
わりなき
要解廿七ウ
諺注十七ウ
あやにく

ばみはめきといふ類の辭也

これは理なきてふ言也物の切なる時その無理は知つゝなしもいひもする事也今もわりなき願ひ
わりなき戀などいふ皆是也こゝも是也

文惡也文は綾文のとさまかくさま入ちがひたるをあやといふが如く万葉にうまごりのあやに戀し
くとも其外心の入立てさまゝと思ふ事をいへりさてあやにくは其あやを轉して物の入ちがひた
る事にとれる言にて左すれば右なりと思ふに違ひ行をいふ也にくとは其ごとく心にたがふはにく
き物故にそへていふ也物を爲にくし行にくしにくしに同じ要解にうしろちかひ成事といふも大
かたは聞ゆれどさいひては意又さまゝにふれて明らかならず○此傍注に文惡と書注に右へと思
へは左になりて心にかなはぬ事と云は皆あたり俗に思ふやうに無義也といへるは遠きに過たり
こゝにてはせんかたも無などは注すべしあやといふは事の入ちがひたるをいふ故に綾の文をあや
といひ万葉にあやに戀しくなどいふはさまゝゝ入立て戀しきよし也さてあやにくのあやは右の如
くて惡といふ言を添たるにてわか心と左さま右さま違ひ來る時のとばと成ぬ

諺注十九ウ
ねんじかねて
諺注同
要解廿一ウ
べかめるも

此毛を助辭とするは上つ代の常にて古書を引にいとまなし紀万葉にいと多きをは引すて古今集又

要解廿一ウ
さてもな

夫木抄などひきしは引おくれ也
時にいふべき事の多きをばしか有てもと皆捨て。只一とにおす時いふ也。こはいと後の世に物を
畧きゝていふ平言のみ。

歸命本願抄言釋上終

三部假名抄言釋

歸命本願抄言釋中

要解中一番オ
是なん

こは續日本紀の詔に云云。奈毛所念行^{ナモソノシヨウ}てふ如く奈毛といへる延喜式の祝詞などにも多く云て奈毛をいひ入るゝ辭。毛は助辭のみ。それを今京こなたには奈毛といへりかくて解に此なんに三つ有といふは後世人古意にうとき故いふ也なむはいつも一つなるを上の言によりて異なるが如く思ふなるへし此解に引哥も草は萌^{モウ}なんは萌ねなのねを昇けるにてな毛にひとしまかせ多良奈毛もまかせてあらねなの畧にて又おなじ^{哉にも三つ有といふもひかとなるを思へ。}助辭はとに平言こそ遊ばね思ひ合すへし

諺注中本初ウ

さた

同三番ウ

うたて

同四番ウ

けに

同五番ウ

同

よに

要解三番オ

ゆめ

諺注七番ウ

要解三番ウ

うらおもひ

これは古言あれど後世傳らず字音にのみいへりさても聞ゆれはいはず
万葉には代爾毛と書て代々にも意なる有續日本紀にも同じ其後にはたゞ世上にてふ意に多くよめり後世よには辭也といふわろ注あり用うべからず此注はよし
齋てふ言にて万葉に此言に齋謹勤努力などの字を用ひたり古今集に色に出なゆめてふも是にていみつゝしみて色になあらはしそといふ也古へ夢をゆめとはいはす伊めとのみいひみつゝしむ事をはゆめといへりその外忌をゆめといふは齋國次國と大嘗祭にいふ類多しこゝもいみつゝしみて往生をかたき事と思ひて願力をあやふみうたがふべからずと也
うらはうら戀しうら悲しなどのうらは裏世下也人をうら待下待ともにその如く也こゝはいまだう

諺注八番オ

要解四番オ

うら

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

ち

諺注十番オ
いみじ

を解に某の字也と有はひがと也言はこゝの言字はからの字也こゝには言を主とし字は奴として用
る事なれば某の字を用ゐるその字を植その字に當るなどこそかゝめ凡皇朝の古事古言は今京と
成ては漸に失ひ來りて今より六百年はかり以前に既地を拂て失はてたり故に哥書の注に誤らぬも
のなく注の書様もことごとくひが事也此意をばしらでみだりに源氏注などを信して此注は書し故
になどかはたがはざらんたゞ源氏なばは本文をこそとらめ源氏くらゐの物の聞えぬほどの人こゝ
の文の注はいかゝあらん

要解五番オ
かへす

要解同
諺注十番ウ
をこ

下を清てよむといふは俗説也言便の例必下は漸る事也
嗚呼の字を當るは後世のわざ也當べき字はいまだしらす意はおろかにしてさかしら心有をいふに
似たり古事記天皇大御哥にわか心いや袁許にしてとあり紀には于古と書て意も後世をこといふに
同じく聞ゆ然らば文字わたるやわたらぬ間に嗚呼の字音を用ゐ給はんや其上嗚呼の字はかゝる
意とは聞えず文選に禪延ををこかましと訓たれどこはよくも心得す○三代實錄はから文さまに書
たればさてもある事也

諺注十一オ
さもげに

諺注十一オ
さすがに

注にさてもと有は然有てもてふ意となる。こゝには少し違ふ様也只然も顯にと心得て聞ゆべしし
かもは如是也げには目前に思ひ知と也
其をぞましき罪とがはさる悪しき人の心のまに／＼もしかしながらにおもひ知て有らんと也

要解六番オ
あらがふ
要解同
見てまし
諺注十三オ
うしろめたき

争あふ也万葉にはあらそひとのみいへとあらがふともいふべし後撰に物あらがひとよめり
ましはいづこもむを延たるにて。見てんといふ也。解に應字を書しはと違し
此言に影護の字を當たる事なし又心もとなきといふも少したらずこは背見ま欲てふ言にてうしろ
ぐらく心おかるゝ事也こゝは上に身ながらもさすがにおほゆらんといふ所をうけて書しならんさ
れば罪とはしる／＼やめ得ぬはほんのうといふうしろぐらきものゝなすわざ也されどそれが片ひ
まにいさゝかの念佛せしによりて云云といふ意と聞ゆいかゝ
これは露塵ばかりといふを一ついふのみ露は有か無かに取塵はちひさき限りにとる也
即也平言には暫後をいへり

露の
要解七オ
やがて
要解同
諺注十五オ
いし／＼

是はわが朝の言にあらず位次々々とも以次々々とも記録ともに書る字音也百官牌位の次第のまゝ
に立ときいふ也然ればこゝは淨土九品の位次を専らといひてくはしき品々の事をもこめたる文な
るべし

要解八番オ
おほかた
諺注十八オ
げには
諺注同
思ひあひたり

諺注十九ウ
人丸秘抄といふもの

凡といふが如し事を定めぬ言也解はわ
是は氣にてたらぬさまにと云に同じ
人々皆思ひ相と云也上に人ごとといふをうけたる言也此下に人の常にうたがひあひたるやうは
とかゝれたるをむかへ見よ注はわろし
つたなく聞え人をもまどはする也わが朝は今京このかた中にも承平天曆の比より偽書多く出来其

諺注廿一番オ
うらゝか

後又堀河院などの御時よりあらぬ偽書とも重れり正書をのみとりてたらすはたらすて有べき也後人の補をまつへきにこそ

諺注同
あさましく

いづこにてもをそましと心得へし

要解十番オ
むざうさ

たゞ無遺作とて有なん日外へ走れり

諺注廿一ウ
さながら

そのまゝといふはよし又の注はわろし悉皆の字はみながらともとゞとも訓りさながらと訓しといふはひがとそ

諺注廿四オ
かこつ

こは合てふ言にて人いひ合思ひ合吾ひとりにも彼此思ひ合ぬるをいふそもいと輕くいふは助辭に似たるもあり

要解十三オ
あへり

詮なす也

諺注廿八ウ
かたは

こは合てふ言にて人いひ合思ひ合吾ひとりにも彼此思ひ合ぬるをいふそもいと輕くいふは助辭に似たるもあり

諺注三十オ
なかれけ也

片羽の事なるよし下にいへり注解ともに片輪といふは非なりかな既に違へり

要解十五ウ
思ひあへる

上の如し

要解同
事なめり

事に有りけりを約めいへり爾阿の約奈。利氣の約禮。其禮と米と通へり。下のせざるめりてふ下に

諺注中末三オ
しどけなく

もいふをむかへ見よ解に少しうたがふ言といふは違へ

要解十六ウ
しどけなく

是はしだれけなてふ言にて。その志好の好は太禮の約泥なるを好に轉し。計はありさまをいふ。

要解十七オ
うら思ひ

那支の那はいひ押へる辭。支は氣利の約にて又辭也こは荒き事をあらげなきてふ類にて無の意に

要解十八オ
あなかしこ

あらずさて古今六帖にかるか。まめなれどよき名もたゝすかる壹のいさ亂れなんしどろもどろにと

要解十九オ
あなかしこ

よめるもどろは古今集にしのぶもちずり枕さうしに摺もどろかしたるなど筋なく亂れたる事をい

要解二十オ
あなかしこ

ふに合せてしどろもどろの言を知べしはとばを待すして聞ゆ然るに袋冊子その外にも四度計無てふ

要解二十一オ
あなかしこ

字を當たるは例の俗意なる事しるべし又解に小野小町の哥とて引しはたとひ其集に有とも必小町

要解二十二オ
あなかしこ

の哥ならず後世哥のみとといふは。彼此よりとり集めて。その集を作りし物にて。中には偽作りて交へ

要解二十三オ
あなかしこ

入たるも多し。みだ

要解二十四オ
あなかしこ

りに取まじきものそ。

要解二十五オ
あなかしこ

あとを設めるてふは人のいにしあとを隠すをいふその如く人の物を隠し取をかすめるといへり

要解二十六オ
あなかしこ

から字にては聞え遠し

要解二十七オ
あなかしこ

已に出

要解二十八オ
あなかしこ

吾うしろの見えずて心痛きをうしろ目痛といふを轉して人の心のうしろ暗きをもいふこゝは

要解二十九オ
あなかしこ

さる心ぐらくおぼつかなき事のあらぬ也

要解三十オ
あなかしこ

あゝな恐にてあは歎の辭なはいひ入る辭也あなたふとあなうれしなとのあなは皆同しかしこはあ

要解三十一オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解三十二オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解三十三オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解三十四オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解三十五オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解三十六オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解三十七オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解三十八オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解三十九オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解四十オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解四十一オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解四十二オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解四十三オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解四十四オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解四十五オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解四十六オ
あなかしこ

そるゝ也仍て謹むかたにも用う人を敬ひて書るふみのはてに恐惶と書にひとし穴賢と書はかり字

要解廿一ウ のみなる事明らけきを今はあらぬ事を附そへいふとかや
諺注廿二ウ 樂天の言に忙似蹟と有はからにては蹟字に作りて火きる事の目しるしにせれば其一字にて聞
きるに似たれとも

ゆわが朝は字はかり物にてひきるといでは火をきる事にあらず故に一本火きると有を必用うべ
き也解に火の字有本を
取ざるはいかゞ

諺注十五オ
扱は數返

扱の字は必書まじき字也

同十六オ
申や

申とは上聞する事也後世わかちなし此文もし天皇などへ奉らん時にはかなふべし思ふに是は俗に
したがはれしならん

要解廿三ウ
おこたらじはや

此やはよに通ふ例にておこたらじはよてふ事也神武天皇紀の大御哥に伊弉波豫また和例破椰と
も有二つの意ひとし其外古書引に勝す

要解廿五オ
かたじけなく

己を辱る言也。さてわれら如きものゝ爲にもと。身を下りて悦ぶ時いひ。又貴き人の上を。言に
かけ心に思ふをも。身を下りて忝けれとなどいふ也

要解同
あなかしこ

こゝの解はよしいかて上下となるにや思ふによしあしのわかれぬ故なりけん

諺注廿一オ
ようにくかりぬへくや

傍注に能悪可と有は然るへし又様と注せるもさまにくしてふ言も有とにておしはかりも
、、——といへはさる意とも聞ゆれど様は古今序などにもやうと書ならへればおほつかなしやう

と有に依此文にかゝる所に能、——と例有しとおほゆれば猶能の事としさて能々悪かりけんな
といふ平言も有まゝにこゝはおしはかりもふかく悪かりなんやと云意と見て聞え侍る也

要解廿五オ
にくむ心にはあらず

たやすきにとよせて禮すへき時も禮せずなどあらんは他のおしはかりも悪きとなるへして
ふ意也。やとうたかふは古への常に有けん。うつほ物語などにいと多し解は何と
もなし

要解廿五ウ
われやわするゝ 我やは忘るゝなるをはを畧たるのみ解はま
有

歸命本願抄言釋下

詠注下本初ウ
要解下初オ
さかしと

詠注二帯オ
要解初帯ウ
せさめる

注にさう有からと云もよくも聞えずさなからのなを略せしにやさなりとは其まゝ也○解しか有かといふのみ。かはうたかひのとは

めは辭也助辭といふにあらず又め文字と書はわろしめの辭とも只めはとも書へし古今序などにみそじ一もしと書しはひがと也字は物に書たる上にていふ右の、――はその言のうへをいへばみそが一つのとばとこそいはめかゝる事後の注などに多し注書に心すへき也後俗の事いと多しこゝに要なれどついでにいふのみ

解にめるをうつほとはといへるは何の事そやそもくめるてふ辭は行米留は久米の約計にて由計留を延たる也以奴米留は奴米の約纏にていねる也こゝは先世受安留米留の受安を約めて世邪留米留といひて。さてその留米の約は體にて。せずあれは也不爲所レ在既いふ如く我朝の言はかく延も約もしてそのさかに當るもそら當りにてそ侍る

要解二帯ウ
あやまで
同四帯オ
てしかば

あやまらでのらを暑たる也他にもかくさまに暑くと物語ふみなどに多し

本は定りてありしかはてふ言を共てあの約多なれば定りたりしかはといひ又その多利の約知なるを氏に轉して氏志加婆といふ也此且志の辭いと多かれど皆ひとしたとへば云々と登以布を登以の約知なれば万葉には云々知布といひしを今京こなたその知を氏に轉して氏布といふ類也解にて字といへるは又一つしてしもがなといふをしてしかなといふは爲てがなにて似て異也まどふことなけれ

詠注九帯ウ
心つきなし
詠注同
要解五帯オ
と見れば
詠注十帯オ
つらく

思ふ心といと異にはなれたる事にて心著なし也傍注い

上にいへりこゝにきつと見ればと有はわろし傍に時と書しはよしいと暫時の事也

つらねく物をつらねて思ふ時はその事調和する故に熟字をも當る也言を知には先言の道を以てすへしからにては意と意もていふ故に其説まちく也わが朝の古言は五十音とかなと意と三つ合せて知故に動かす

要解同
かきりありて

物は限り有て竹の子は夏こそといふ也

同
しかしながら
詠注十三オ
おのづから

しは助辭にてしかながら也此言いづこにてもことならず解に皆といふ意といへるは何事そや己れ隨也こゝは念佛を決定往生と立るより他をおのづからといふ也たまくとてはいさゝか遠きに過たり

同ウ
思て

おもひてと訓べきをおもふてと訓しはいかゝ俗に近きなり佛と人とをいひわけんとするが猶わろし

同十五帯ウ
こりすま

是はいと心得にくき言なるを古今注などにこりぬ事也不惑と書也まは助字也などいふは古言心得ぬ故にやすやすと思へる也されと先こりすまひと心得て凡かなへりすまひは既いふ如く身をかまへてまけじとするをすまひといふも是にて一度こりたる事を猶なごりうしなひかねて有よし也別に論有れどもかゝるものには大かたにても有べし

要解十オ
けに
同ウ
いひあへず

已いへる如くいづこにても顯の字音のみ
いひ合せず也常にいひあふせずといふ是にて安倍の倍を延れば布世となる故也堪の字の意のあへにはあらず

同十一オ

そのまゝ也解に所によりてかはるといへるはひがとぞ万葉に悉の字をさながらとよむと注せしも

同十二オ

たがへりたゝ後世意にておしはかり也

國郡郷の名の意のしられたるは少し古意しらぬ人中々にくさくさいへと惣て當らす仍てたゞその名としておくへしなまゝに得がたき事也國名に己が考もあれど十餘りはいまだ心得さればいはず

諺注五掃ウ

源氏注などにいふごとく貴人をいふと見ゆされど古き書に無とにて言の理も穩ならねば大かたは

やんごとなき

今京以後の俗言ならん俗言はいく度も轉々して云もの故に吾はしり侍らず

諺注五ウ

今京以後の俗言ならん俗言はいく度も轉々して云もの故に吾はしり侍らず

要解十二オ

みちゆかぬあらましのみ たゞ遠き所の事を行はやらで吾行てあらば左せん右せんなどの心がまへのみして止し

諺注六掃ウ

今更なりしが 其書を見て悦び又遂に不會て止にし恨もそれを見るにつけて今更くちをしく有しが也前にも既に

行がたきをうらみしを今更に又恨まれし也○此かを注にかなのかとせしもさる事なれど哥には言の限りあればなを畧せしも多し文はいかにもいはるゝ故に畧せるは少し其上文の様かゝる所に言を残せし所多きは源氏物がたりにならひたる也仍て思ふにこゝは今更なりしがと濁りたらんは文に味有也○注に決定のかな也と有はいかにぞや惣てかなてふ言は歎く辭のみ也是に後世さまゝの名を付るは皆とらず哉はいづくも歎にて上のいひ下しによりてかはる如く聞ゆるのみ也さて古書万葉などにはかもといひて哥によりて歎の辭有哥によりて疑のかも有毛は共に助辭也其歎のかも今京以來かなとはいへり是即古へのかもなれば万葉などに決定のかもといふへきはなけれは後の哉にもいろゝは無と知へし此三部抄や他に此かなぞといひしと有しそはわろしこゝを他の事はその意をたゞして知へし

諺注十一オ

源氏注に誰やらん片腹痛と心得誤りしを今に正す人なし理りもなく曉しげにも有まゝにこは俗

要解十五オ

かたはらいたし にそばはづかしてふ言なるべく思ひし。後に今昔物語の舊本を見しかば此言に傍痛と書て有その

諺注同

外も今昔に書し字にて明らかし事多しさて本は人の上を他よりいひ思ふ事なるをみづから他の心

要解十五ウ

おのづから をおしはかりても書る所物がたりに多しこゝもその意也はらはをわの如く唱ふべし

要解十六オ

いるかせ いつもひとし。注解は所々かへいふそわろき

諺注十二オ

ゆるかせ也也以由の以由を通はしいふと。老を於山と紀に注し由久を以久と今京こなたいふ類也

なし給はせそ

此なは万葉に莫戀勿行會奈和備などいひし多し戀るゝなかれ行ゝなかれといふなの言を上先い

要解十六オ

ふが此類の言の古例也古今になやきそといふも同し。こゝもないるかせ、――と。なを下へつ

をこ

上にいへるが如し

諺注十三オ

あやなく 古今哥癸卷哥其外に人皆かひなくと注せしはさる事也奥義抄にあぢきなしと書しはいふにたらぬ

諺注十三ウ

はれにし 益なきにもいへり春の夜の闇はあやなしといふをあぢきなしと云て聞えんやは○心の中に残ると

歸命本願抄言釋下終

西要抄言釋上

要解上一ウ
なが月

同
かすか

要解二番ウ
いとど
緞緞は

要解三番ウ
なりにしかば

要解四番オ
おいらか

諸の説とも皆いたらす己か考もあれど惣てにわたりいはではと盡ねばもたせりたゞかゝる物をば其月の名とて有へし

此言の本はほのかなる意のみさるを古今集の序に幽玄の字意を思ひて書るに依てこもかゝれしと見ゆ今京よりは字意と混したる事あれば後世の物はしかゝ見て過しなん

ゆはたといへりゆはたは結機むすびの暑にて絹布などを所々ゆひくゝりて紅にも紫にも緑にも染れはくゝり染ともいへり今のしぼり染是也かのこ染は古へは目染といひて別也此所の注似て非なる事多しきくとちと訓しはひが事也衣服令の蓋フタをはしめて延喜式其外多く出たり

こは本いとてふ言を重ねていとゝといふを下のを畧きていとゞといふのみいふ言也いとゞは痛とかく重ねいふは伊與々々を伊與々比さ比さを比さゝなどの如き數しらす多し然るを後世いつとなくいとゞはもとよりなどいふ事と成にて哥にも詞にもその心にいふめりそれにつきて物語ふみの注に取速也といへるは推はかりの説にて古へなき事也されともこゝにはそれにならひてかゝれしかばこゝはしたがひてもとよりてふ意として有へし

此には去の畧にて万葉などに過にしを過去行にしを行去又往の字をも書たり古今集序になりにたりといへるもなりいたりてふ事也注はわろし此には多く有也皆右のごとくてかなへり物がたりふみには大きらか又穩かなる意にいへり此ふみには老人らしきてふ意に用ゐられたりかゝる言も有まじともおほえず若やかなたらかなどのやかもらかも同じ意の助辭なれば也

諺注同

是は古言にあらず今京のいと後よりいふなれば顯の音をこゝの言めきていふと見ゆすべて物語ふみ又は承平天曆などの頃より字音を哥にもいひし多しさて顯にははやく有し事を今こゝに思ひ合する事に用る時は實にてふ意とも成故に後世實の字をも書めり

只やみて物せさりし也尋ね得さりしてふ注は過たり

同ウ
やみにし
諺注五番ウ
要解三番ウ
えもいはず
諺注五番ウ
たまらん

得ていひもとられずてふ言を畧せる言也是は今京よりの言なり解はもたらす

たまはらんを畧してはたばらんといふ也こはもし書手のたがひかばの濁とまの清音とは相通はし

いふ古例なれば誤りといふにはあらねど言便の例にたがへはいふ也

此てを濁れるはひがと也さは志加反にてしかしてはてふ言也

同

傍に敢と注せしはいかにや此言は字にては不得在者と書へき也

同

此言は本忌慎よりおこりて大切にする事に轉じたりこゝもその意也注はまきはし

同
あはれ
要解三ウ

是はあゝと歎くをいふ故に悦びにも悲にもおもしろきにもいふなり古語拾遺に天晴と注したるは誤れり

同

本は手のまゝてふ言にて手してなす事よりいへるを源氏物語など酒置たる後世ふみには心してす

要解三番ウ
てづから

るをもみづからなす事には皆いへりこゝにもそをうつし書たり

諺注五番ウ
たづね聞えん

人の物いふをもわが人にいふをもきこすとも聞えんともいふは本耳にきくよりおこりて只物いふ

諺注六番ウ
やをら

事にもいへり物語などにはそのよしなき所にもつけたる事有

諺注七番ウ
沙汰

此注の中に漸といへるはよし此言やうらゝてふ言を後に畧しいへるにて古言にはあらず今昔物

語に和の字を用ひしは意はさる事にて假字かなはず

諺注七番ウ
沙汰

後世是に沙汰の字を用ひて世説などの義とのみ思ふはいかにぞや皇朝の古へなき事也万葉にとそさた多き此さた過てともいひ後の物語ふみにさた過人などいふも共に定の意也後のものに此さためにしてといひ公の訴など斷決する所をさだの庭といふも皆定めめの意のみこゝの意も法義を論し

同八番ウ
うたて

定め考へ定むる事と見て聞ゆよりてさだのだを濁るをよしとす

是を薄情と注せるは何の事ともなし此言は万葉によるに本うたゝしと云を畧してうたゝともう

たてともいふ也古事記にすさの命を天照大御神のさまとよくもあしくもとりなし給へと

何如にしても猶惡き事のみ爲給ふ事を轉ありといへり物の何れに轉しみてもよからぬ事をから文

にも轉銷然など云り万葉古今集などに有は皆此意也それよりうつりて源氏物かたりなどには物の

重り過たる事餘りなるまで有事などにうたてといへりさてうたてうはうたてくを延てうといふ平

言也且是を後世人は愁き事とのみ思へるは本しらて末をとる也たとへばとすればかゝりかくすれ

は又違ふ様の事有時に轉き事といふをさる事は憂きものなれば末にてうき意の如くなるめり後世

ほど追々に言のうつり行を本を極め置て見る時はそのうつりし事しらる既源氏物かたりの比

は古言のいく度もうつりし上にていへれば本言にあらぬ事多し後世人古學なくて注などせしはす

へて違ふ事多き也こゝは源氏にいへるをうけてなどか餘りなるまで、――の意にかゝれしもの

要解六番ウ
わりなき

也次下に有此言とも是をもて心得へし

と也解はわ

諺注十二ウ
かやすく

此かは發言にて万葉に青きを香青黒きをか黒き物かたり文にかよれるすがたその外にも多くてかに意なし此注にたやすきと別の様にいふはいかにたやすきは手にてなしやすきより出て何にもやすき事をいへば終に同じ事也

此注聞えがたし是は手に持たる物の置所なくて煩ふをもとにてさる類にさま／＼用うるのみ

あへは合也

万葉に専ら痛の字を用う又甚太などの字を書しかど是は餘意にて書り此注甚の字にてと有はいさ

ゝかかたよれり

しかしてを畧めいふ辭也注に扱と有は後世人のいづこよりもてこし字にや俗字と見え且かく書て

は言の意もしられざる也

何せんずるかのせるを約めて其すの濁りをしにほとこしたる也是は平言也雅には何すとかといへ

り下のはゝ助辭のみ心なかへすかはにあらで

かこまへの畧にてまへは辭也こゝにひしとゝ注せしは餘りに遠し此左にかまへておほゆるとは心

ゆるびずと有に依にもしたしからず聞ゆる注也

字良具波志てふ言也そのうらは心也久波志は古へ物を美る言にてくはしめ細馬花ぐはし名細など

いへりさて良久の約留なれば字留波志とはいふめり且万葉に此言にも愛の字書しは意を示すの

み

たしか成古事のあらんと注せしはかしこかりし智者たにもとあればよしあらんとの事かとは古今

集戀にたねしあれば岩にも松は生にけり戀をしこひばあはさらめやはてふをかりてかの往生のお

諺注廿一オ
いはにも松は

要解十一オ
うるはし

諺注十九オ
かまへて

要解八ウ
なじかは

諺注十五ウ
さて

諺注十四ウ
いたく

諺注同
もてなやむ

要解七ウ
給ひあへ

諺注同
かやすく

要解十二オ
さすが

ぼつかなきも本願によりて願ひに願はゞと決定せしといふ意にて足ぬべく覺ゆ注はいさゝか入過

同ウ
あちきなさ

いたるにあらすやいかゝ哥も後世なるを引て本をは引ぬはいかに

諺注廿二ウ
そこはかとなく

しかしながらの約なる事既に出

諺解廿三オ
あさまし

かを添辭といふは委しからず

諺注同
おうけなき

是を淺き意と誰も思ふはひがと也をそましてふとを通はしいふ也吾身を吾と惡むとにすへていへ

諺注廿三ウ
ゆめ／＼

り譬へはあざみ草ははり有てをそましきよりいふにて知へし然はさを濁るへきを清て唱へ來れば

要解十三オ
おうけなき

今はしたかひて濁らぬ人も有へし

諺注廿三ウ
ゆめ／＼

負氣無の意なれば我に似合ぬ事と解するはよし應の字音もて注せしはわろし

諺注廿五オ
ほとり

古へいみつゝしむ事をゆめといへりこゝもいみつゝしみて目にかくまじきといふ也注無はいかゝ

要解十六ウ
思ひあへる

既にも委くいへり

同
こゝち

川にては彼此の岸の方をいふ傍注遠きに過てまどはし

諺注上末初ウ
けうとく

抄にわが心の内の事をさくりとわりてといふよりいへは是も思ひ合る意に書れし也

諺注同
すまはし

心持の畧也

要解十七オ
けうとく

花鳥の説の如く氣疎にて思ひうとまるゝ事也外の事はよくもあたらす

諺注同
すまはし

すまふとは身をかまへて人にしたかはぬ也相撲もかまへて互にたふされじとするよりいふめりこ

諺注同
要解十七オ
あさはか

ゝにはそれを心におもひ退かれきはしき意に轉しとられたり
はかは既いふ如く計也八雲の御説はわろし又万葉に淺らと云は只淺きにてらは添ていふ例也こゝ
に引へき哥にあらす○解に此はかをはかなきといへるはわろし無のとはなし

諺注二番オ
要解十七ウ
おそり

おそろしみといふを畧き約めておそりといへり古今序に人のみゝにおそりと有も是也古へしたれ
といはでしだり岩にふれといはで岩にふりといへるはしたれたるふれてなどいふをりにつゝめた
る也したれふれといふは下にてを畧せるにて後世也古言はりといふ中に辭をこめつればそなはり
て委しすべて古言はかく有て後世人は此味を心得ぬ也古言を解に此こゝろ專要也黒をくり編をふ
とば

諺注四番オ
はた

是を後世またに同しとするはひがと也又ならは何そまたといはざらん万葉集中に考るに果してと
云意也古今集にわひぬれは今はた同しと云も今はたして同しと云にて聞ゆ

同ウ
はかなく

是も已にいふ如く計無也それを物の分量とりとめも無に轉しいへり愚なると取は轉々に過たり
越ものなくと注せるとあれど源氏物語の末に至てさては聞えぬ所多し事の外といふは少し似つか
はし此言は古へ有となし中世の平言なれば巨の字音にこゝの助辭をそへて巨な事といふならん

同ウ
こよなく

源氏などの比には字音をこゝの言めきていへる多き也且此なくは無の意にあらすな助辭にくを
添たる也たとへはあらしき事をあらけなくといふか如し

諺注六番ウ
さらなる

こゝはいはんも今更めきたる事なれどもと云也此注わろし
ましの辭は皆むを延たる也既に出

諺注十番オ
うたて

此事上にいへりこゝも注は何ともなし

同
かたくな

偏よりたる事也くなしは辭也いしくなしと云いしは稚弱の意にてくなしは云々らしきといふを對
へしれ注に愚癡を万葉によめりといふはひがと也しかよめるとなし

諺注十五オ
要解廿四オ
はしたなき

此言は竹取といせ物語をはしめてふみとに多し注も多かれど皆よしもなき事也竹取にみこは立も
はしたるもはしたにておはします。清少納言が他にはしたなき物てふ條に。人を呼に我がとて
出たる。まして物くるゝをりなどいへるを見よ。又源氏にはづかしき心の所にも用のたり。然れ
は端方無てふ言にて事によりて立もさられず。をりもせられぬ様の事有所にいふ也いせ物語には
故郷に。本よろしき人のせんかたなき様にて住るをいへり。それ轉してはつかしき心ともなりぬ。

諺注十八オ
かこつ

いせ物かたりの眞字の字はさま／＼戲書しかは意にあたるは少し。さてこゝにはいかに心得て書
れしやらん心得かたけれと。強ていはゞ。古へ間字をはしとよめり。後世下仕の女をはしたも
といふに少し上ぶりと下なるとの間なる意也。又よき人の賤き事するをはしたなしともいへり。
此はしたなきはあらく強き意あればその意にて傍注の如く強きものとの事か。又無端の字をはし
たなくといふは。せんかたなき意なる事。上にいふにひとしそれを左右みず念力は一向なる意に
とられしか。思ふに此意ならん

諺注廿ウ
さす

かけつけるにて託著也かこちといふも同しその中に哥によりその物にうらみなどをよする意にい
へるもあれどそは轉せし用ゐるさま也本言はたゞ何にてもそれによせかくる事にてこゝにかなへり
注もあしからず
しかしながらてふ言を畧してしかすがといひそれを又約めてさすがといふ也委しくは下にいへり

西要抄言釋上終

西要抄言釋下

詠注下本八ウ
さしも
詠注同
さるは

要解五オ
うちたへ

要解同
そらく
詠注十一ウ
侍るから

要解六オ
めづらしき

如是しも也しもは辭也注いか

所によりてはしかある時はてふ意に物語ふみにせりこゝはしか有人はてふ意に書給へるなるへしかく様のさは凡志加反也

此抄の意を思ふに。こは打絶にて。うちたえと書べきを後にへに誤りしならん。なぞといはゞ。古へうつたへてふ言はあれどうちたへてふはなし其うつたへは物をひたすらにする也。然ればこゝにはかなはず。仍て打絶ならんといふ也

疎畧の字音也解にいへる鷹とはも即疎畧といふのみ鷹とは後世との多ければ字音有也

源氏花宴の末をいとうれしき物からと書とめたるはうれしきものなからてふ意也惣て今京此方の哥などに物からといふは物なからのなを畧せし言也されどこゝは只からとのみ有てからは目の意にて疎畧なるにて侍るよりいかゝとふを畧せしもの也此からてふ辭は万葉などに多し右の源氏を引たるはあたらず文は源氏の體にて意は異也

めづはほめいつのほいを畧ける也良は例の添いふ辭。志支は繁きてふ言にて事を深からする辭也うれしきかなしきの類のしき皆是にて古事記に穢繁國と書つ〇万葉此言にも愛字を書しはとわりをしめすのみ〇神功皇后紀に希見物と書しは希なる物は愛らるゝ故にて轉したる意也本言はたゞほむる事のみぞ。然るを中下の世には此希なる事にのみうつりていふを解に此言は神功紀を初め也といへるはいまたしかりけりかの紀なるは愛べき物ぞと仰せられしを後に希見と書なせしにこ

要解同
心ばせ
同六ウ
あえぎ

詠注十八オ
はしたてゝ
要解
しかなから
要解十紙オ
あはれ
詠注下本四オ
給ひあへ

詠注六紙オ
要解十四オ
かつうちきえて

そあれ惣ての事古意古言を知て後に轉を思はざるは前後の違有めり此抄などの如き後世のものにてはたゞ希なる意にてたれりなまゝに古言を擧いふ故に論に及へるのみ

目くばせのばせに同じく心あひ也解に字をみていへと皆事違

喘也かなは万葉に阿倍と書り解に枕さうしにあえくと書しとて疑はいかに彼さうしなどよし清少納言が自の筆なりともその比のかなはおぼつかなきにましていと後人の筆をやかなのあしく成し時代の事上にいひつ紀に神の秀庫も梯ハシのまゝといふを注すへし

既出

己出解はいつ

あへは万葉に勝堪などの字を植て物を爲に堪事也俗になしあふせるてふに同じ。こゝも給へは人に向ひてあがめいふのみにて念佛しあへよてふ言となれり然るをかく書れたるは文也一條々々の終ごとを同じ様にかきては拙くあきたくもあれは所々言を畧せしと見ゆ上の條にそらくなるにて侍るからとのみ有類猶見ゆ要解も是に准して見る

惣てかつてふ辭は二つの物を一度に爲とき其間にいふとばにて令に國に急事有時は且奏且行などいふ是也哥などに山の錦を織は且散ふる雪はかつそ消るかつこえて別れも行かあふ坂は人たのめなる名にこそ有けてふも逢といふ所に至れば即別るゝ故に且越てといひたりこれら後世の注ともは皆わるしこゝも目むかひの所は雪のふるまゝに即消るをいふにて且のとばかなへり〇こは暫の意にはあれど用ゐ様有とば也こゝの意は雲間に日影のさす程にふる雪の且ふれば且消る如く妄念の且おこれは佛のみかけに且うするを譬たりすへて二つの事を一度になす時其間にいふ言と

諺注同
要解同
かつ

知へし古今集にふる雪は且ぞけぬらし咲と見しまに且ちりにけりかつこえてわかれも行かなど皆此意もてとくへしその二つの間にいひがたき時ははなちていへるもあれどこゝろはひとし是は右のかつ消るのかつとは用の様と也同し様に注せしはわろし引たる哥のかつ／＼は只少しふるあられといふの意也さてこゝの言は注の如く少づゝ消るよし也右のかつを重れて一處にいへる也常にいさゝかの事をいふとは少し用ゑ様

要解同
しば

万葉しは／＼てふ言に數の字書し多きは解に云か如し解にほとゝきすとはたの浦の數浪の屬けなてにはよろしからず今本の調もわろし

諺注九番
早晚
諺注同
たへがたき

おそくもとくもてふ言をかく書にて俗言にあらす此注いかゝ堪の假名はたへ也たふ絶のかなはたえ也たゆたやす五音をはたらかせて知へし凡此書かなは多く誤れとも中にかゝる類は正さでは意を失ふ也こゝは本文はよし注はひが事也

諺注十二
おふな

物語におふな／＼思ひはすへしておふな／＼を随分と書るを右の宣命にむかへ見るに其身の力らの分に随ふほどの物負ふをいふ也さてその分にしたがふほどの心をつくす事に轉じていふ時ねもごろなる事と成也いせ物かたりなるは分にしたがふほどの戀はすべし今吾賤くして貴き人を戀故にかなはで落しとよめる也その言になぞへなくといふは平等無にて貴と賤とをいへり此哥を諸注皆解し誤れるを其後の人其注によりて皆まどへり源氏物語又慈鎮和尚のおふげなくとよみしも皆此重荷を負なる力の分に随ひしたかはぬよしにていへるをそれをも諸注皆誤りぬ右の如くなれ

諺注十五
要解十八
いし

はかなはおふな／＼と書となるをさま／＼書るはひがとぞおふげなくもかく書へし凡六百年ばかり此かた假字の定めを失ひてより言の意を解道も失へりかなてふ物は甚大切の事にて上古より延喜承平の比まではよろしかりしを其後漸に古學を失ひ行て終にみたりに成ぬ此書もかなは大かた誤れり

諺注二十
あひたる
諺注廿六
いづこ

こゝは信し合せたる也解に定と書しは違し
万葉其所此所と書ていづこは何所の意也此注は事前後せり

諺注廿七
なほざり

なほざりはなほ／＼のすさみごと也此なほは平直の人人をなほびとゝいふ類のなほにて大かたにする事也すさみは進にて口すさみ手すさみのすさみに同じ仍て物を大かたにするをなほざりといふ

諺注同
さすが

しかすがともいひ委しくはしかなからといふ也しか反さ也依てしかを約めてさといひ又しな反さなるを同音を轉してすといふ下のらは畧せり然れはさすがはしかながらてふ意なるを是は彼に向ふ時しかはてふをそを畧して其ぞの濁りをしにのこしたる也しかは如し是の二字を用う

同
なしかは
諺注廿七
おふげなき

是は何ぞしかはてふをそを畧して其ぞの濁りをしにのこしたる也しかは如し是の二字を用う
負氣無也此傍注はわろしかなもわろしわれに似あはぬと注せしはしか也

西要抄言釋下終